

第 3 次小野市障がい者計画
第 5 期小野市障がい福祉計画
第 1 期小野市障がい児福祉計画

～インクルージョンおのプラン～



平成 30 年 3 月

小野市



「第2次小野市障がい者計画・第4期小野市障がい福祉計画」が平成30年3月をもって終了することを機に、より時代に対応した計画となるよう「第3次小野市障がい者計画・第5期小野市障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

今回の計画においては、障がい児への支援内容を整理し、医療的なケアが必要な障がい児のニーズに対応した内容を加えた「第1期障がい児福祉計画」を追加しております。

すなわち、医療的ケア児への支援を調整するコーディネーターを配置するとともに、教育と福祉の協議の場の設置や、障がいのある児童に関する相談窓口を設置し、包括的できめ細やかな支援体制の整備・充実に取り組むことにしております。

現在、国の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、様々な障がい福祉サービスを実施しているところですが、小野市独自の障がい福祉施策として、平成27年に人工内耳の外部装置の購入助成制度を導入し、平成28年には聴覚や視覚に障がいのある方を支援するための「小野市手話、要約筆記、点字等意思疎通手段利用促進条例」を制定する等、時代の変化に合わせ独自の支援を行っているところであります。

小野市では、「顧客満足度志向」「成果主義」「オンリーワン」「後手から先手管理」という「行政経営4つの柱」をもとに一貫した行政運営を行っております。障がいのある方々へのサービスに関しても、ニーズを的確に把握し真の「顧客満足度志向」をめざし、障がいの有無を問わず、すべての市民が“かけがえのない個人”として尊重され、地域でともにいきいきと暮らせるまちを実現していく必要があります。

今後は、本計画に基づき、福祉関係団体、社会福祉協議会など多くの皆さまと連携しながら、障がい者（児）施策のさらなる推進に取り組んでまいります。最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見とご提言をいただきました小野市障がい福祉計画等策定委員会委員の皆さまをはじめ、ご協力をいただいた市民の皆さまに厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

小野市長
蓬 萊 務

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	6
3. 計画の期間.....	7
4. 計画の策定体制.....	8
第2章 障がいのある人を取り巻く現状.....	9
1. 障がいのある人の推移.....	9
2. 就労の状況.....	16
3. アンケート調査結果の概要.....	18
4. これまでの小野市障害者自立支援協議会における議論からの課題.....	34
第3章 計画の基本的な考え方.....	35
1. 計画の理念.....	35
2. 計画の視点.....	36
3. 施策体系.....	37
第4章 障がい者計画.....	38
1. 差別の解消・権利擁護.....	38
2. 生活支援.....	45
3. 保健・医療.....	56
4. 教育・育成.....	65
5. 障がいのある人の雇用・就労.....	71
6. 生活環境.....	74
第5章 障がい福祉計画.....	82
1. 基本的理念.....	82
2. 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	84
3. 平成32年度における成果目標.....	86
4. 障がい福祉サービスの見込量と確保方策.....	89
5. 地域生活支援事業の見込量と確保方策.....	94
第6章 障がい児福祉計画.....	103
1. 平成32年度における成果目標.....	103
2. 障がい児支援事業の見込量と確保方策.....	104

第7章 計画の推進.....	107
1. 推進基盤の整備.....	107
2. 計画の点検・評価.....	107
資料編.....	108
1. 計画の策定経過.....	108
2. 小野市障がい福祉計画等策定委員会実施要綱.....	109
3. 小野市障がい福祉計画等策定委員会委員名簿.....	111
4. 用語解説.....	112
5. 本市の相談窓口及び障がい福祉サービス提供事業所一覧.....	117

インクルージョンおのプランとは？

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりがお互いをかけがえのないものと認め合い、共存・共生しながら包み込まれる（インクルージョン）まちをめざす計画として、この計画の愛称を「インクルージョンおのプラン」としています。

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の障がい保健福祉施策の動向

国の障がい保健福祉施策においては、平成 26 年 1 月に障害者権利条約の批准と、それを契機とした国内法の整備・改正が行われ、障がいのある人への支援に関する制度や施策の考え方は近年大きく変化しています。平成 23 年の障害者基本法の大規模な改正においては「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という理念が掲げられ、障がいのある人への支援に関連する法律すべてに通じる基本目標とされました。

そのほか、障がいのある人の定義についても、「個人の機能障がいに原因があるもの」と考える「医療モデル」から、「社会的障壁」による日常生活や社会生活に制限を受けることを問題にする「社会モデル」に大きく転換し、共生社会の実現は社会全体の課題であることが示されています。

また、平成 23 年の障害者虐待防止法、平成 24 年の障害者総合支援法（障害者自立支援法の改正法）、平成 25 年の障害者差別解消法の制定や、同じく平成 25 年の障害者雇用促進法の改正など、共生社会の実現に向けた障がいのある人の権利擁護、生活支援、差別解消、就労等の幅広い分野での法整備が進んでいます。

さらに、平成 28 年 4 月には障害者差別解消法が施行され、共生社会の実現に向けた取り組みが、より一層推進されています。

(2) 福祉サービスの動向

福祉サービスにおいては、平成 15 年度から従来の「措置制度」が「支援費制度」に移行し、利用者がサービスを選択・決定できるようになるとともに、サービス提供体制の拡充が図られました。その後、平成 18 年 4 月には障害者自立支援法が施行され、平成 25 年 4 月には障害者総合支援法が施行されることとなりました。

障害者総合支援法では、障がいのある人等が日常生活または社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保や、どこでだれと生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行わなければならない旨が理念として掲げられています。

また、障がい福祉サービス等の対象に難病患者等が含まれることになったほか、平成 24 年 4 月には児童福祉法が一部改正され、障がいのある児童を対象とした福祉サービスの体系が見直しされ、身近な地域で支援が受けられるよう障がい児支援の強化が図られました。平成 30 年 4 月からは、障がいのある児童のサービス提供体制の計画的な構築が進められることとなります。

さらに、障害者基本法や障害者差別解消法などの法整備のほか、平成 30 年からは改正された障害者総合支援法が施行される予定となっています。障がいのある人の就労支援や地域でも安心して生活できる社会の実現など、地域社会の理解と協力を得ながら取り組むことの重要性が増してきており、国の障がい者制度の動向を加味したさらなる障がい者施策の展開が求められています。

（３）各分野の動向

①就労支援

平成 24 年 6 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」が公布され、平成 25 年 4 月に施行されました。障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、それによって障がい者就労施設で就労する障がいのある人、在宅で就業する障がいのある人等の自立の促進に資することを目的としています。

また、平成 25 年 6 月には「障がい者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、雇用の分野における障がいを理由とする差別の禁止及び障がいのある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）等が定まり、平成 28 年 4 月に施行されました。

さらに、精神障がいのある人を法定雇用率の算定基礎に加える等の見直しが行われ、平成 30 年 4 月から施行されることとなりました。

②精神障がいのある人の地域移行の促進

平成 25 年 6 月に「精神保健および精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、一部を除き平成 26 年 4 月より施行されました。精神障がいのある人の地域生活への移行を促進するため、精神障がい者の医療に関する指針（大臣告示）の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等を行うこととなりました。

③権利擁護

平成 23 年 6 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が公布され、平成 24 年 10 月に施行されました。障がいのある人に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がいのある人に対する保護及び自立支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的としています。

また、平成 25 年 6 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が公布され、一部を除き平成 28 年 4 月に施行

されました。この法律は改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化するもので、障がいを経由とする差別の解消を推進し、障がいのある人に対する差別の禁止や、被害を受けた場合の救済等を目的として制定されました。

併せて、平成25年5月には「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」が公布され、同年6月に施行されました。これにより、同年7月1日以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人の方は、選挙権・被選挙権を有することとなりました。

④発達障がい者支援

平成16年12月に発達障害者支援法が成立し、平成17年4月に施行されました。これによって、施行以前には支援の対象外であった知的障がいを伴わない発達障がいも支援の対象となりました。

また、平成22年12月には障害者自立支援法、児童福祉法の中で発達障がい障がい者に含まれるものであることが明確化されました。

さらに、平成28年6月に公布、同年8月に施行された「発達障害者支援法の一部を改正する法律」では、発達障がいのある人への支援が切れ目なく行われること、発達障がいのある人の社会的障壁を除去するために行われること、また、その意思決定の支援に配慮しながら共生する社会の実現に資する旨が、基本理念として新たに盛り込まれました。

⑤教育・文化

平成25年度から始まった国の第3次障害者基本計画では、改正された障害者基本法に基づき、「インクルーシブ教育システムの構築」がうたわれています。ここでは、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、同じ場でともに学ぶための環境整備がめざされています。また、平成29年3月には「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」が策定されるとともに、同年4月には特別支援学校学習指導要領等が公示されるなど、特別支援教育及びその実施体制のさらなる充実がめざされています。

平成23年に成立したスポーツ基本法では、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」（第2条第5項）と定めています。同法に基づいて平成24年に策定された文部科学省のスポーツ基本計画では、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題として、障がい者スポーツの推進が図られています。平成26年度からは、全国障害者スポーツ大会などのスポーツ振興の観点から強い障がい者スポーツ事業が厚生労働省から文部科学省に移管され、スポーツ政策として一体的に推進されています。

⑥障がい児支援

平成 22 年の法改正により、それまで児童福祉法と障害者自立支援法によって実施されてきた障がい児支援は、平成 24 年度より児童福祉法に根拠規定が一元化されました。これに伴い、従来都道府県が実施してきた通所施設における支援と市町村が実施してきた児童デイサービスは、新たに市町村の児童発達支援と放課後等デイサービスに再編されています。加えて、保育所等に通う障がいのある児童への支援に対応して保育所等訪問支援が創設され、全体として障がいのある児童への支援の強化が図られています。

また、平成 30 年の国の障害福祉計画等における基本指針の見直しにより、障害児福祉計画の策定が義務づけられ、障害児通所支援等の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための仕組みが導入されることとなりました。それに伴い、居宅訪問型児童発達支援の創設や児童発達支援センターの設置など、より一層、障がい児支援の提供体制の整備等が図られています。

（４）本市の動向

国や県の動向を踏まえ、小野市においては、平成 18 年度に『小野市障害者計画・第 1 期小野市障害福祉計画』を策定し、障がい福祉の充実に向けた目標及び具体的な取り組みを計画的に推進してきました。

以後、平成 20 年度には『第 2 期小野市障害福祉計画』を、平成 23 年度には『第 2 次小野市障がい者計画・第 3 期小野市障がい福祉計画』を、平成 26 年度には『第 4 期小野市障がい福祉計画』を策定し、障がいの有無にかかわらず、市民一人ひとりが「心ゆたかにいきいきと暮らす」こと、「心がかよい合い、地域でいきいきと暮らせるまち」づくりを推進してきました。

このたび、平成 29 年度に計画期間が終了することから、これまでの障がい福祉施策の取り組みを検証し、見直しを行うことで、障がいのある人が地域の中で人格と個性を尊重され、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）の実現に向け策定するものです。

障がい者関連法整備の主な動き（「障害者自立支援法」施行以降）

年度	主な動き
平成 18 年	「障害者自立支援法」の施行（4 月） ・ 身体、知的、精神の 3 障がいのサービスを一元化 ・ 応能負担から応益負担へ 等 国連総会で「障害者権利条約」を採択（12 月）
平成 19 年	日本が「障害者権利条約」に署名（9 月）
平成 21 年	「障害者雇用促進法」の改正・施行（4 月） ・ 障害者雇用納付金制度の適用対象範囲を拡大 等
平成 23 年	「障害者基本法」の改正・施行（8 月） ・ 差別の禁止、教育・選挙における配慮を規定 等
平成 24 年	「障害者虐待防止法」の施行（10 月） ・ 通報義務、立入調査権を規定 等
平成 25 年	「障害者総合支援法」の一部施行（4 月） ・ 理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 国において「障害者基本計画（第 3 次）」策定（9 月） ・ 基本原則の見直し、障がい者の自己決定の尊重を明記 ・ 計画期間の短縮 等
平成 26 年	「障害者総合支援法」の改正・施行（4 月） ・ 障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助の一元化 等 日本が「障害者権利条約」を批准（1 月）
平成 28 年	「障害者差別解消法」の施行（4 月） ・ 差別の禁止、差別解消の取り組みの義務化 等 「改正障害者雇用促進法」の施行（4 月） （一部、平成 30 年 4 月施行） ・ 差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 「成年後見制度利用促進法」の施行（5 月） ・ 利用促進等の設置、利用促進に関する施策 等 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行（8 月） ・ 切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 29 年	国において「障害者基本計画（第 4 次）」策定（3 月） ・ アクセシビリティの向上、性別・年齢による複合的困難への配慮 ・ 統計、PDCA サイクルの充実 等
平成 30 年	「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（4 月） ・ 障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等

2. 計画の位置づけ

(1) 計画の法的な位置づけ

「第3次小野市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般に係る理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。また、国の障害者基本計画（第4次）及び本市の夢プラン2020おの総合計画、第3期小野市地域福祉計画を上位計画とし、本市の他の関連計画との整合性を踏まえ、策定しています。

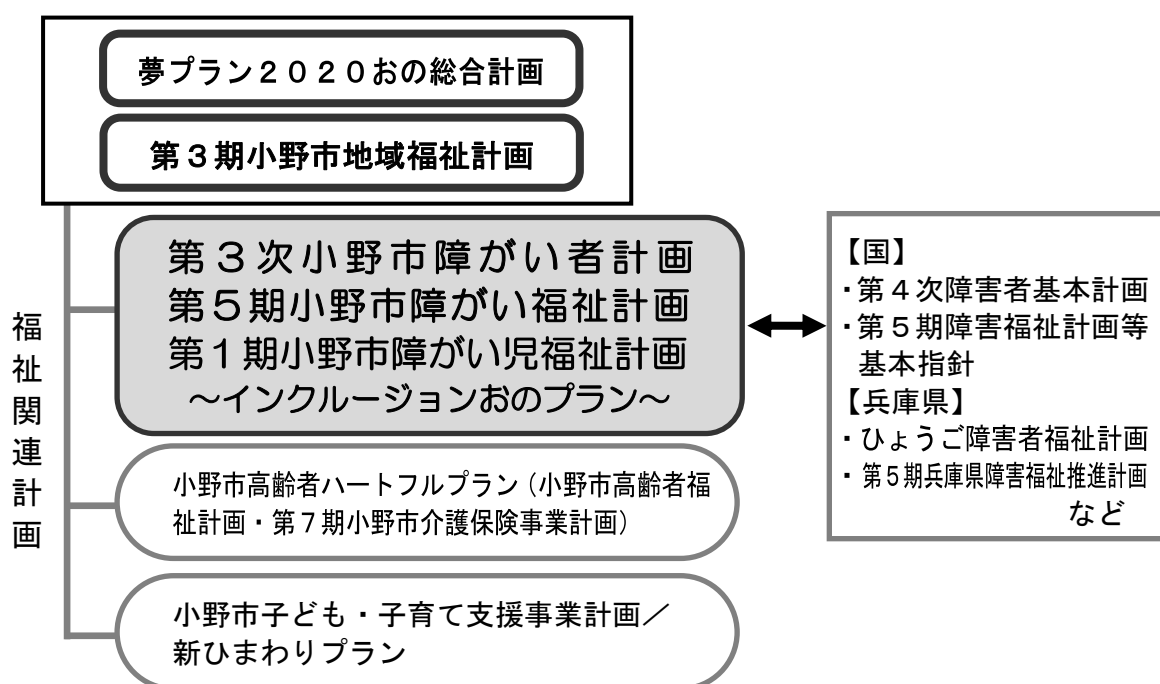
「第5期小野市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

「第1期小野市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に定める「市町村障害児福祉計画」を含むものとして策定するものであり、障がい児福祉サービスに関わる提供体制の確保や必要な見込み量等について、計画的に整備するためのものです。

本市では、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりがお互いをかけがえのないものと認め合い、共存・共生しながら包み込まれる（インクルージョン）まちをめざす計画として、愛称を「インクルージョンおのプラン」としています。

(2) 他計画との関係

本計画は、夢プラン2020おの総合計画や第3期小野市地域福祉計画に基づいた障がい福祉サービスなどの提供に係る分野別計画として位置づけるとともに、市の関連計画との整合性を図ります。

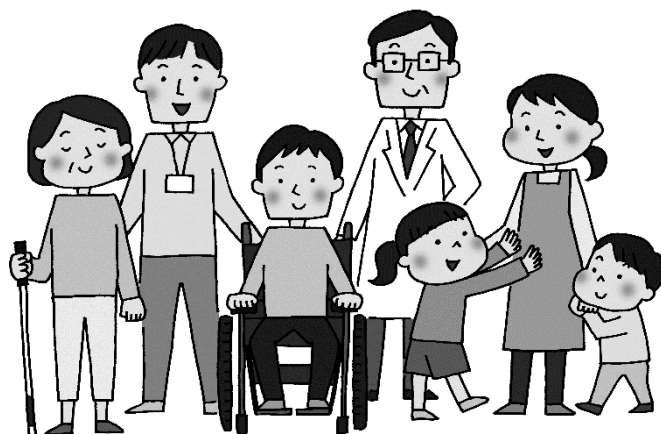


3. 計画の期間

「第3次小野市障がい者計画」の期間は、平成30年度から平成35年度までを目標年度とする6年間を計画期間とします。

「第5期小野市障がい福祉計画」及び「第1期小野市障がい児福祉計画」の期間は、国の方針で平成30年度から平成32年度までの3年間となっています。

計画名	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)	平成 33年度 (2021)	平成 34年度 (2022)	平成 35年度 (2023)
小野市障がい者計画	第3次					
小野市障がい福祉計画	第5期			第6期		
小野市障がい児福祉計画	第1期			第2期		



4. 計画の策定体制

(1) 各種会議等での審議

計画策定にあたっては、小野市障がい福祉計画等策定委員会や庁内の関係各課等と、各種調査の実施内容や結果、計画内容等を検討しました。

(2) アンケート調査の実施

障がいのある人の生活状況やニーズを把握するため、郵送配布・郵送回収による障がいのある人を対象にしたアンケート調査を実施しました。

また、これまでの本市の施策や今後の課題等に関する意見を把握するため、小野市民に対して障がい福祉サービスを提供している法人を対象にしたアンケート調査を実施しました。

	障がいのある方〔一般〕対象調査			事業所対象調査
調 査 対 象 者	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉 手帳所持者	小野市民に対し障がい福祉 サービスを提供している市内 外の法人
配 布 数	613 人	314 人	193 人	180 件
	1,120 人			
抽 出 方 法	無作為抽出	全数抽出	全数抽出	全数抽出
調 査 方 法	郵送配布・郵送回収			郵送配布・郵送回収
有 効 回 収 数	686 人			90 件
有 効 回 収 率	61.3%			50.0%
調 査 期 間	平成 29 年9月8日(金)～9月 22 日(金)			

(3) パブリックコメントの実施

計画策定にあたっては、本市のホームページにおいて計画案を公表し、市民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1. 障がいのある人の推移

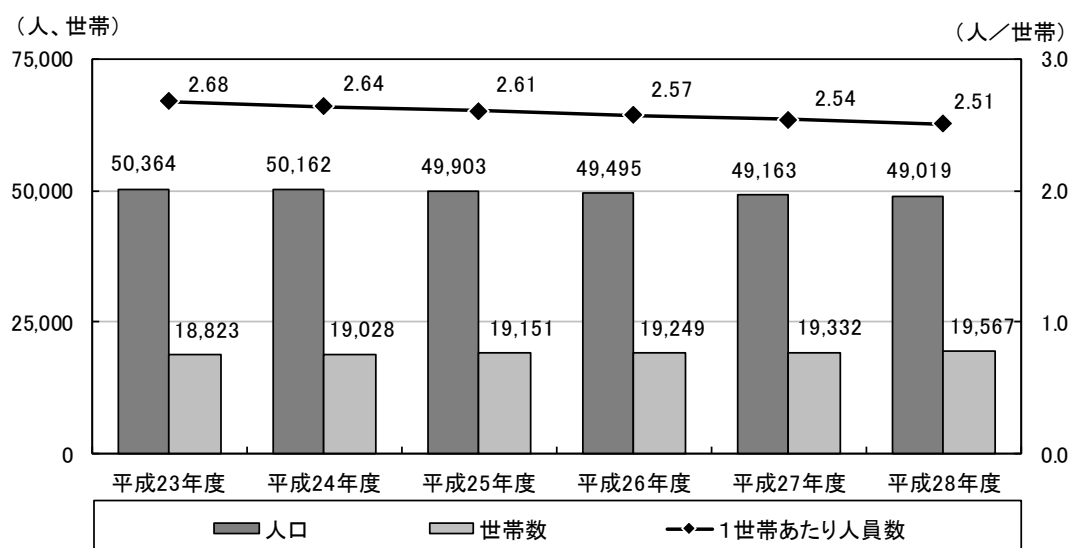
(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口の推移をみると、平成23年度以降は年々減少傾向にあり、平成28年度では49,019人となっています。

また、世帯数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成28年度では19,567世帯となっている一方で、1世帯あたり人員数については、年々減少傾向にあります。

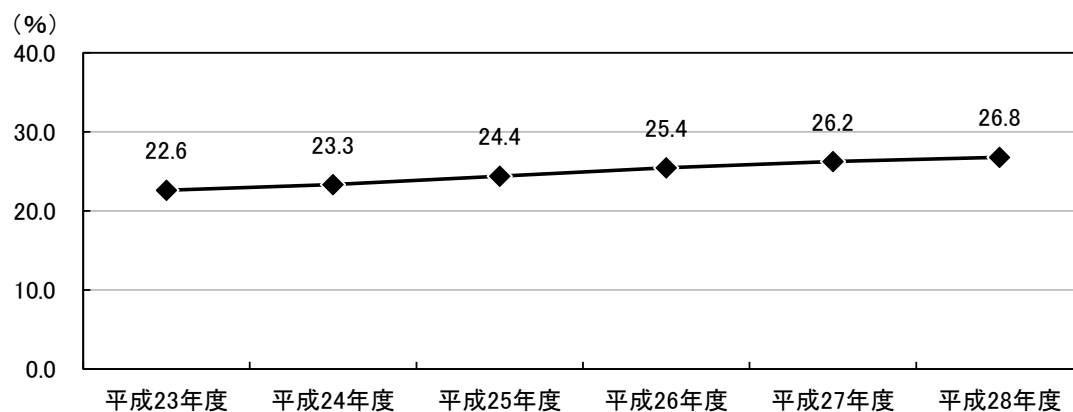
高齢化率の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成28年度では26.8%となっています。

■人口・世帯数の推移



資料：市ホームページ（各年度末現在）

■高齢化率の推移



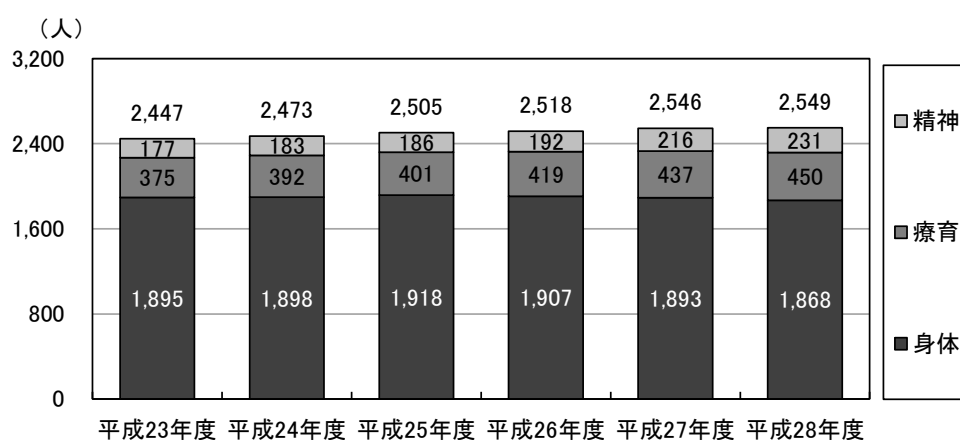
資料：市ホームページ（平成23年度は日本人のみ。各年度末現在）

(2) 障害者手帳の交付状況

本市の障害者手帳所持者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成28年度では身体が1,868人、療育が450人、精神が231人で合計2,549人となっています。

年齢2区分別に障害者手帳所持者数の推移をみると、18歳以上の障がいのある人は増加傾向で推移しており、平成28年度は2,367人となっています。18歳未満の障がいのある児童では平成27年度までは減少傾向で推移していましたが、平成28年度には微増となり、182人となっています。

■障害者手帳所持者数の推移



資料: 社会福祉課(各年度末現在)

■年齢2区分別障害者手帳所持者数の推移

(単位: 人)

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
障がい者(18歳以上)	2,254	2,283	2,320	2,337	2,366	2,367
障がい児(18歳未満)	193	190	185	181	180	182
合計	2,447	2,473	2,505	2,518	2,546	2,549

資料: 社会福祉課(各年度末現在)

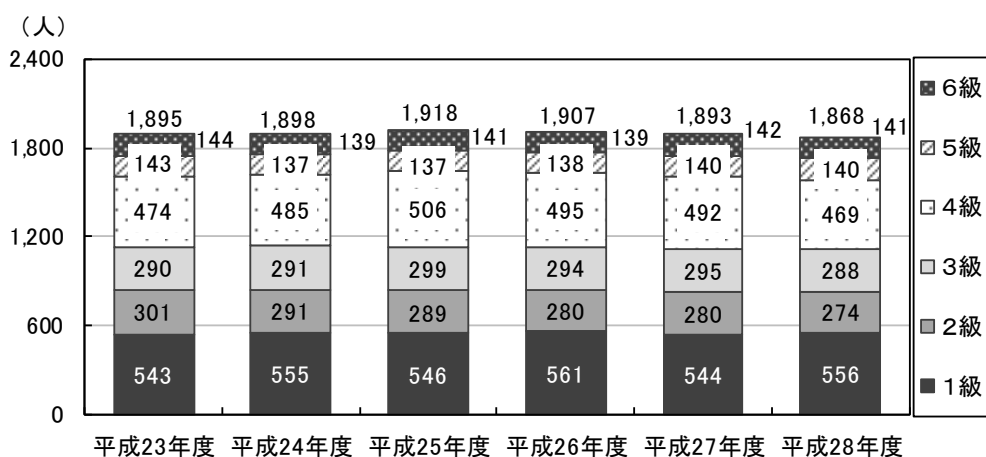
①身体障がいのある人

本市の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、増減を繰り返しながらほぼ横ばいとなっており、平成28年度では合計1,868人となっています。

等級別にみると、平成28年度では「1級」が556人と最も多く、次いで「4級」が469人となっています。

障がい種別にみると、「肢体不自由」の割合が最も多くを占めているものの、減少傾向にあります。また、「内部障がい」においては増加傾向で推移しています。

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移



資料: 社会福祉課(各年度末現在)

■等級別・障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位: 人)

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
1級	543(17)	555(16)	546(16)	561(17)	544(17)	556(20)
2級	301(6)	291(6)	289(5)	280(4)	280(3)	274(2)
3級	290(7)	291(6)	299(6)	294(6)	295(5)	288(5)
4級	474(3)	485(2)	506(2)	495(2)	492(5)	469(5)
5級	143(1)	137(0)	137(0)	138(0)	140(1)	140(1)
6級	144(4)	139(4)	141(5)	139(5)	142(5)	141(4)
視覚	112(3)	110(2)	107(2)	103(2)	108(2)	100(3)
聴覚・平衡	151(7)	150(6)	160(7)	162(8)	162(9)	157(7)
言語	16(0)	16(0)	15(0)	15(0)	16(0)	17(0)
肢体不自由	1,184(20)	1,181(19)	1,188(17)	1,163(16)	1,139(15)	1,125(18)
内部	432(8)	441(7)	448(8)	464(8)	468(10)	469(9)
合計	1,895(38)	1,898(34)	1,918(34)	1,907(34)	1,893(36)	1,868(37)

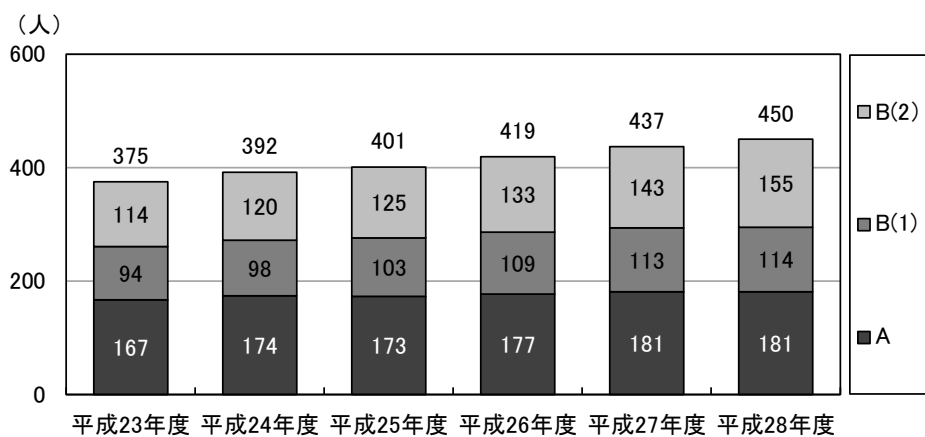
資料: 社会福祉課(各年度末現在)、括弧内は障がい児数

②知的障がいのある人

本市の療育手帳所持者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成 28 年度では合計 450 人となっています。

等級別にみても各区分ともに増加傾向にあり、特に「B（2）」は平成 23 年度から 36%増の 155 人となっています。

■等級別療育手帳所持者数の推移



(単位: 人)

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
A	167(40)	174(40)	173(34)	177(30)	181(30)	181(29)
B(1)	94(28)	98(26)	103(26)	109(26)	113(25)	114(18)
B(2)	114(87)	120(90)	125(91)	133(91)	143(89)	155(97)
合計	375(155)	392(156)	401(151)	419(147)	437(144)	450(144)

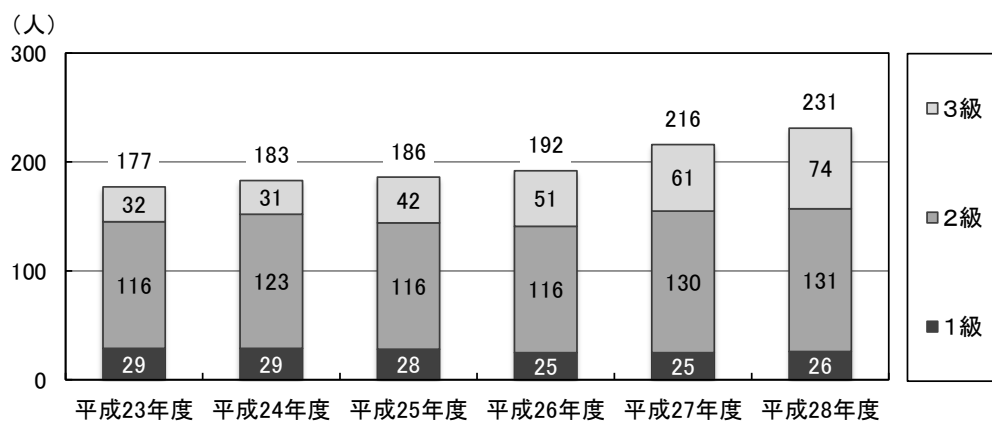
資料: 社会福祉課(各年度末現在)、括弧内は障がい児数

③精神障がいのある人

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成 28 年度では合計 231 人となっています。

等級別にみると、「2 級」と「3 級」において年々増加傾向にあり、平成 28 年度では「2 級」が 131 人と、全体の 5 割以上を占めています。

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：市社会福祉課（各年度末現在）

（単位：人）

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
1 級	29	29	28	25	25(0)	26(0)
2 級	116	123	116	116	130(0)	131(0)
3 級	32	31	42	51	61(0)	74(1)
合計	177	183	186	192	216(0)	231(1)

資料：社会福祉課（各年度末現在）、括弧内は障がい児数

(3) 医療等の状況

①自立支援医療の状況

自立支援医療費受給者数の推移をみると、「更生医療」、「育成医療」については、平成 26 年度までは増加傾向にありましたが、平成 27 年度に減少し、以降は横ばいで推移しています。「精神通院医療」については、平成 27 年度までは増加傾向にありましたが、平成 28 年度では一転して減少しています。

■自立支援医療費受給者数の推移

(単位:人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
更生医療	23	19	26	27	19	19
育成医療	0	0	1	4	3	3
精神通院医療	431	451	458	467	486	469

資料:社会福祉課(各年度末現在)

②難病患者の状況

難病患者数の推移をみると、「難病医療」については増加傾向にある一方で、「小児慢性特定疾病」については、平成 26 年度以降、減少傾向にあります。

■難病患者数の推移

(単位:人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
難病医療※1	243	270	295	324	343	364
小児慢性特定疾病※2	21	20	28	20	14	9

※1 平成 25 年度までは特定疾患、※2 平成 25 年度までは小児慢性特定疾患

資料:加東健康福祉事務所(各年度末現在)

(4) 特別支援学級等の状況

①特別支援学級(市内)の在籍者数の状況

特別支援学級(市内)の在籍者数の推移をみると、すべての区分において増加傾向にあります。

■特別支援学級(市内)の在籍者数の推移

(単位:人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学校	41	43	49	62	58	69	84
中学校	24	22	17	17	25	29	29
通級教室	27	21	37	37	64	64	64

資料:学校教育課(各年度5月1日現在)

②特別支援学校の在籍者数の状況

特別支援学校の在籍者数の推移をみると、小野特別支援学校では、平成 28 年度までは減少傾向にありましたが、平成 29 年度では一転して増加しています。県立特別支援学校では、平成 26 年度以降、一貫して減少傾向にあります。

■小野特別支援学校の在籍者数の推移

(単位:人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学部	14	16	18	18	18	17	21
中学部	24	19	15	11	11	8	15
合計	38	35	33	29	29	25	36

資料:学校教育課(各年度5月1日現在)

■県立特別支援学校の在籍者数の推移

(単位:人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学部	1	1	1	2	2	2	2
中学部	0	0	0	1	1	1	1
高等部	24	31	33	28	23	18	15
合計	25	32	34	31	26	21	18

※県立特別支援学校…のじぎく特別支援学校、視覚特別支援学校、姫路聴覚特別支援学校

資料:県立特別支援学校(各年度5月1日現在)

③兵庫県立のじぎく特別支援学校高等部の卒業生の進路先（他市通学者含む）

兵庫県立のじぎく特別支援学校高等部卒業生の進路先（他市通学者含む）の推移をみると、各年度とも「福祉施設通所・在宅等」が最も多くなっています。

■兵庫県立のじぎく特別支援学校高等部卒業生の進路先の推移

(単位:人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
高等部卒業生徒数	4	10	9	11	11	5
進学	0	0	1	0	0	0
就職	0	1	0	1	1	0
福祉施設通所・在宅等	4	9	7	10	10	5
その他	0	0	1	0	0	0

資料:兵庫県立のじぎく特別支援学校(各年度3月末現在)

2. 就労の状況

(1) 法定雇用率達成企業の割合、実雇用率の状況（兵庫県全体）

兵庫県全体の法定雇用率達成企業の割合について、平成 25 年度以降、増加傾向にあります。また、実雇用率についても、平成 23 年度以降、一貫して増加傾向にあります。

■法定雇用率達成企業の割合、実雇用率の推移（兵庫県全体）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
企業数(社)	2,681	2,698	3,011	3,010	3,069	3,078
(うち法定雇用達成企業数)	1,402	1,456	1,426	1,479	1,591	1,599
法定雇用率達成企業の割合(%)	52.3	54.0	47.4	49.1	51.8	51.9
基礎労働者数(人)	637,597	638,360	657,702	663,130	675,093	680,229
(うち障がいのある人の数)	10,939	11,398	12,073	12,609	13,267	13,397
実雇用率(%)	1.72	1.79	1.84	1.90	1.97	1.97

資料：ハローワーク西脇（各年度末現在）

(2) 障がいのある人の雇用の状況（西脇圏域）

ハローワーク西脇圏域における障がいのある人の雇用状況の推移をみると、平成 28 年度では就職件数の 3 障がいの合計が 146 件となっています。

■障がいのある人の雇用状況の推移（西脇圏域）

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	知的精神等	身体	知的精神等	身体	知的精神等	身体
新規求職申込数(件)	229		262		240	
就職件数(件)	124		149		146	
新規登録者数(人)	66	44	92	41	73	42
有効求職数(人)	2,396	2,976	2,621	2,844	2,607	2,620
就職中の者(人)	3,907	4,580	3,561	3,363	4,189	3,505
保留中の者(人)	340	581	1,313	2,178	1,558	2,394

資料：ハローワーク西脇（各年度末現在）

※ハローワーク西脇圏域（西脇市・小野市・加西市・加東市・多可郡）

（３）公共職業安定所に登録している障がいのある人の状況（西脇圏域）

平成 29 年 3 月 31 日現在のハローワーク西脇に登録している障がいのある人の状況をみると、『有効求職者』では「身体障がいのある人」が 50.1%、「知的障がいのある人」が 20.1%、「精神障がいのある人」が 28.6%、「その他の障がいのある人」が 1.1%となっています。『就業者』では「身体障がいのある人」が 45.6%、「知的障がいのある人」が 35.0%、「精神障がいのある人」が 18.6%、「その他の障がいのある人」が 0.9%となっています。

■公共職業安定所に登録している障がいのある人の状況（西脇圏域）

		登録者数							
				有効求職者		就業者		保留中	
		人	%	人	%	人	%	人	%
身体障がいのある人	視覚	434	2.6	193	3.7	107	1.4	134	3.4
	聴覚・言語等	1,183	7.0	257	4.9	627	8.1	299	7.6
	上肢	2,259	13.4	743	14.2	820	10.7	696	17.6
	下肢	2,453	14.5	694	13.3	1,158	15.1	601	15.2
	体幹	476	2.8	143	2.7	177	2.3	156	3.9
	脳病変	317	1.9	30	0.6	138	1.8	149	3.8
	内部疾患	1,397	8.3	560	10.7	478	6.2	359	9.1
	小計	8,519	50.5	2,620	50.1	3,505	45.6	2,394	60.6
知的障がいのある人		4,870	28.9	1,053	20.1	2,690	35.0	1,127	28.5
精神障がいのある人		3,335	19.8	1,495	28.6	1,433	18.6	407	10.3
その他の障がいのある人		149	0.9	59	1.1	66	0.9	24	0.6
合計		16,873	100.0	5,227	100.0	7,694	100.0	3,952	100.0

資料：ハローワーク西脇（平成 29 年 3 月 31 日現在）

※小数点第2位以下を四捨五入しているため、割合の合計が 100%にならない場合があります

（４）北播磨就業・生活支援センターの利用状況（北播磨圏域）

北播磨就業・生活支援センターの利用状況（北播磨圏域）の推移をみると、利用人数、相談・支援延件数ともに増加傾向にあります。

■北播磨就業・生活支援センターの利用状況の推移（北播磨圏域）（単位：人、件）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用人数	115	149	178(25)	205(30)	229(34)	276(40)
相談・支援延件数	2,292	1,880	2,165(239)	1,977(284)	2,146(309)	2,420(386)
職場実習件数	28	21	24(4)	27(2)	25(6)	26(2)
就職件数	34	23	21(1)	27(8)	24(5)	25(8)

資料：北播磨障害者就業・生活支援センター（各年度末現在）

※平成 25 年度以降の括弧内は、小野市民の利用状況

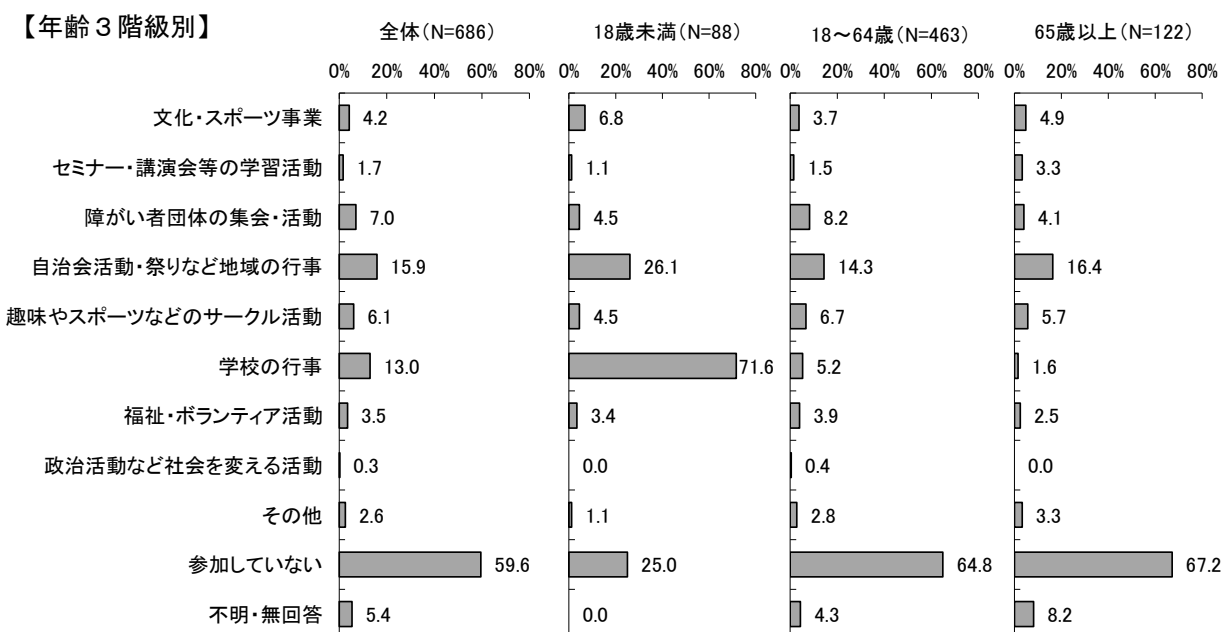
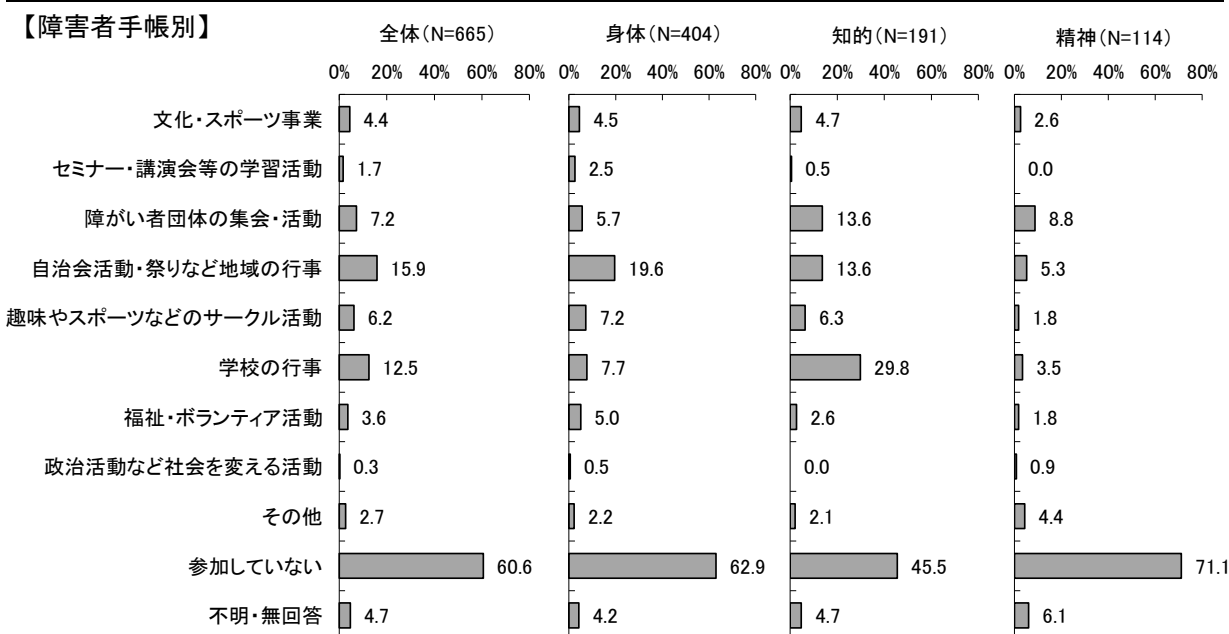
3. アンケート調査結果の概要

(1) 地域の行事や活動への参加、障がいのある人への理解について

①現在、参加している地域の行事や活動はありますか。(複数回答)

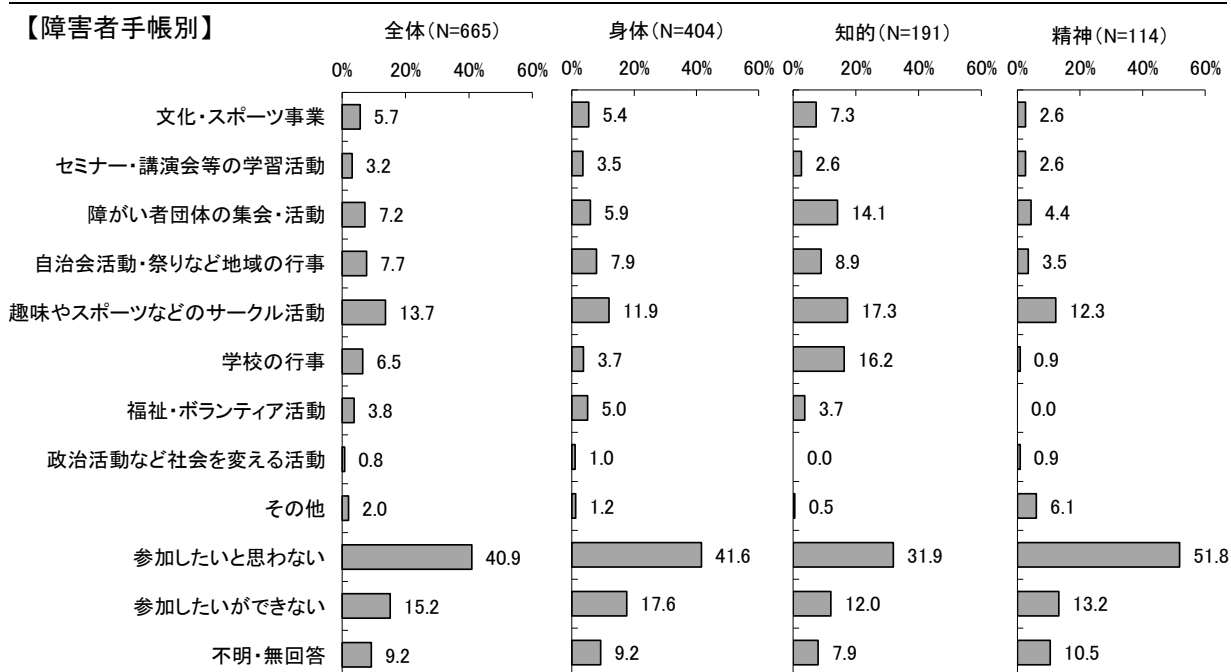
手帳別にみると、各手帳所持者ともに「参加していない」がそれぞれ 62.9%、45.5%、71.1%と最も高くなっています。次いで、『身体』では「自治会活動・祭りなど地域の行事」が 19.6%、『知的』では「学校の行事」が 29.8%、『精神』では「障がい者団体の集会・活動」が 8.8%となっています。

年齢別にみると、『18 歳未満』では「学校の行事」が 71.6%と最も高く、『18～64 歳』『65 歳以上』では「参加していない」がそれぞれ 64.8%、67.2%と最も高くなっています。



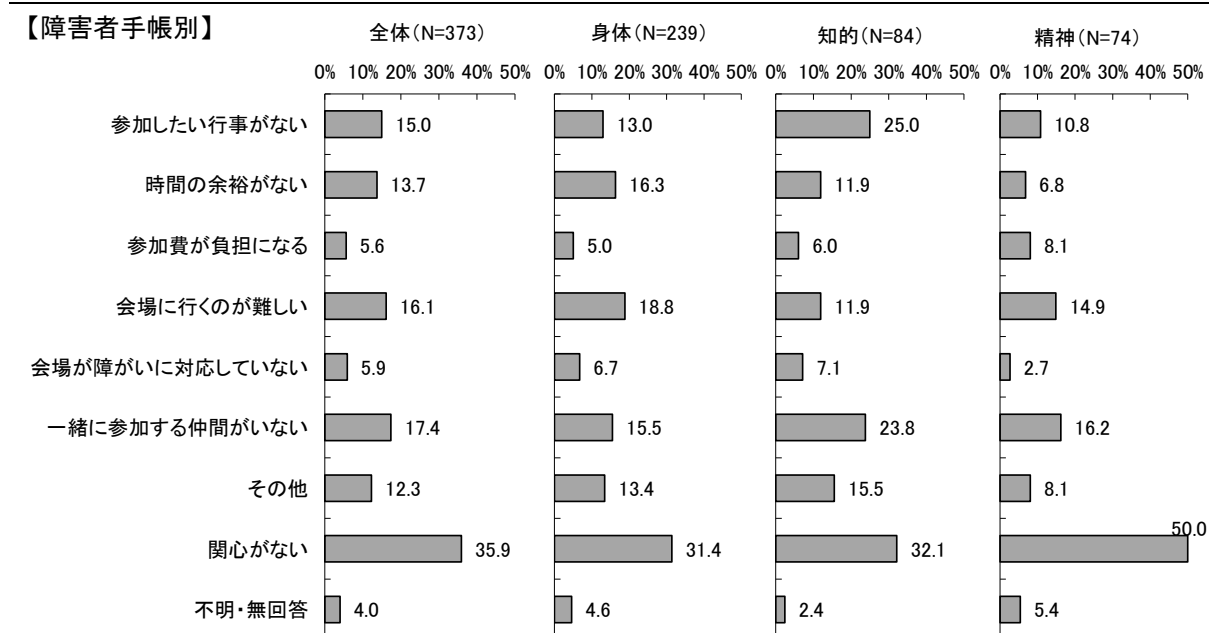
②今後、参加したいと思う地域の行事や活動。(複数回答)

各手帳所持者ともに「参加したいと思わない」がそれぞれ 41.6%、31.9%、51.8%と最も高くなっています。次いで、『身体』『精神』では「参加したいができない」がそれぞれ 17.6%、13.2%、『知的』では「趣味やスポーツなどのサークル活動」が 17.3%となっています。



③ ②で「参加したいと思わない」、「参加したいができない」と回答した方 その理由は何ですか。(複数回答)

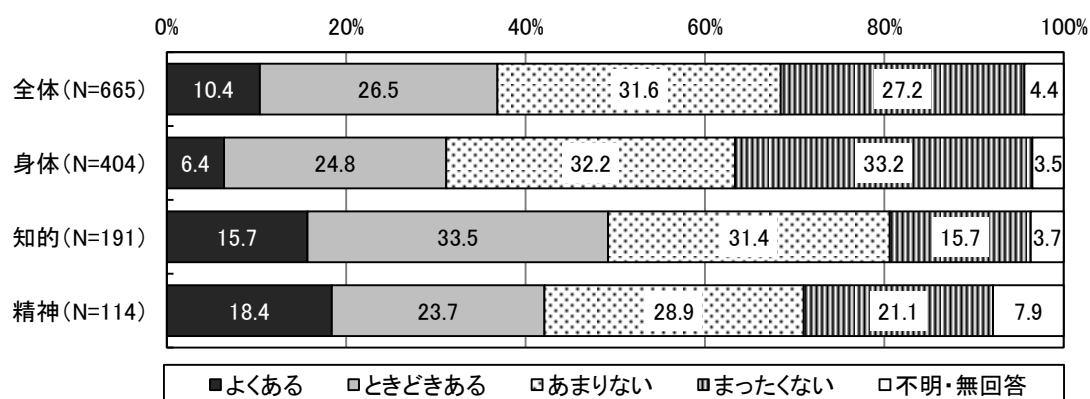
各手帳所持者ともに「関心がない」がそれぞれ 31.4%、32.1%、50.0%と最も高くなっています。次いで、『身体』では「会場に行くのが難しい」が 18.8%、『知的』では「参加したい行事がない」が 25.0%、『精神』では「一緒に参加する仲間がいない」が 16.2%となっています。



- ④障がいがあるために、差別を受けたことやいやな思いを感じたことがありますか。
(単数回答)

『身体』では「まったくない」が33.2%、『知的』では「ときどきある」が33.5%、
『精神』では「あまりない」が28.9%と最も高くなっています。

【障害者手帳別】

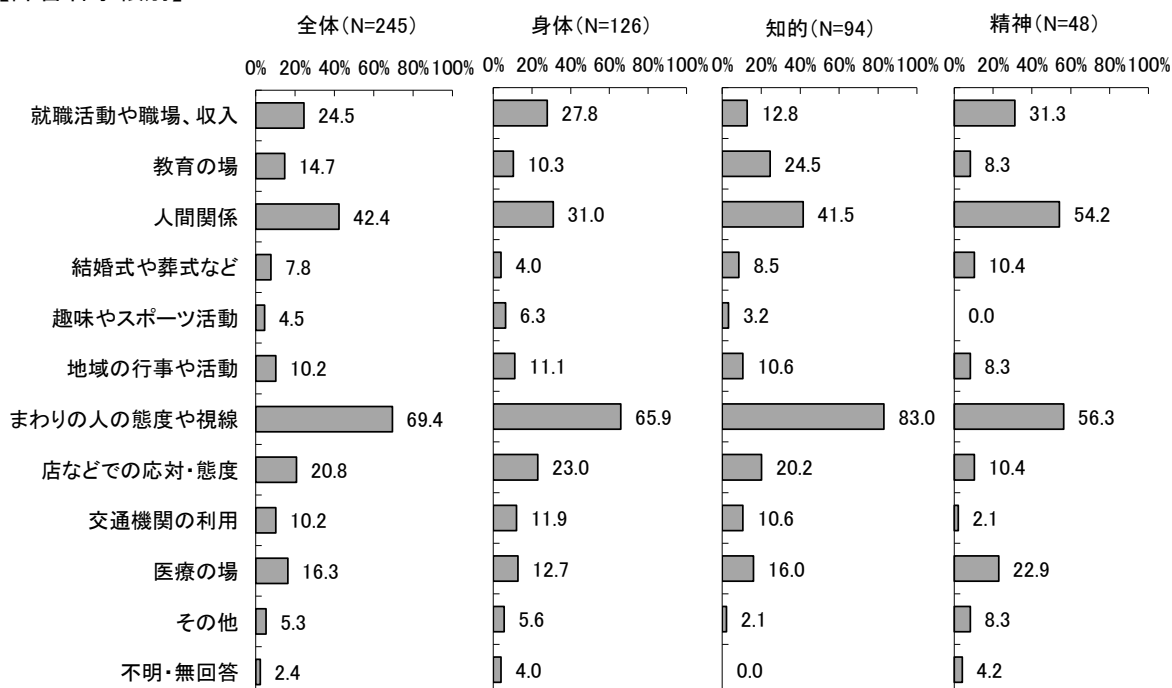


- ⑤ ④で「よくある」、「ときどきある」と回答した方

どのようなときにそのことを感じましたか。(複数回答)

各手帳所持者ともに「まわりの人の態度や視線」がそれぞれ 65.9%、83.0%、56.3%と最も高くなっています。

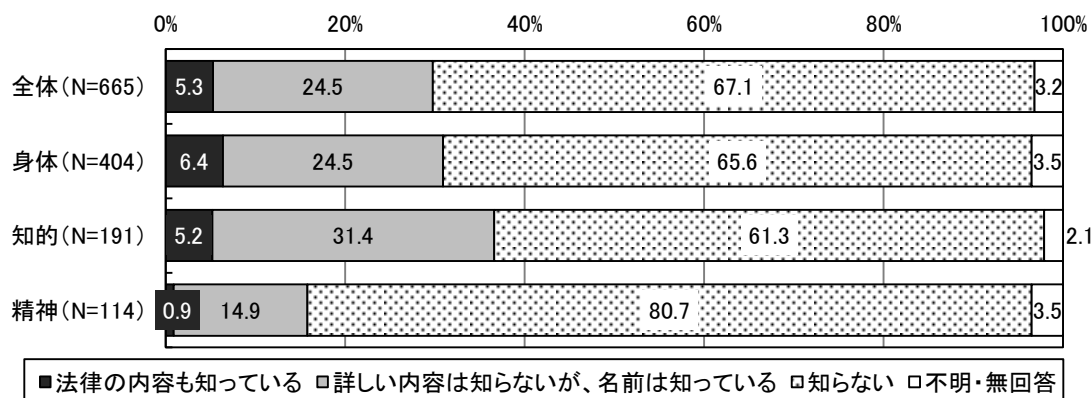
【障害者手帳別】



⑥平成 28 年 4 月 1 日に障害者差別解消法が施行されたことを知っていますか。(単数回答)

各手帳所持者ともに「知らない」がそれぞれ 65.6%、61.3%、80.7%と最も高くなっています。

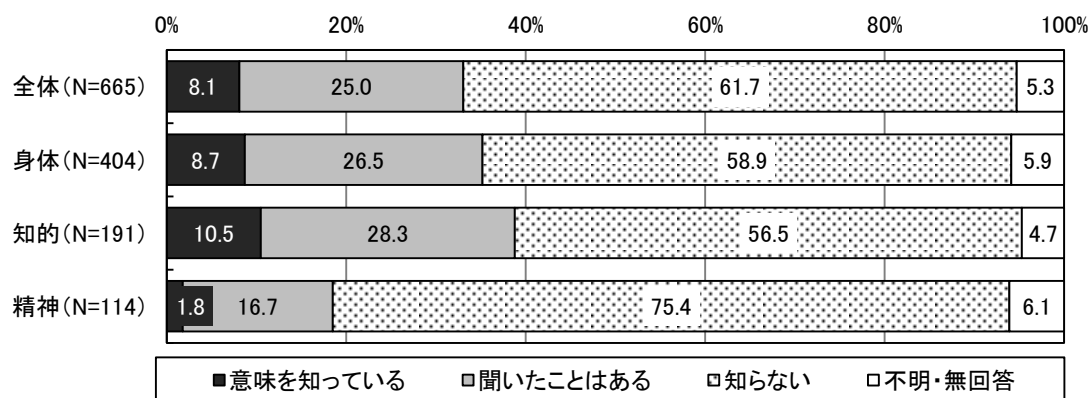
【障害者手帳別】



⑦「合理的配慮」という言葉を知っていますか。(単数回答)

各手帳所持者ともに「知らない」がそれぞれ 58.9%、56.5%、75.4%と最も高くなっています。

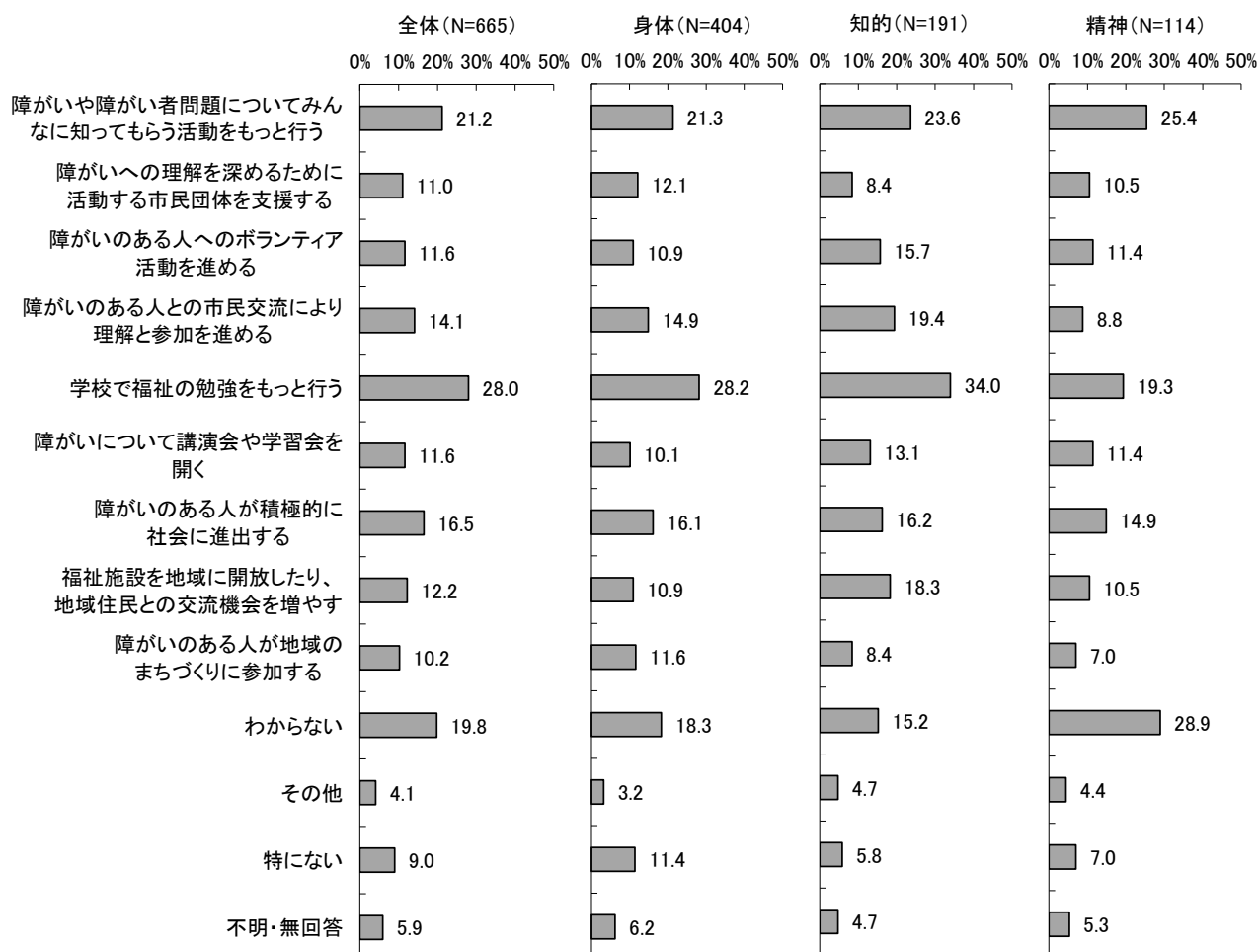
【障害者手帳別】



⑧障がいのある人への市民の理解を深めるためには、何が必要だと考えますか。
(複数回答)

「わからない」を除き、『身体』『知的』では「学校で福祉の勉強をもっと行う」がそれぞれ 28.2%、34.0%と最も高く、『精神』では「障がいや障がい者問題についてみんなに知ってもらう活動をもっと行う」が 25.4%と最も高くなっています。

【障害者手帳別】

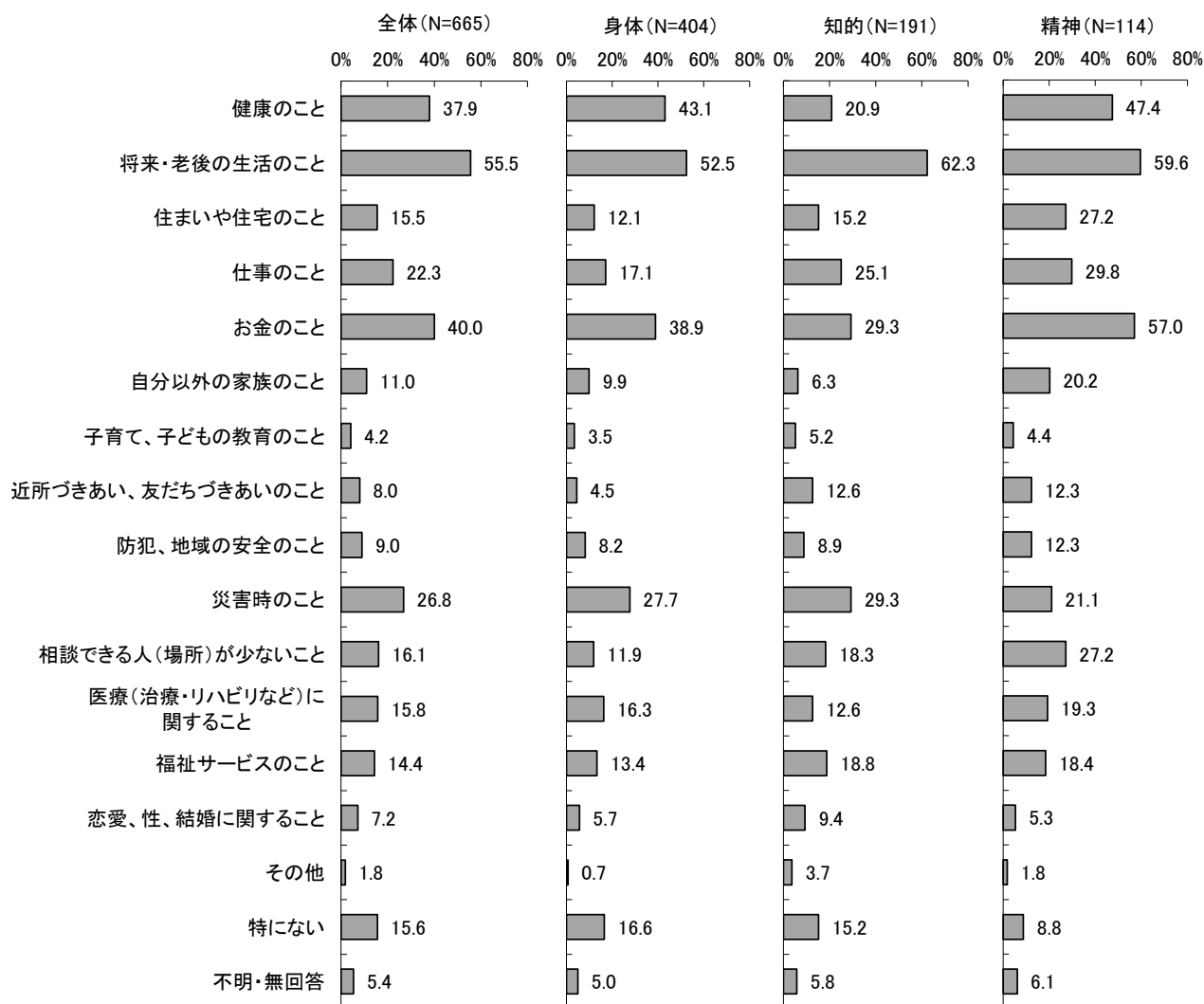


(2) 住まいや暮らしについて

①現在の生活の中で、困っていることはありますか。(複数回答)

各手帳所持者ともに「将来・老後の生活のこと」がそれぞれ 52.5%、62.3%、59.6%と最も高くなっています。

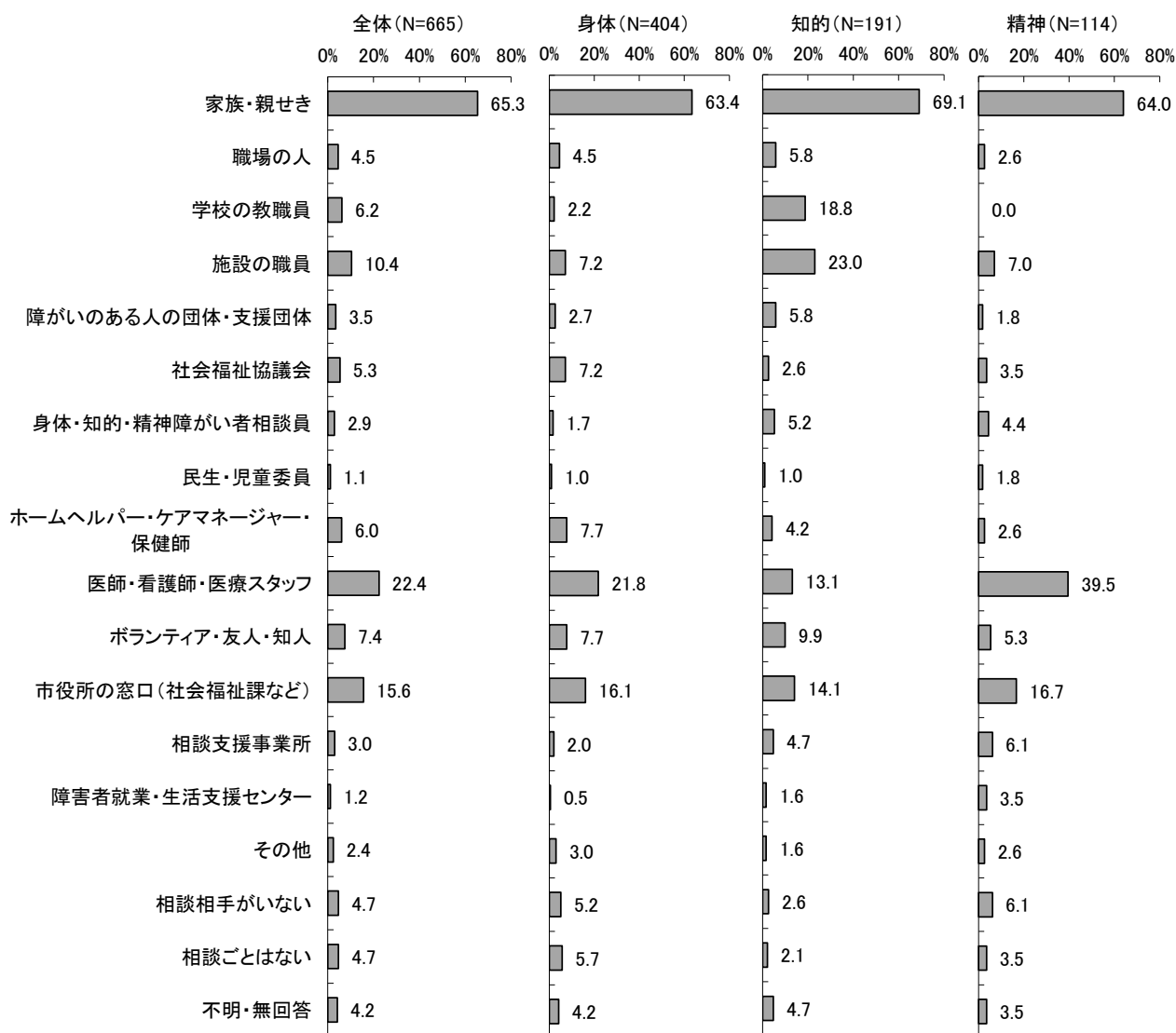
【障害者手帳別】



②主に相談する人は、どなたですか。(複数回答)

各手帳所持者ともに「家族・親せき」がそれぞれ63.4%、69.1%、64.0%と最も高くなっています。また、『精神』では「医師・看護師・医療スタッフ」が39.5%となっており、ほかの手帳所持者に比べ割合が高くなっています。

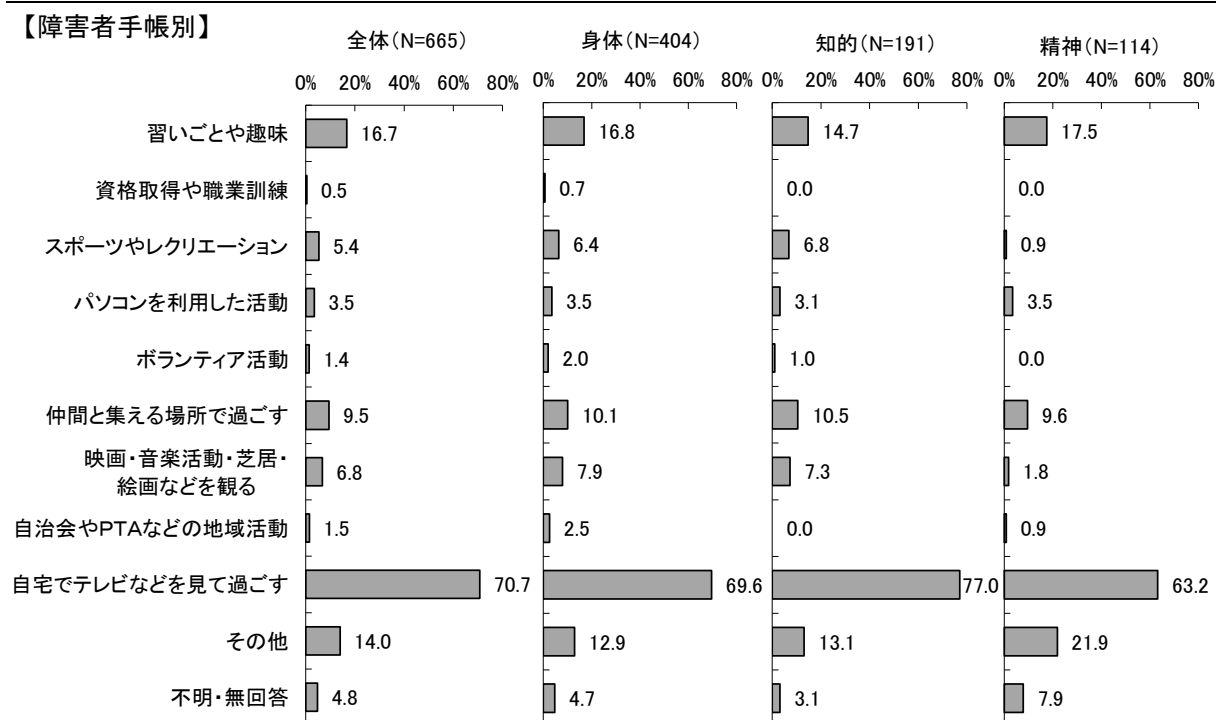
【障害者手帳別】



(3) 昼間の過ごし方について

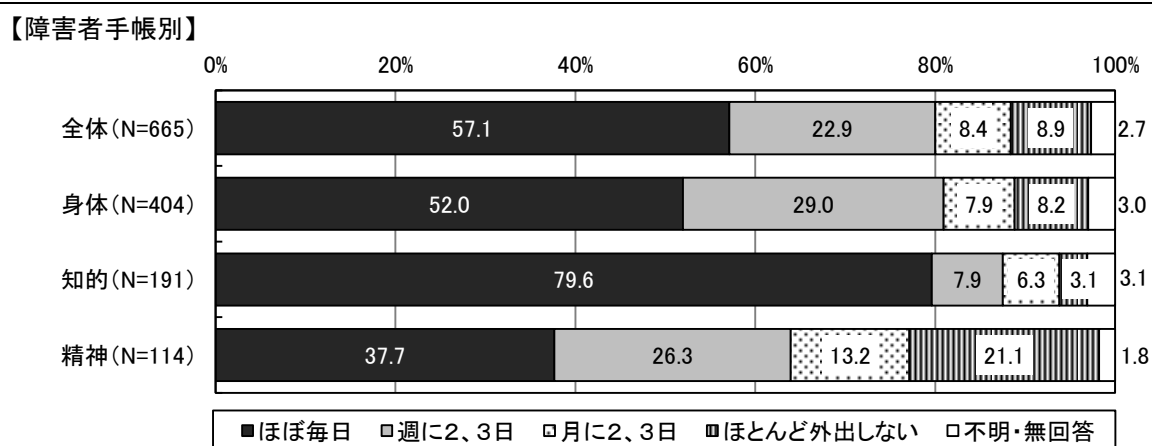
- ①「休みの日」や「余暇（ひまな時）」を、主にどのように過ごしていますか。
（複数回答）

各手帳所持者ともに「自宅でテレビなどを見て過ごす」がそれぞれ 69.6%、77.0%、63.2%と最も高くなっています。



- ②どれくらい外出しますか（通勤、通学、通院等の外出を含みます）。（単数回答）

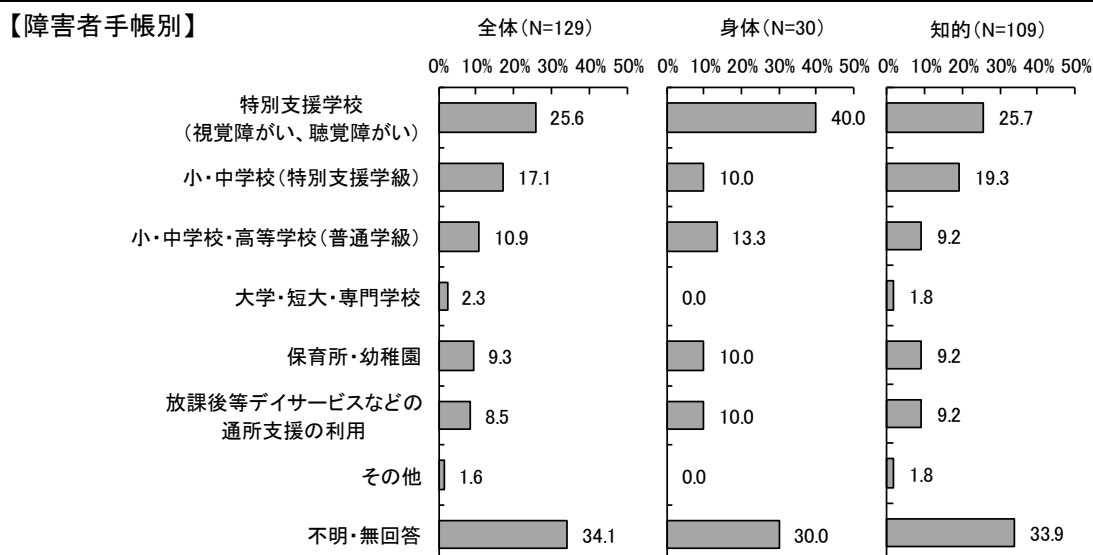
各手帳所持者ともに「ほぼ毎日」がそれぞれ 52.0%、79.6%、37.7%と最も高く、特に『知的』では約8割となっており、ほかの手帳所持者に比べ割合が高くなっています。また、『精神』では「ほとんど外出しない」が21.1%となっており、ほかの手帳所持者に比べ割合が高くなっています。



(4) 保育・教育、放課後（学校などが終わったあと）などの過ごし方について

①通所・通学・利用先は次のどれにあたりますか。（複数回答）

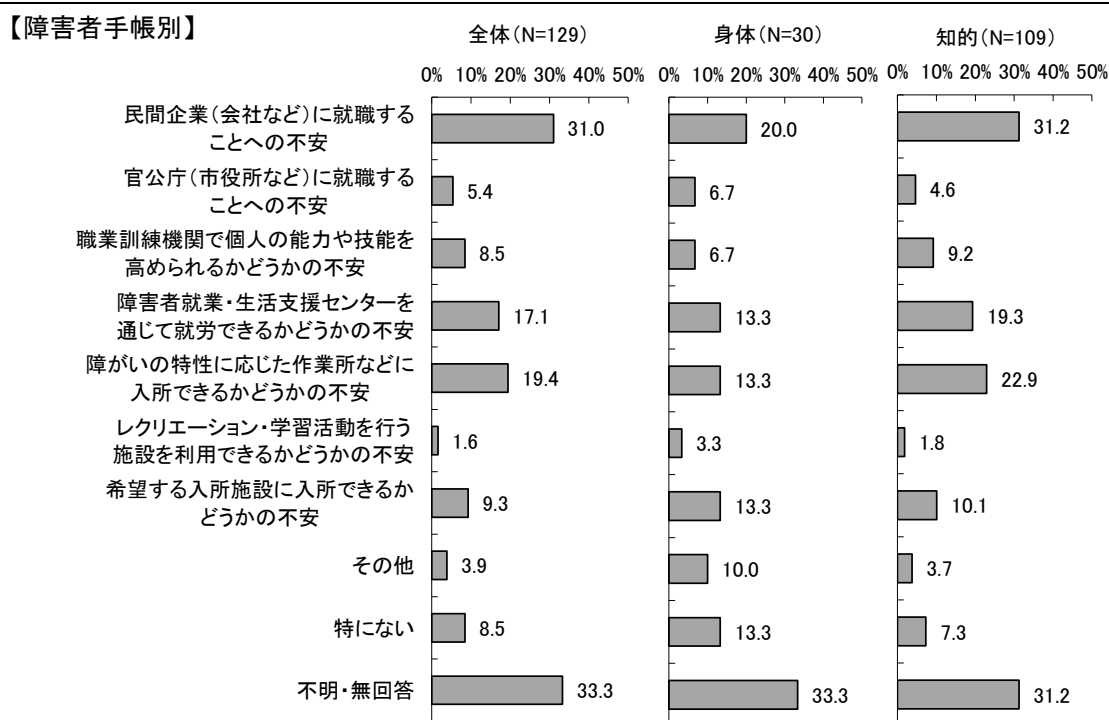
『身体』『知的』では、「特別支援学校（視覚障がい・聴覚障がい）」がそれぞれ 40.0%、25.7%と最も高くなっています。



※「精神」(N=5) / 内訳: 「小・中学校・高等学校(普通学級)」 「大学・短大・専門学校」が各1件、「不明・無回答」が3件

②学校教育終了後の進路を考えるにあたって、どのような不安を持っていますか。（複数回答）

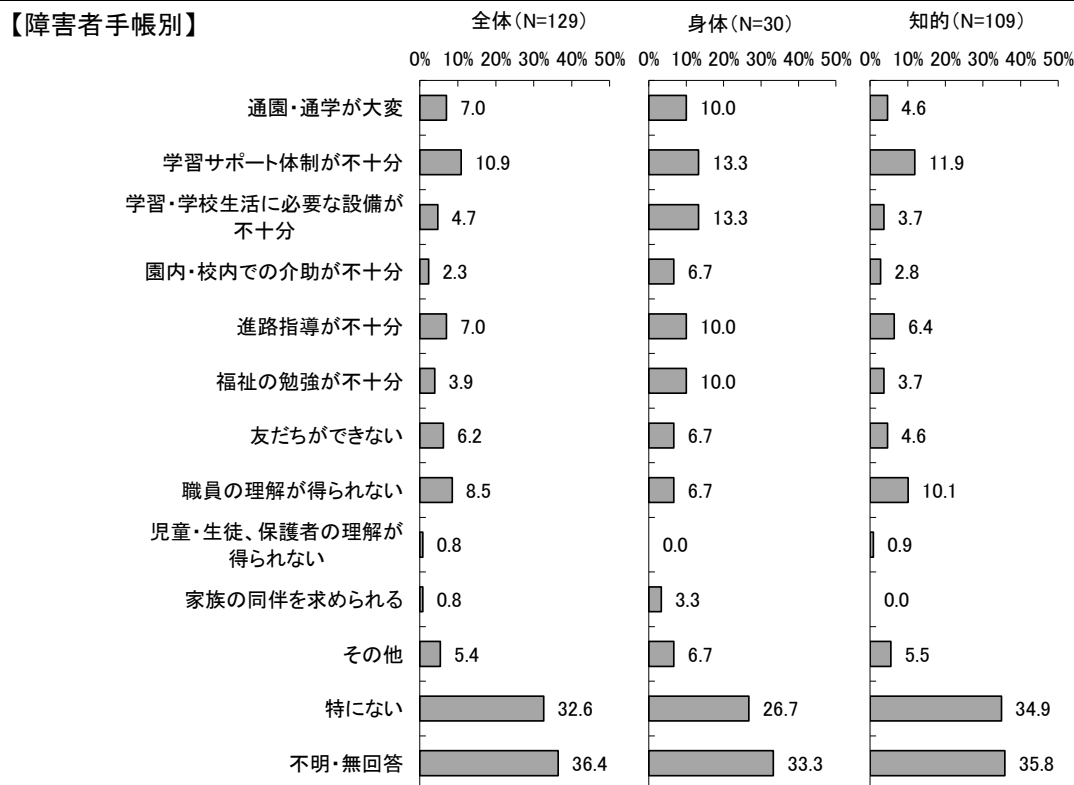
『身体』『知的』では「民間企業（会社など）に就職することへの不安」がそれぞれ 20.0%、31.2%と最も高くなっています。



※「精神」(N=5) / 内訳: 「レクリエーション・学習活動を行う施設を利用できるかどうかの不安」が1件、「不明・無回答」が4件

③現在通われている園・学校生活で気になることはありますか。（複数回答）

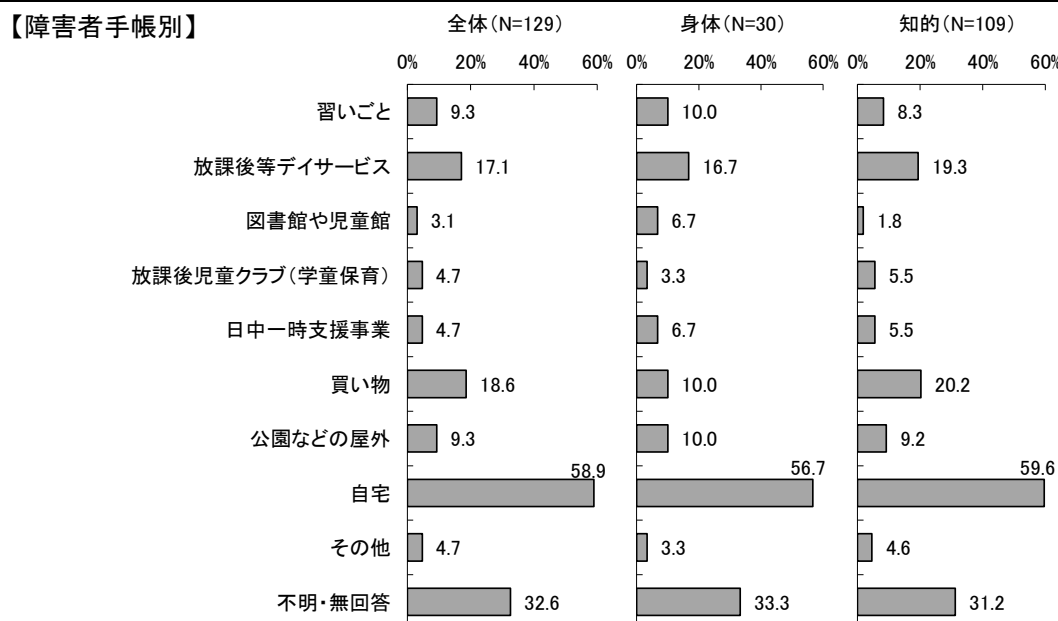
「特にない」を除き、『身体』『知的』ともに「学習サポート体制が不十分」がそれぞれ 13.3%、11.9%と高くなっており、『身体』では「学習・学校生活に必要な設備が不十分」も挙げられています。



※「精神」(N=5) / 内訳: 「通園・通学が大変」「進路指導が不十分」「友だちができない」「特にない」が各1件、「不明・無回答」が3件

④「休みの日」や「放課後（学校などが終わったあと）」は主にどこで過ごしていますか。（複数回答）

『身体』『知的』では「自宅」がそれぞれ 56.7%、59.6%と最も高くなっています。



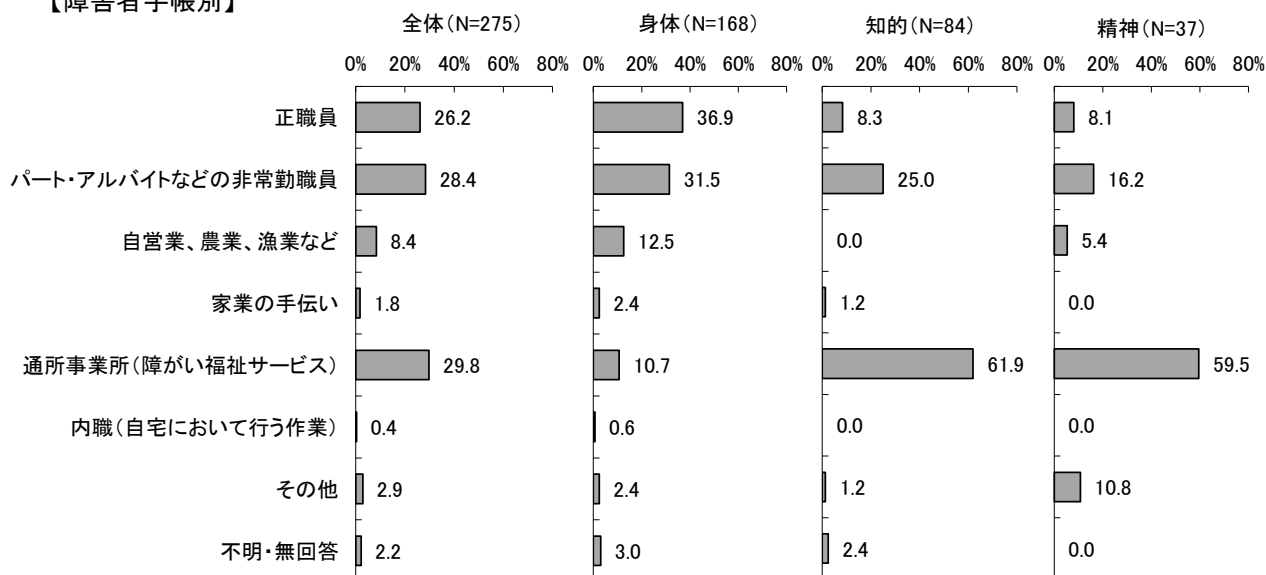
※「精神」(N=5) / 内訳: 「自宅」が2件、「図書館や児童館」が1件、「不明・無回答」が3件

(5) 仕事のことについて

① 現在、働いている方 今、どんな働き方をしていますか。(単数回答)

『身体』では「正職員」が36.9%と最も高く、『知的』『精神』では「通所事業所(障がい福祉サービス)」がそれぞれ61.9%、59.5%と最も高くなっています。

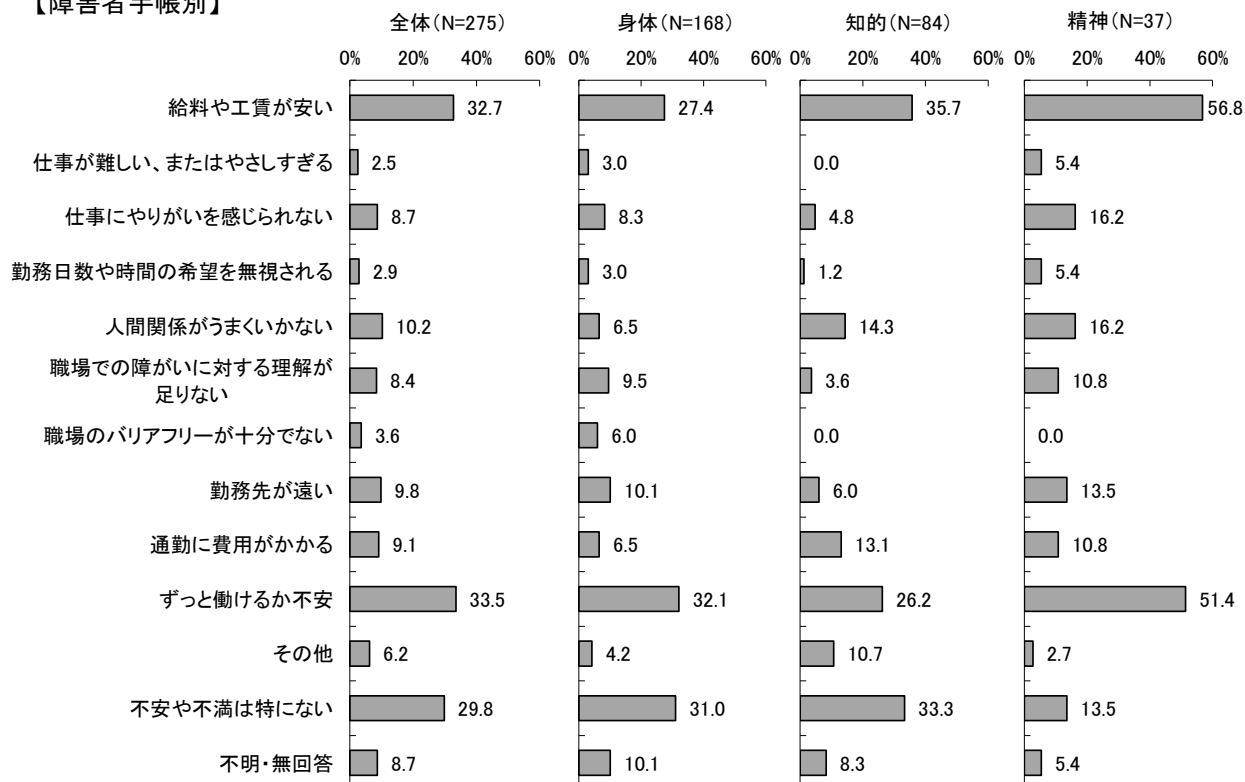
【障害者手帳別】



② 現在、働いている方 現在の仕事(職場)に対して不安や不満がありますか。(複数回答)

『身体』では「ずっと働けるか不安」が32.1%と最も高く、『知的』『精神』では「給料や工賃が安い」がそれぞれ35.7%、56.8%と最も高くなっています。

【障害者手帳別】

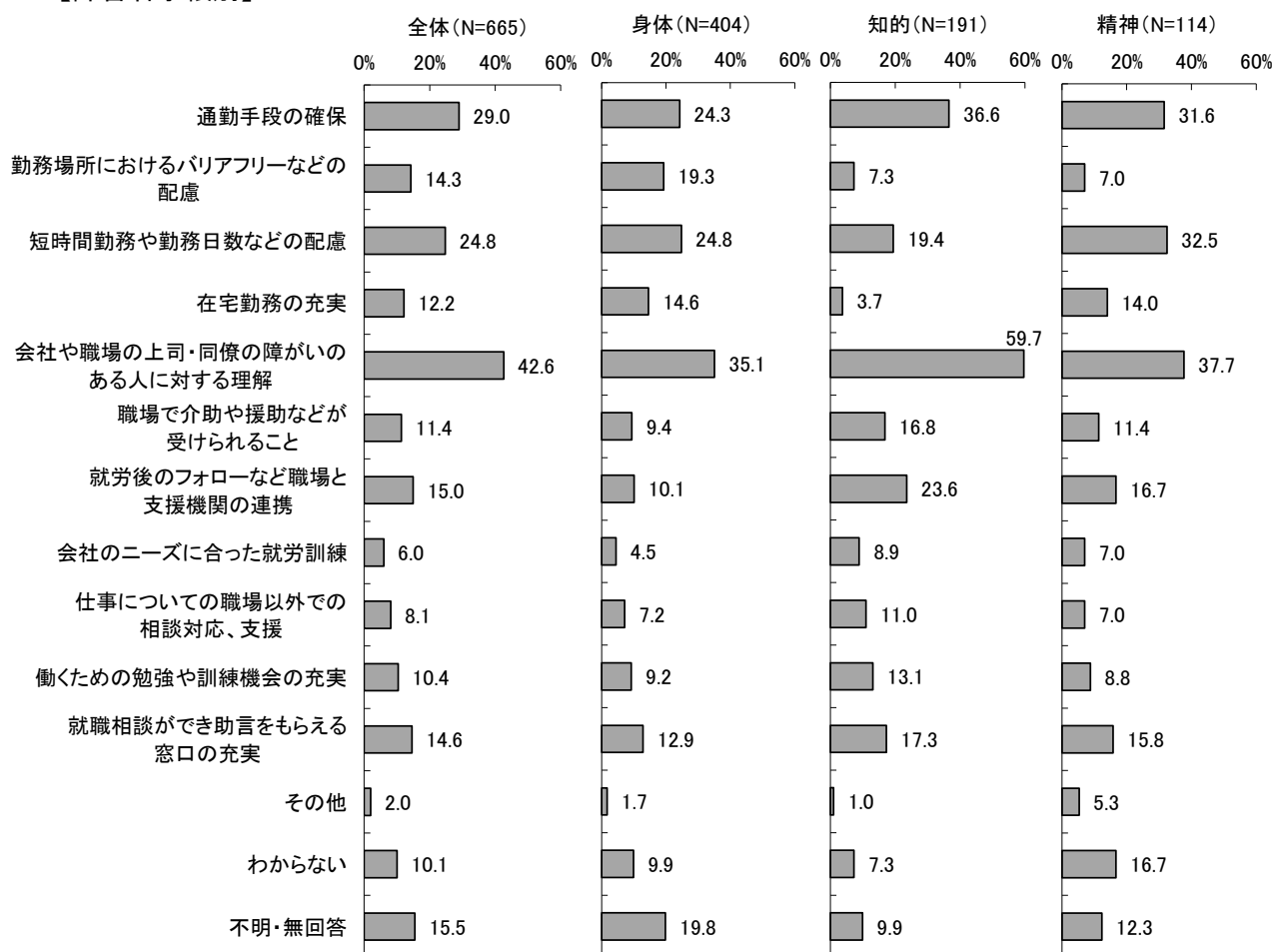


③障がいのある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

(複数回答)

各手帳所持者ともに「会社や職場の上司・同僚の障がいのある人に対する理解」がそれぞれ 35.1%、59.7%、37.7%と最も高くなっています。次いで、『身体』『精神』では「短時間勤務や勤務日数などの配慮」がそれぞれ 24.8%、32.5%、『知的』では「通勤手段の確保」が 36.6%となっています。

【障害者手帳別】



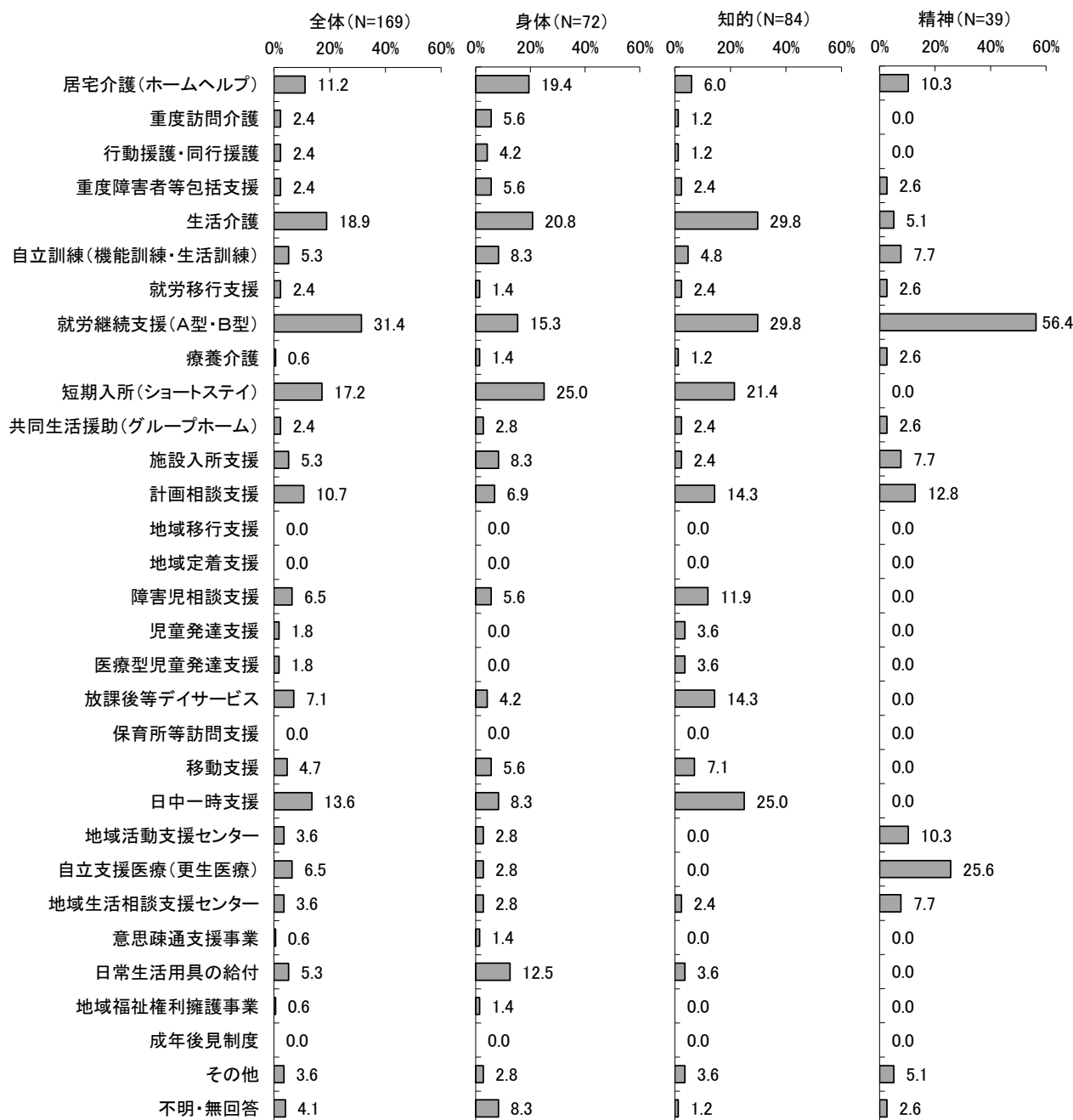
(6) 障がい福祉サービス等について

① 障がい福祉サービス等を現在利用している方

現在利用しているサービスは次のどれですか。(複数回答)

『身体』では「短期入所(ショートステイ)」が25.0%と最も高く、『精神』では「就労継続支援(A型・B型)」が56.4%と最も高くなっています。『知的』では「生活介護」「就労継続支援(A型・B型)」がともに29.8%と最も高くなっています。

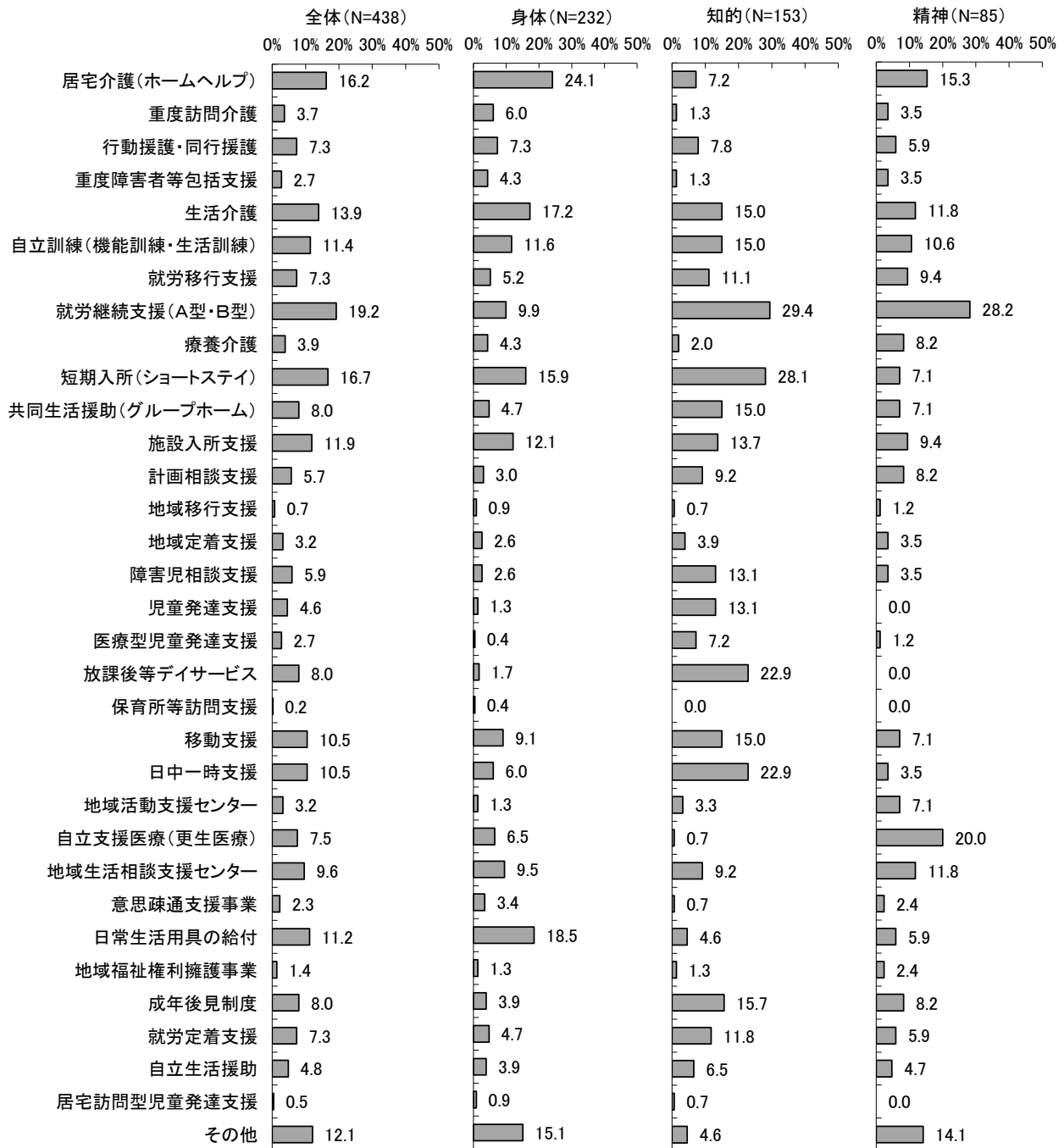
【障害者手帳別】



②今後も利用したい、今後は利用したいサービスは次のどれですか。(複数回答)

『身体』では「居宅介護（ホームヘルプ）」が 24.1%と最も高く、『知的』『精神』では「就労継続支援（A型・B型）」がそれぞれ 29.4%、28.2%と最も高くなっています。

【障害者手帳別】



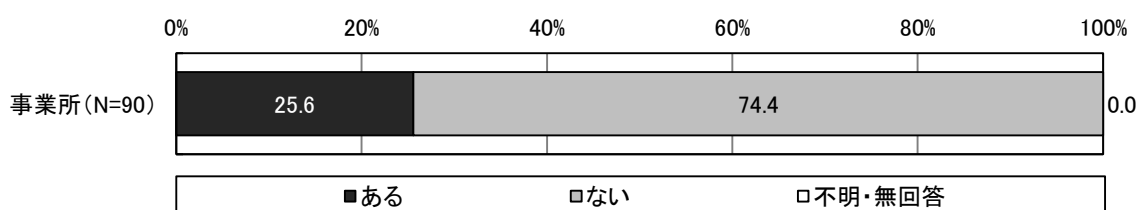
※不明・無回答を除く

(7) 事業所対象調査結果について

①将来的に参入を検討したいと考えている障がい福祉サービスはありますか。

(単数回答)

将来的に参入を検討したいと考える障がい福祉サービスの有無についてみると、「ある」が25.6%、「ない」が74.4%となっています。



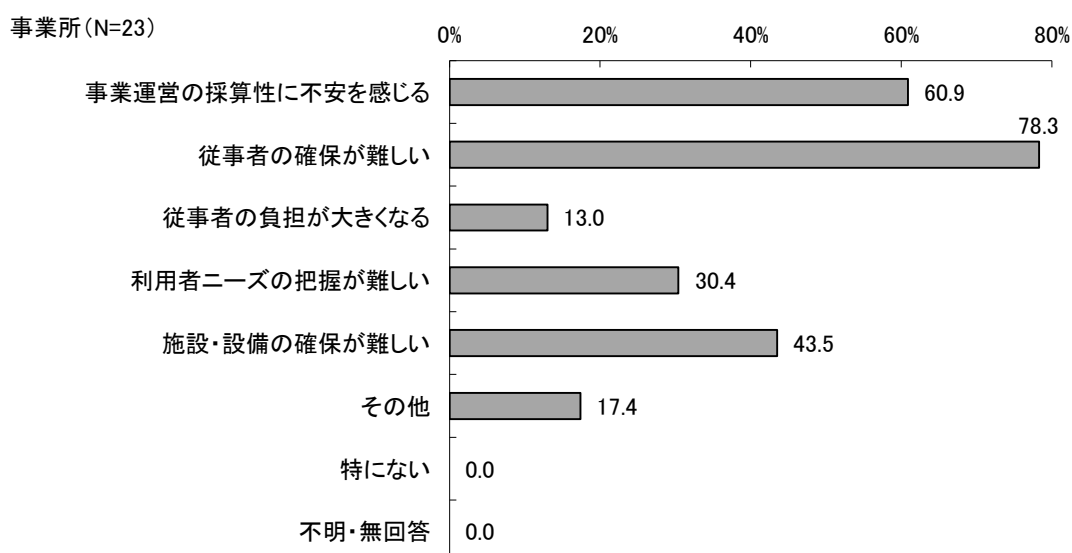
■参入を検討したいサービス(一部)

サービス名	件数	サービス名	件数
共同生活援助(グループホーム)	7件	生活介護	3件
グループホームの2棟目、規模の拡大	2件	短期入所	2件

② 将来的に参入を検討したいと考えている障がい福祉サービスがある方

参入する場合、どのようなことが不安・課題になると思いますか。(複数回答)

参入する場合に不安・課題になると思うことについてみると、「従事者の確保が難しい」が78.3%と最も高く、次いで、「事業運営の採算性に不安を感じる」が60.9%、「施設・設備の確保が難しい」が43.5%となっています。



③利用者から望む声が多いものの、不足していると感じられる障がい福祉サービスはありますか。（単数回答）

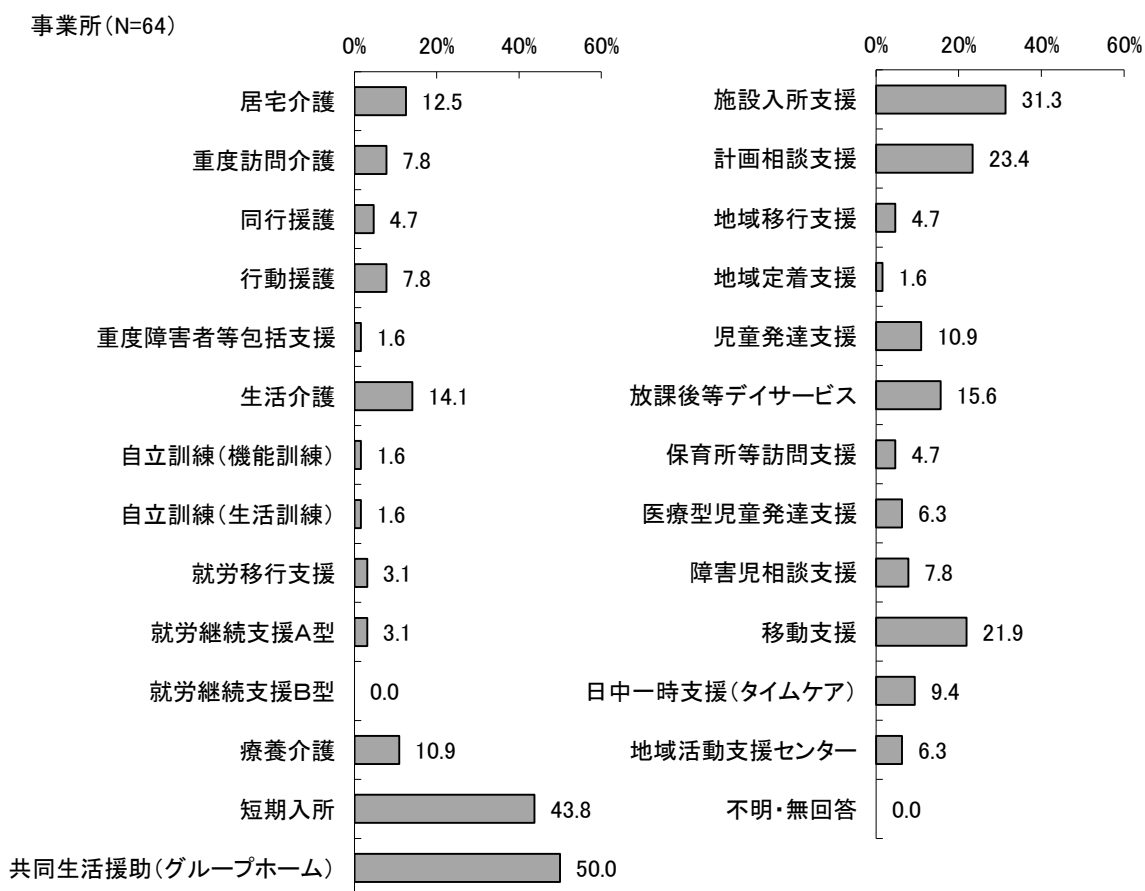
利用者から望む声が多いものの、不足していると感じられる障がい福祉サービスの有無についてみると、「ある」が71.1%、「ない」が28.9%となっています。



④ ③で「ある」と答えた方

不足していると感じられる障がい福祉サービスをお答えください。（複数回答）

不足していると感じられる障がい福祉サービスについてみると、「共同生活援助（グループホーム）」が50.0%と最も高く、次いで、「短期入所」が43.8%、「施設入所支援」が31.3%となっています。



4. これまでの小野市障害者自立支援協議会における議論からの課題

小野市障害者自立支援協議会では、障がいのある人の就労や地域生活を取り巻く状況・課題の整理、障がい福祉サービスを提供する事業所や関係機関との連携・情報共有のため、定期的に会議を開催しており、障がいのある人への支援体制の強化に努めています。

これまでの小野市障害者自立支援協議会において出された主な課題は、以下の通りです。

■主な課題

◎サービス提供事業所について
◆事業所とのネットワークをつくり、各事業所の考えを聞く必要がある
◆小野市内における事業所一覧表のマップ等が必要
◆市外の事業所ともうまく連携できる機会が必要
◆イベントなどの開催時に福祉スタッフの募集や啓発をしてはどうか
◆職員の配置条件等が厳しく、継続して事業ができない状態になっているため、運営が非常に難しい状況である
◆職員の意識向上のために研修会を行ってほしい
◎サービス内容について
◆緊急時の短期入所や計画相談支援が不足している
◆生活支援においては、グループホームが不足している
◎自立支援協議会について
◆いろんな意見が出るが、できるところから施策へ反映させるということを、一緒に考えられる方に参加してもらってはどうか



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の理念

心がかよい合い、地域でともにいきいきと暮らせるまち

地域には子どもや大人、高齢者、障がいのある人など様々な人々が生活しています。お互いの人権を尊重し、ともに生きる社会を実現していくためには、地域住民や多様な主体が『我が事』として障がいのある人の福祉に関するまちづくりに参画し、世代や分野を超えて『丸ごと』つながりながら、「障がいのある人を取り巻く社会の意識が変われば、障がいのある人の生活が変わる」という考え方を広めていくことが必要です。また、物理的にも精神的にもバリアフリーの社会をめざし、真の地域共生社会の実現を築いていかなければなりません。

本市では、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが社会に受け入れられ、支援を受けられる「インクルーシブ」と、一般社会の中で障がいのある人となない人がともに生きる社会が普通の社会であるという「ノーマライゼーション」、障がいがあってもライフステージのすべての段階において社会・経済的に普通の生活を営むことのできる状態を確保することが可能となるよう支援する「リハビリテーション」の理念のもと、すべての市民が地域で安心して、ともにいきいきと暮らせるまちの実現に向けて、施策の推進を図っていきます。



2. 計画の視点

(1) 地域共生のまちづくりの推進

社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上に向けて、障がいの有無にかかわらず、だれもが持てる能力を最大限に発揮しながら、住み慣れた地域において安心・安全に生活できるよう、道路や公共交通機関及び公共的な施設のバリアフリー化を進めます。また、障がいのある人への差別の解消や障がいへの理解の促進、虐待防止など、心のバリアフリーについても取り組みを進め、すべての市民の人権が尊重され、生活しやすく、気遣いあい、支えあえる、地域共生のまちづくりをめざします。

(2) 障がいの特性を踏まえた利用者本位の総合的な支援の展開

障がいのある人一人ひとりのニーズに対応するため、個々の障がいに応じたニーズの的確な把握に努めます。また、性別を問わず、乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じて自分らしい生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉、教育、雇用・就労などの関係行政機関だけでなく、サービス提供事業者や民間企業、NPO、地域住民団体などと連携を図り、ライフステージの全段階を通じた総合的かつ効果的できめ細かな支援施策が行えるよう体制を整えていきます。

また、利用者自らの選択に基づいた適切なサービスが利用できるよう、相談や利用支援などの体制を充実します。

(3) 市民参加と協働の推進

障がいの有無を問わず、すべての人が安心・安全にいきいきと暮らせる社会を実現するためには、行政や障がい者団体などの関係団体をはじめ、地域に暮らす市民一人ひとりも含めた、地域丸ごとの力、『地域力』が最も重要な要素となります。障がいの有無にかかわらず、地域で生活するすべての人々がお互いに人権を尊重し、個性を理解しあいながら、我が事として主体的・積極的に相互交流の輪を広げ、ともに地域づくりを担う一員として、力を合わせて様々なまちづくり活動や福祉活動に取り組むことが大切です。そのため、市民の参加と協働の一層の推進を図ります。

また、地域におけるサービス拠点づくりとして、NPO や地域住民団体などの多様な主体によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を活用した基盤整備を進めていきます。

3. 施策体系

計画の理念

心がかよい合い、地域でともにいきいきと暮らせるまち

計画の視点

- ☆ 地域共生のまちづくりの推進
- ☆ 障がいの特性を踏まえた利用者本位の総合的な支援の展開
- ☆ 市民参加と協働の推進

分野	施策内容
1. 差別の解消・権利擁護	(1) 広報・啓発活動の充実 (2) 福祉教育の推進 (3) 交流活動の促進 (4) 権利擁護の推進 (5) 行政サービス等における配慮
2. 生活支援	(1) 障がい福祉サービス等の充実 (2) 文化、スポーツ、レクリエーション活動の推進 (3) 地域福祉活動の推進 (4) 相談支援体制の充実
3. 保健・医療	(1) 保健サービスや療育体制の充実 (2) 医療体制の充実 (3) 精神保健福祉対策の推進
4. 教育・育成	(1) 療育・保育の充実 (2) インクルーシブ教育の推進 (3) 教育環境の充実
5. 障がいのある人の雇用・就労	(1) 雇用の場の拡大 (2) 総合的な支援施策の推進
6. 生活環境	(1) ユニバーサルデザインとバリアフリーのまちづくりの推進 (2) 防災・防犯への対応 (3) 移動手段の確保と外出支援 (4) 情報アクセシビリティの向上

第4章 障がい者計画

1. 差別の解消・権利擁護

(1) 広報・啓発活動の充実

現状

- ◆ユニバーサル社会づくりに向け、地域に対して障がい者問題の啓発に関する住民学習を実施しています。また、平成28年4月に施行された障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とした差別をなくすため、啓発活動や民生委員児童委員への説明会を実施しています。
- ◆広報おの（年間12回発行）、市議会だより（年間5回発行）を点訳・音訳し、障がいのある人への情報提供を行っています。
- ◆広報おのへの記事掲載や、平成24年度より毎年小学校新入生の保護者、関係機関を対象に、発達障がいの早期発見を目的としたパンフレットを配布しています。また、圏域の自立支援協議会に「発達障害者支援部会」を設置し、啓発に努めています。

取組方針

日常生活をはじめ、仕事や収入など、あらゆる場面における差別を解消し、障がいのある人への理解と認識を深めるとともに、合理的配慮の考え方を市全体に広めるため、障害者差別解消法等に基づき、差別解消や合理的配慮の啓発活動を推進します。

また、講演会の開催や市の広報紙、ホームページ、情報メディアなど多様な方法による効果的な活用を図り、障がいに関する理解の促進と人権尊重意識の醸成を図ります。

なお、これら広報・啓発にあたっては情報入手が困難であったり、その手段が限定されている方などに配慮した多様な方法による情報提供に努めます。

主な取り組み

施策名	障害者問題啓発事業		
方向性	充実	所管課	ヒューマンライフG 社会福祉課
【内 容】 ○障がいのある人への理解と認識をさらに深め、合理的配慮ができるよう、地区研修会や町別懇談会をはじめとする住民学習等の啓発活動を計画的に進めます。 ○市民や事業所に対して、障害者差別解消法の内容の理解促進に向けて、リーフレットの作成をはじめ、あらゆる機会を活用した普及啓発に取り組みます。 ○障がいのある人に対する配慮に積極的に取り組む事業所について、市広報等により市内外への紹介を行います。			
施策名	点字等による情報の提供		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○日常生活上必要な諸情報を得られない視覚障がいのある人に対して、その情報を迅速に提供するため、「点字、声の広報事業」を行います。 ○事業のPR活動を積極的に行い、利用者の増加につなげます。			
施策名	障がい等の啓発促進		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○内部障がいや学習障がい（LD）、注意欠如／多動性障がい（ADHD）、自閉症などの発達障がいなど、理解が十分でない障がいや難病、認知症についての理解促進に取り組みます。 ○発達障がいのある人への支援を充実するため、圏域障がい福祉ネットワーク会議の専門部会である「発達障害支援部会」の充実を図り、発達障がいの理解促進に取り組みます。 ○発達障がいの早期発見を目的としたパンフレットを、小学校新入生の全保護者に配布します。 ○障がいのある人への理解を促進し、地域における各種交流活動につなげるため、理解促進研修・啓発事業の実施に向け、各種啓発活動等を推進します。 ○障がい福祉サービスや障がい福祉に対する市の方向性等の理解を深めるため、小野市障がい者計画・小野市障がい福祉計画・小野市障がい児福祉計画について、障がいのある人やその家族をはじめ、市職員、関係機関、事業所、市民などへ広く周知を図ります。			

(2) 福祉教育の推進

現状

- ◆体験学習の1つとして『福祉体験』を行っており、実際に体験することで児童生徒にとっては有効な学習となっています。また、市内8小学校、1特別支援学校、2高等学校に対して、福祉学習活動の推進を支援しました。
- ◆インターンシップやトライやる・ウィークにおいて、中高生の受け入れを行うとともに、中学生や高校生を対象としたサマーボランティア体験事業や、精神保健福祉ボランティア養成講座などを開催しています。また、シニアサポートモデル事業の認定団体が、児童の学習支援を行っています。
- ◆手話サークルの立ち上げや活動支援、手話講座を行うとともに、講演会を実施しています。
- ◆各町の福祉推進委員長を対象に、小学校区別に社協事業説明会を年5回開催するとともに、福祉に関する出前講座を年2回程度実施しています。

取組方針

障がいのある人への理解を深めるとともに、将来的に障がい福祉サービスの従事者を確保するため、各学校で実施されている社会奉仕体験などの福祉教育を通じ、障がいのある人に対する理解を深める福祉教育を推進します。

また、障がいや障がい者問題について周知を広げるため、家庭・地域・職場など市民の身近な日常生活の中で、障がい者問題や人権、福祉について学べる場の充実に努めます。

主な取り組み

施策名	学校・生徒のボランティア活動の普及		
方向性	継続実施	所管課	教育委員会（学校教育課） 社会福祉協議会
【内 容】 ○学校における福祉学習の活動支援と児童生徒への福祉学習推進事業を行いながら、今後も多様な支援と地域との連携を継続するとともに、児童生徒の発達段階に応じた様々な体験活動を行います。			

施策名	学生ボランティア活動の支援		
方向性	継続実施	所管課	教育委員会（いきいき社会創造課） 社会福祉協議会
【内 容】 ○サマーボランティア体験事業（中・高・大学生）、ボランティア養成講座などを開催しており、今後も継続して活動支援を行います。また、中学校の「トライやる・ウィーク」など、積極的な受け入れを引き続き行います。 ○各コミセンにおいて「ふれあいポプラの子」や「寺子屋」等を開催し、その運営に地域及び学生ボランティアを募ることで活動を充実します。			
施策名	各種講座・教室の開催		
方向性	継続実施	所管課	教育委員会（いきいき社会創造課）
【内 容】 ○各コミセンや図書館など社会教育関連施設と連携し、障がいに関する理解を深めるための講座や教室の開催に努め、市民の学習機会の拡充を推進します。 ○コミセンだより等の情報誌を通じ、手話サークル会員の増加につなげます。 ○各地区ヒューマンライフ推進委員会において、人権アップ講座やふれあい交流会を開催します。			
施策名	福祉教育活動への支援		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉協議会
【内 容】 ○福祉に関する資料の貸し出しや情報提供に努め、各種講演会や講座・教室、研修会などを継続実施し、地域における福祉教育活動を促進します。			

（３）交流活動の促進

現状

- ◆多くの関係機関・団体の協力のもと、福祉・ボランティア活動や福祉体験学習など、障がいのある人との実りある交流を行っています。

取 組 方 針

近所付き合いや地域の行事・活動への参加を促進するため、障がいのある人と地域住民とがお互いに交流できる機会を、関係機関や地域と連携して拡充するとともに、学校や地域などにおける交流活動の充実を図ります。

主な取り組み

施策名	学校における交流活動の推進		
方向性	継続実施	所管課	教育委員会（学校教育課）
【内 容】 ○関係機関・団体との連携を強化し、学校における福祉・ボランティア活動や福祉体験学習などのカリキュラムの中で、障がいのある人との交流機会を充実します。 ○福祉・ボランティア活動や福祉体験学習など、障がいのある人との交流により児童生徒の視野を広げるとともに、積極的に活動に参加する意欲を向上させます。			
施策名	交流の場づくり		
方向性	新規	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○障がいのある人と地域住民との交流を活発にするため、関係機関・団体と連携しながら、イベントや交流活動等の実施の検討や支援を行います。			
施策名	各種活動団体の連携・交流の促進		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○当事者グループに交流の場を提供するとともに、活動に必要な情報提供を行うことで、団体活動を支援します。			

（４）権利擁護の推進

現状

- ◆平成 24 年度より市障がい者虐待防止センターを社会福祉課に設置し、虐待通報に対応するとともに、権利擁護推進協議会にて虐待ケースの対応を協議しています。
- ◆成年後見人制度について、平成 24 年度から 28 年度の利用は 3 件にとどまっています。
- ◆成年後見制度法人後見支援について、平成 29 年度より事業を開始しています。
- ◆判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人などが地域で安心した生活を送ることができるよう、金銭管理などの日常生活自立支援事業を推進しています。

取 組 方 針

権利擁護や権利行使、福祉サービス利用の援助を行う関係機関やその事業内容の周知に努めるとともに、虐待に対応する支援体制の構築を図り、障がいのある人がどんなときでも、だれもが持っている権利が守られるようにしていきます。

主な取り組み

施策名	障がい者虐待防止センターの設置による虐待対応システムの構築		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○障がい者虐待防止センターを社会福祉課に設置し、障がいのある人及びその養護者に対し、相談、指導及び助言を行うとともに、センターを中心に虐待対応システムを構築します。 ○虐待通報に対して迅速に対応するとともに、障がい者虐待の早期発見を図るため市民や事業所に対して啓発します。			
施策名	障がい者虐待への対応の強化		
方向性	新規	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○障がい者虐待の通報受理、虐待を受けた障がいのある人の保護、家族等関係者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発等を推進します。			
施策名	成年後見人制度利用支援		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○成年後見制度の利用を促進するため、親族のいない障がいのある人に対して、成年後見人制度の申し立てに要する費用などの一部を助成します。 ○制度の利用促進のため、周知に努めるとともに、施設入所者等については、障がいのある人本人はもとより家族も高齢化が進んでおり、制度利用の必要性も高いため、利用促進に向けて働きかけます。			
施策名	成年後見制度法人後見支援		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制づくり、必要に応じて専門職による支援体制の構築などを行います。			
施策名	日常生活自立支援事業		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉協議会
【内 容】 ○福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス、通帳・印鑑預かりサービスを行い、日常生活における障がいのある人の自立を支援します。			

（５）行政サービス等における配慮

現状

- ◆障害者差別解消法の施行に伴い、庁内の各所属における「差別の禁止」や「合理的配慮」に向けて取り組んでいます。

取組方針

障がいのある人が行政サービスにおいて適切な配慮を受けることができるよう、障がいのある人に対する市職員等の理解の促進に努めます。

また、障がいのある人の声を市政や国政等に反映させることは、共生社会の実現に必要不可欠であるため、選挙における障がいのある人への配慮に努めます。

主な取り組み

施策名	市職員等の障がい者理解の推進		
方向性	新規	所管課	全庁
【内 容】			
○障害者差別解消法に基づき、障がいのある人が必要とする制度や習慣などの社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。			
○窓口等における障がいのある人への対応の充実を図るため、市職員等に対し小野市職員対応要領の周知とともに、必要な研修及び啓発を行います。			
○行政情報の提供等にあたっては、利用しやすさに配慮した情報提供を行います。			
施策名	選挙における配慮の推進		
方向性	新規	所管課	選挙管理委員会
【内 容】			
○投票所のバリアフリー化や投票設備の設置等、投票環境の向上に取り組めます。また、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障がい特性に応じた選挙に関する情報を提供します。			
○不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、障がいのある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるようにするなど、投票機会を確保します。			

2. 生活支援

(1) 障がい福祉サービス等の充実

①在宅サービスの充実

現状

- ◆ホームヘルプサービス（訪問系サービス）の利用者は年々増えているものの、事業所のヘルパー職員の不足が懸念されています。
- ◆難病患者の増加に伴い、難病患者居宅生活支援事業の利用者も増加傾向にあります。
- ◆障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社会福祉協議会において、生活課題の解決に向けた福祉サービスを提供しています。
- ◆障がいのある人への手当について、有期認定で更新時の確認が遅れるなど、運用上の課題は残っているものの、申請時における受給資格の確認を徹底しています。
- ◆小野市障害者（児）福祉年金について、利用が年々増加傾向にあります。
- ◆特別な支援を必要とする児童生徒の就学を支援するため、就学援助金を支給しています。
- ◆重度心身障がい者（児）に対する病室使用料の助成を行っています。
- ◆ごみステーションへの搬出が困難な高齢者や障がいのある人の世帯に対し、ハートフルごみ収集により、毎週1回、収集世帯の玄関先へ家庭可燃ごみ等の訪問収集を行い、収集時には声かけによる安否確認を行っています。

取 組 方 針

自立支援給付や地域生活支援事業などの基盤整備及びサービス内容の充実を図るとともに、効果的かつ適切なサービス提供が行えるよう、ケアマネジメントシステムの構築にも取り組みます。

また、生活安定のための経済的支援や日常生活への支援などを行い、障がいのある人の地域生活、在宅生活を支えるサービスの充実に努めるとともに、人材確保など提供体制の充実に取り組みます。

主な取り組み

施策名	ホームヘルプサービス（訪問系サービス）		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○自宅を訪問し、入浴や排泄などの身体介護、洗濯や掃除をはじめとする家事援助などのサービス（居宅介護、重度訪問介護など）を提供します。			

施策名	難病患者居宅生活支援		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○在宅療養中の難病患者などの自宅に訪問し、入浴や排泄などの身体介護、洗濯や掃除などの家事援助などのサービスを提供します。			
施策名	在宅生活支援サービスの充実		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉協議会
【内 容】 ○福祉サービスの充実と地域福祉活動の連携を図りながら、在宅生活支援体制を強化し、障がいのある人の自立生活の支援と生活の安定をめざします。			
施策名	特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○著しい重度の心身障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する在宅障がい者（児）に対し、特別障害者手当などを支給し、その障がいによって生ずる特別な負担を軽減します。 ○申請時における受給資格の確認を徹底し、適正な手当を支給します。			
施策名	小野市障害者（児）福祉年金		
方向性	見直し検討	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○昭和 46 年から支給している福祉年金について、障がい福祉サービスの現状や他の自治体の状況を勘案し、見直しを検討します。			
施策名	障害児就学援助金		
方向性	継続実施	所管課	教育委員会（学校教育課）
【内 容】 ○心身障がい児など、特別な支援を必要とする児童生徒が市外の学校へ就学する際に、就学援助金を支給します。			
施策名	重度心身障害者（児）病室使用料助成		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○重度障がい者（児）が国公立病院に入院し、重度者等療養環境特別加算の対象期間内であると医師が認めた場合で、重症室が満室のため他の個室を使用した際の使用料の一部を助成します。			
施策名	ハートフルごみ収集		
方向性	継続実施	所管課	市民安全部（生活環境グループ）
【内 容】 ○障がいのある人や高齢者の世帯で、可燃ごみ等を最寄りのごみステーションまで出せない方の玄関先まで出向き、毎週 1 回ごみ収集を実施します。			

施策名	地域生活支援拠点等の整備の推進		
方向性	新規	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○障がいのある人が地域で安心して生活し続けられるよう、近隣市町と調整しながら、地域生活支援拠点等の整備に努めます。			
施策名	福祉人材の確保・定着		
方向性	新規	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○障がい福祉サービスの充実を図るため、関係機関・団体や兵庫県・近隣市町と連携し、福祉・介護の資格や仕事への関心・理解を促し、福祉人材の確保・定着に取り組めます。			

②福祉機器利用の推進

現状

- ◆障がいのある児童に対する補装具費（購入・修理）の支給件数及び支給額は増加傾向にあり、総支給額の多くを占めています。
- ◆日常生活用具費については、平成 27 年度より人工内耳外部装置の助成が始まるとともに、テープレコーダーだけでなく IC レコーダーも対象に加えています。
- ◆小児慢性特定疾病の児童が安心して在宅療養生活を過ごせるよう、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付支援を行っています。
- ◆日常生活に支障のある高齢者、身体障がい者（児）等に対して、社会福祉協議会において車いすの貸し出しを行っています。

取 組 方 針

- ◆障がいのある人が快適な日常生活を送ることができるよう、関係機関との連携のもと、福祉機器利用の推進を図ります。



主な取り組み

施策名	補装具費（購入・修理）の支給		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○身体の失われた部分や障がいのある部分を補い、日常生活や働くことを容易にする等、社会参加の促進を図ることを目的に、身体障害者更生相談所の判定のもと、補装具の購入及び修理に係る費用の一部を支給します。 ○支給に関しては、必要に応じて身体障害者更生相談所に相談しながら、適正な支給につなげます。			
施策名	日常生活用具費の支給		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、排泄管理支援用具などの購入に係る費用の一部を支給します。 ○障がいのある人の日常生活を支援するため、ニーズを反映した用具を新たに取り入れ、制度を充実します。			
施策名	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付		
方向性	継続実施	所管課	健康課
【内 容】 ○小児慢性特定疾病の児童に対し、安心して在宅療養生活を行えるよう、関係機関との連携のもと、特殊寝台などの日常生活用具を給付します。			
施策名	在宅福祉器具の貸出		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉協議会
【内 容】 ○障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、在宅福祉器具の貸出を行います。			

③日中活動系及び施設サービスの充実

現状

- ◆就労継続支援事業の実績について、平成 28 年度では平成 24 年度の約 2 倍に増加しています。
- ◆短期入所事業の実績について、平成 28 年度では平成 24 年度の約 2 倍に増加し、また日中一時支援事業では大幅な変動はありませんが、どちらとも市内の事業所数が少ない状況です。

- ◆療養介護について、平成 28 年度では 18 名の方が利用されていますが、平成 24 年の児童福祉法改正により、重症心身障害児施設を利用されている 18 歳以上の方が新たに対象となったため、今後、増加する見込みとなっています。
- ◆共同生活援助（グループホーム）は市内に 1 施設ありますが、満室であることが多く、利用しにくい状況となっています。
- ◆全国的に障がいのある人の福祉施設から地域生活への移行が進められている中、施設入所が必要な人は一定いるため、状況やニーズを把握しながら支援に努めています。また、平成 30 年度の障害者総合支援法の改正により、自立生活援助が新たに障がい福祉サービスに位置づけられています。
- ◆平成 25 年度に市内で初めて地域活動支援センターが設置され、その運営費の助成を行っています。
- ◆市立ひまわり園について、生活介護事業では創作活動や生産活動の機会の提供と就労継続支援への移行促進、また、就労継続支援 B 型事業では就労継続支援 A 型事業へのステップアップを促進しています。
- ◆自立生活訓練事業については、平成 28 年度では 2 名の方が利用されています。

取 組 方 針

- ◆市内における日中活動の場のさらなる確保・充実を図るとともに、事業所職員のスキルアップやボランティアを含めた体制の支援を行います。
- ◆障がいのある人の自立支援のため、就労促進に向けた支援を充実します。

主な取り組み

施策名	日中活動系サービス		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○施設などにおいて、入浴、排泄などの日常生活上の支援、創作活動・生産活動の機会の提供、身体機能・生活能力向上のための訓練などのサービス（生活介護、就労継続支援、自立訓練など）を提供します。 ○就労移行支援事業の利用を促進し、障がいのある人の一般就労を促進します。			
施策名	短期入所・日中一時支援		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含めて施設で入浴、排泄、食事などの介護を行います。 ○障がいのある人が身近な地域で安心して生活できるよう、短期入所事業所や日中一時支援事業所の市内への導入に向けて、検討していきます。			

施策名	療養介護		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○医療と常に介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護及び介護を行います。			
施策名	共同生活援助（グループホーム）		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○主に夜間や休日、日常生活上の相談や援助を行い、重度の障がいのある人には入浴・排泄などの介護を行います。今後、関係機関や事業所との連携を強化しながら、必要に応じて広域圏や市内への導入などを検討します。			
施策名	施設入所支援・自立生活援助		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○施設入所支援として、施設に入所する人に夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。 ○障がいのある人の一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、自立生活援助のサービス提供体制の整備を図ります。			
施策名	地域活動支援センターの運営助成		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進などの支援を行う地域活動支援センターに対し運営費を助成します。			
施策名	市立ひまわり園運営		
方向性	継続実施	所管課	ひまわり園
【内 容】 ○生活介護、就労継続支援（Ｂ型）として日常的介護、創作活動や生産活動の機会を提供することにより、利用者の自立と就労に必要な訓練を行います。 ○行動障がいなどの不応行動を示す利用者の支援を強化します。			
施策名	自立生活訓練事業		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○在宅の知的障がいのある人や精神障がいのある人を対象に、一定期間、保護者から独立させ、生活訓練ホームにおいて、宿泊による生活訓練を行います。今後も継続して実施し、家庭や地域での自立生活を促進します。 ○市内に使用できる施設がないため、開設に向けて検討していきます。			

④その他の制度との連携

現状

- ◆本市においても高齢化が進み、平成 24 年度から 28 年度までのケアプラン作成件数は年々増加しており、今後も介護保険サービスの対象となる障がいのある人の増加が予想されます。
- ◆平成 30 年度の介護保険制度の改正により、高齢者と障がい者（児）が同一事業所でサービスを受けやすくするため、高齢者や障がい者（児）がともに利用できる共生型サービスが、介護保険と障がい福祉制度において新たに位置づけられています。

取組方針

障がいのある人やその保護者の高齢化に伴い、家庭生活が困難になる方の増加も予想されるため、高齢化への対応の充実を図るとともに、要介護状態の悪化防止・改善のさらなる促進に努めます。

主な取り組み

施策名	高齢障がい者の介護保険サービスの利用促進		
方向性	充実	所管課	高齢介護課
【内 容】 ○介護保険サービス利用対象者の適切なケアプランの作成と、介護保険サービスの利用を促進します。 ○要支援・要介護認定者に対するケアプランの作成と適切なサービス利用に加え、平成 29 年度から開始した「総合事業」における事業対象者へのケアプラン作成及び介護予防・生活支援サービスの利用促進により、さらなる介護予防、要介護状態の悪化防止に取り組みます。			
施策名	高齢障がい者への生活支援		
方向性	新規	所管課	社会福祉課 高齢介護課
【内 容】 ○障がいのある人が 65 歳を迎えて、障がい福祉サービスから介護保険サービスへ移行した際に、サービスの質と量が低下しないよう、関係課においてきめ細やかな連携を行います。 ○高齢者や障がい者（児）がともに利用できる福祉サービスである共生型サービスの提供に向けて、関係課と必要事項を検討します。			

（２）文化、スポーツ、レクリエーション活動の推進

現状

- ◆小野市総合体育館の利用促進を図るため、障がいのある人が小野市総合体育館のプール・トレーニング室などを個人利用する際の半額減免や、障がい者協会の団体利用の半額減免を行っています。また、サウンドテーブルテニス（卓球）などの障がい者用備品を設置しています。
- ◆特別支援学校に通う児童の保護者がオペレッタを開催するとともに、コミセンふれあいまつりにおいて、児童の作品展を開催しています。
- ◆小野市障害者福祉協会と連携し、市内の障がいのある人が集う「小野市障がい者 ONO リンピック」を開催しています。

取 組 方 針

自分の興味やライフスタイルに応じて文化・芸術活動やスポーツ、レクリエーション活動等を行える環境の整備を推進し、障がいのある人が地域の中で豊かな生活を送ることができるよう、生きがいづくりを支援します。

主な取り組み

施策名	小野市総合体育館の利用促進		
方向性	継続実施	所管課	教育委員会（体育保健課）
【内 容】 ○小野市総合体育館において、障がいのある人の施設使用料の半額減免や、障がい者スポーツに利用できる備品の設置、スポーツイベントの案内（ポスター・チラシの設置）、障がい者スポーツ大会等への支援により、障がいのある人のスポーツ活動を促進します。			
施策名	地域交流支援事業		
方向性	継続実施	所管課	教育委員会（いきいき社会創造課）
【内 容】 ○各地区地域づくり協議会の活動支援を通じて、スポーツ大会や文化レクリエーションイベントなどを開催し、障がいのある人のみならず、すべての地域住民が参加し、交流できる機会を創出します。			
施策名	障がい者スポーツ大会の開催		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○障がいのある人がスポーツを通じて、お互いに交流と親睦を深め、社会参加意欲の向上などを図るため、障がい者スポーツ大会を開催します。			

(3) 地域福祉活動の推進

現状

- ◆民生委員児童委員が行う、障がいのある人をはじめとする地域の要支援者の見守り活動に対して、補助金助成や研修会の実施等により支援を行っています。
- ◆地域活動を促進するため、平成25年度より自発的活動支援事業を実施しています。
- ◆児童生徒に対するサマーボランティア事業により、ボランティア体験の機会を提供するとともに、大人に対しては託児ボランティア等の入門講座を開催しています。
- ◆社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターにおいて、ボランティア活動のコーディネートを行っています。

取組方針

地域における支え合い活動の促進のため、ボランティア団体や住民自治組織、当事者団体など、市民による主体的な活動を支援し、活動しやすい環境を整備します。

主な取り組み

施策名	地域福祉活動への支援		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○自治会や民生委員児童委員、NPO、市民グループなどの主体的な活動を支援し、地域全体の福祉を向上させます。			
施策名	自発的活動支援事業		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。			
施策名	福祉ボランティア入門教室の開催		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉協議会
【内 容】 ○児童生徒から高齢者までを対象に、多様な分野におけるボランティア活動の体験機会づくりを進めます。			
施策名	ボランティアセンターの運営		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉協議会
【内 容】 ○ボランティアコーディネート体制を整備するとともに、コーディネート機能を強化し、ボランティア活動の促進と希望者へのマッチングを充実します。			

（４）相談支援体制の充実

現状

- ◆平成 24 年度に福祉総合支援センターが設置され、同センター内に市の福祉（健康・高齢者）部門、社会福祉協議会及び障がい者地域生活・相談支援センターも移転し、福祉のワンストップサービスの提供に努めています。
- ◆就労相談を主として行う専門の相談員を設置し、障がいのある人の就労支援を中心に業務を行っています。
- ◆平成 27 年度より、障がい福祉サービスを利用するすべての人に計画相談支援を導入することとなり、計画相談も含めた相談支援全体の重要性が高まっています。

取 組 方 針

障がいのある人の様々な相談ニーズに応じ、円滑かつ適切な福祉サービスの利用につながるよう、本人の意思を尊重したきめ細やかな相談支援の提供に努めるとともに、相談機能の拡充に努めます。

また、地域共生社会の実現に向けて、地域の多様なニーズや複合的な課題に対応するため、関係機関・団体との連携のもと、包括的な相談支援体制の強化を図ります。

主な取り組み

施策名	窓口一本化事業		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○障がい者地域生活・相談支援センターを設置し、関係機関と連携しながら福祉のワンストップサービスに努めるとともに、充実強化に取り組みます。			
施策名	障害者専門相談員の設置		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○障害者専門相談員を設置することにより、障がいのある人の就労をはじめとする日常生活上の相談に応じ、地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力など、障がいのある人への福祉を向上させます。			

施策名	相談支援事業の充実		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○相談支援事業所において、相談支援に関する業務を総合的に行うとともに、他の相談支援事業者や関係機関との連絡調整を強化し、相談支援体制を充実できるよう支援します。 ○必要に応じて複数のサービスを適切に結びつけるなど、総合的かつ継続的な支援を行うため、計画相談支援事業を支給決定することで、障がいのある人のサービス利用を支援します。 ○利用者本位の視点に十分配慮したサービス等利用計画の作成や、セルフプランの作成に向けた支援を行います。 ○基幹相談支援センターの設置や住宅入居等支援事業の実施に向けて、環境整備も含め、引き続き実施方法等を検討します。 ○障がいのある人の地域への移行・定着を支援するため、地域移行支援及び地域定着支援の利用を促進します。			
施策名	小野市障害者自立支援協議会の機能強化		
方向性	新規	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○小野市障害者自立支援協議会の体制や活動内容等を充実させ、当事者の視点による適切なサービスが提供されるよう、関係機関や事業所間の連携及び調整機能の強化、活動の活性化を図ります。			
施策名	関係各課間の連携強化		
方向性	新規	所管課	全庁
【内 容】 ○障がい福祉に関する相談窓口の充実を図るとともに、地域における複合的な課題に対応するため、関係各課間の連携強化を推進します。			



3. 保健・医療

(1) 保健サービスや療育体制の充実

現状

- ◆4か月児健康診査において、臨床心理士、助産師による相談を行い、育児不安や母乳育児に対する不安の軽減を図るとともに、育児アンケートを行い、産後の母親への心理的サポートや育児助言を行っています。
- ◆1歳6か月児健康診査において、発達障がいに対する問診項目を追加し、早期発見・支援を行うとともに、言語聴覚士によることばの相談、臨床心理士によるこころの相談を行い、専門性の高い健診を実施しています。
- ◆2歳児教室において、言語聴覚士、保育士による講話や遊びなどを通して2歳児の健やかな成長・発達を促し、また、親子のふれあいを通して保護者の育児力向上を図るとともに、個別の育児相談も行っています。
- ◆3歳児健康診査において、臨床心理士による発達確認や相談などを追加し、発達障がいの早期発見・支援につなげるとともに、集団・個別の栄養指導により食育を推進しています。
- ◆5歳児発達相談において、子育て問診票をもとにアンケート調査を実施しています。アンケート調査の結果、集団生活の中で支援が必要な方や希望される方を対象に4・5歳児子育て相談を案内し、臨床心理士や言語聴覚士等による専門相談を行い、育児不安の軽減や発達障がいの早期発見・支援につなげています。
- ◆育児不安や保護者自身の精神的な相談が少しずつ増加しているため、スマイル相談として臨床心理士が相談対応を行い、継続的に支援するとともに、必要に応じて専門機関へ紹介しています。
- ◆乳幼児健診の結果や随時相談などにより、発語がない、または発語が遅延している乳幼児を対象に、ことばの相談として言語聴覚士が個別相談を行い、子どもへの関わり方などをアドバイスし、必要な場合には乳幼児発達相談へつなげています。
- ◆平成25年4月に策定し、平成29年度に中間評価を行った「おの健康プラン21・Ⅱ」の各指標に合わせた健康づくり全般を推進しています。
- ◆ハイリスクアプローチ、ポピュレーションアプローチにより集団・個別の健康教育を行い、生活習慣病、メタボリックシンドロームの予防を推進しています。また、運動、栄養、生活リズムを中心とした生活習慣について、無理なく継続できる方法をアドバイスしています。
- ◆健診結果によりメタボリックシンドローム及び予備群に該当した人、生活習慣病に注意が必要な人に対して、個別に保健・栄養指導を実施し、重症化の予防を図るとともに、心身の健康相談にも対応しています。

- ◆平成 28 年度に妊娠・子育てサポートセンターを開設し、妊娠期から出産、育児までの切れ目のない支援を行っています。また、継続支援が必要な人には、訪問による指導や電話・面接により相談支援を行っています。
- ◆母子への健康相談・教育のため、乳幼児育児相談において、保健師・栄養士とともに、臨床心理士・言語聴覚士・助産師などを配置し、専門性の高い支援を行っています。
- ◆個別療育の実施状況について、平成 28 年度では平成 24 年度の約 1.5 倍となっています。また、平成 27 年度からは小集団を対象とした「グループ療育」を実施しています。
- ◆平成 29 年度から「新生児聴覚検査費の全額助成制度」を新設し、聴覚障がいの早期発見・早期療育支援体制の構築を進めています。

取 組 方 針

障がいの早期発見につながる健康診査などの充実をはじめ、こころと身体の健康づくりを支える適切な保健サービスなどの提供、医療機関との連携を強化し、適切な対応が実施できるよう、相談・指導体制の充実を図ります。

また、「小野市子ども・子育て支援事業計画／新ひまわりプラン」を着実に推進し、障がいの早期発見・予防・対応が図れる環境を整備していきます。

さらに、障がいのある人の健康づくりに関しても関係機関と連携し、健康診査体制や指導体制の確立に向け、検討を進めます。

主な取り組み

施策名	4 か月児健康診査		
方向性	継続実施	所管課	健康課
【内 容】 ○子どもの成長・発達の確認、育児不安や保護者の心身面などを含めた育児アンケートを実施し、心身面に不安を抱える保護者の早期発見・対応、保護者への心理的なサポートを強化するとともに、専門性を向上させます。			
施策名	1 歳 6 か月児健康診査		
方向性	継続実施	所管課	健康課
【内 容】 ○発達障がいや保護者の心身面に関する問診項目を設け、早期発見・支援を行うとともに、言語聴覚士によることばの相談を充実し、専門性の高い健診を実施します。			

施策名	2歳児教室		
方向性	継続実施	所管課	健康課
【内 容】 ○言語聴覚士、保育士などが講話や遊び、個別相談を行い、子どもの健やかな成長・発達を促すとともに、親子のふれあいを通して保護者の育児力の向上や不安の解消につなげます。			
施策名	3歳児健康診査		
方向性	継続実施	所管課	健康課
【内 容】 ○保健師、臨床心理士による発達確認や育児助言などを充実し、専門性の高い健診を実施するとともに、発達障がいの早期発見・支援につなげます。また、栄養指導を取り入れ、食育を推進します。			
施策名	5歳児発達相談、4・5歳児子育て相談		
方向性	継続実施	所管課	健康課
【内 容】 ○年度内に5歳に到達する子どもを対象に「子育て問診票」をもとにしたアンケート調査を実施し、保護者が子どもの成長・発達をふり返り、子どもの特性に応じた子育てができるよう支援します。 ○臨床心理士・学校心理士・言語聴覚士等による専門性の高い相談を実施し、発達障がいの発見及び就学前の子どもや保護者が適切な支援を受けられる体制を整備します。			
施策名	スマイル相談		
方向性	継続実施	所管課	健康課
【内 容】 ○臨床心理士が育児中の親のこころの問題、育児不安に対応し、必要により専門機関へ紹介します。			
施策名	ことばの相談		
方向性	継続実施	所管課	健康課
【内 容】 ○乳幼児健診の結果、発語がない、または発語が遅延している乳幼児を対象に、言語聴覚士が個別相談を実施します。経過を見て必要なときは、乳幼児発達相談へつなげます。			
施策名	健康づくり推進事業		
方向性	継続実施	所管課	健康課
【内 容】 ○「おの健康プラン 21・Ⅱ」の中間評価をもとに、心身の健康づくり全般を推進します。			

施策名	健康教育の充実		
方向性	継続実施	所管課	健康課
【内 容】 ○健診結果によるメタボリックシンドローム及びその予備群に該当する人、生活習慣病に注意が必要な人に対する集団・個別健康教育を充実します（ハイリスクアプローチ）。また、健診結果で異常のない人や未受診者に対しては、生活習慣病の予防、健康づくりに関する知識の普及啓発と、健診受診のための教育活動を実施します（ポピュレーションアプローチ）。			
施策名	健康相談の充実		
方向性	継続実施	所管課	健康課
【内 容】 ○健診結果によりメタボリックシンドローム及びその予備群、生活習慣病の重症化予防に該当する人に対して、個別に保健指導・栄養指導・運動指導を実施するとともに、心身の健康相談にも対応します。			
施策名	母子保健訪問指導		
方向性	充実	所管課	健康課
【内 容】 ○産科医療機関との連携による早期支援や産後ケア事業の紹介などを行い、妊娠から育児期を通じた訪問指導体制を充実します。			
施策名	乳幼児育児相談の充実		
方向性	継続実施	所管課	健康課
【内 容】 ○相談に保健師・栄養士とともに、臨床心理士・言語聴覚士・助産師などを配置し、専門性の高い支援を実施します。			
施策名	個別療育サポート体制の整備		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○臨床心理士等による発達障がいのある児童の発達検査や個別療育、小集団のグループによりソーシャルスキル等を学ぶグループ療育を、就学前から義務教育修了まで実施します。			
施策名	新生児聴覚検査費助成		
方向性	新規	所管課	健康課
【内 容】 ○出生後早期の発見と療育支援により、コミュニケーション能力や言語機能の発達を促進するため、新生児聴覚検査費を助成します。			

(2) 医療体制の充実

現状

- ◆北播磨総合医療センターの地域医療連携室内に「患者相談窓口」を設置し、社会福祉に関する相談や退院相談、看護に関する相談など、様々な相談に対応しています。
- ◆平成 26 年度より、本市が育成医療の申請窓口となっています。
- ◆重度障害者（児）医療費については、一部負担金なしで実施しており、平成 28 年度には 434 人に対して助成を行いました。
- ◆高齢重度障害者医療費については、一部負担金なしで実施しており、平成 28 年度には 462 人に対して助成を行いました。
- ◆「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、平成 29 年 4 月から指定難病、小児慢性特定疾病について医療費助成を行っています。
- ◆公費医療負担の軽減として、平成 28 年度には 27 人に対して自己負担額の助成を行いました。
- ◆保健・医療・福祉等の関係機関が連携し、難病患者及び家族に対して訪問指導、医療相談等を行い、疾病等に対する不安の解消を図るとともに、在宅療養支援計画策定・評価事業等により、在宅療養生活の支援体制強化を図っています。特に、重症患者に対して重点的に支援を実施しています。
- ◆障がいのある児童やその保護者が安心して身近な地域で療育を受けられるよう、障害児療育事業を実施しています。

取組方針

障がいのある人が身近な地域で適切な医療が受けられるよう、医療機関との連携を強化し、医療体制の充実を図ります。併せて、増加傾向にある難病患者や、養育力・家族機能が低下傾向にある家庭への支援のため、地域全体の支援体制の強化に努めます。

主な取り組み

施策名	患者相談窓口		
方向性	継続実施	所管課	北播磨総合医療センター地域医療連携室
【内 容】 ○医療相談をはじめ、医療に関する様々な相談について、地域医療連携室で担当します。また、窓口で相談を受けた内容に関しては、患者サポートカンファレンスにより院内で共有します。			

施策名	自立支援医療費（更生医療・育成医療費）の支給		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○障がいのある人に対して必要な医療を行うことにより、障がいの軽減や機能回復につなげます。また、福祉医療費助成対象者の自立支援医療に係る自己負担額を助成します。			
施策名	重度障害者（児）医療費の助成		
方向性	継続実施	所管課	市民課
【内 容】 ○重度障がい者（児）の疾病または負傷において、医療保険による給付が行われた場合、一部負担金相当額を助成します。			
施策名	高齢重度障害者医療費の助成		
方向性	継続実施	所管課	市民課
【内 容】 ○高齢に加えて重度の障がいという二重のハンディを持つ人に対して、医療保険による給付が行われた場合、一部負担金相当額を助成します。			
施策名	指定難病等の医療費公費負担		
方向性	継続実施	所管課	加東健康福祉事務所
【内 容】 ○医療保険または高齢者の医療の確保に関する規定による給付が行われた場合における自己負担額、入院時の食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、基本利用料、訪問看護自己負担額及び介護保険法の規定による訪問看護等自己負担額、スモンに係る針・灸等施術料の公費負担を行います。 ○対象者や関係機関に対して事業を周知します。			
施策名	公費医療負担額の助成		
方向性	継続実施	所管課	市民課
【内 容】 ○福祉医療費助成対象者（高齢期移行助成受給者を除く）の自立支援医療、養育医療、肝炎治療特別促進事業、小児慢性特定疾病医療及び特定医療（指定難病）に係る自己負担額を助成します。			

施策名	難病患者等保健指導事業の実施		
方向性	継続実施	所管課	加東健康福祉事務所
【内 容】 ○難病患者及びその家族に対し、保健・医療・福祉などの関係機関と連携し、相談・訪問・医療相談を実施することで、地域での療養生活を支援し、個別支援体制を充実します。 ○保健・医療・福祉などの関係職種を対象に、研修会やネットワーク会議を開催し、難病疾患への理解やケアの質の向上、地域全体の支援ネットワークを強化します。			
施策名	障害児療育事業		
方向性	継続実施	所管課	子育て支援課 社会福祉課 健康課
【内 容】 ○専門機関等との連携のもと、在宅療養等に関する相談、各種福祉サービスの提供の援助・調整、情報提供等により、地域の障がいのある児童及びその家族の福祉の向上に取り組みます。			
施策名	重度心身障害者（児）病室使用料助成【再掲】		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○重度障がい者（児）が国公立病院に入院し、重度者等療養環境特別加算の対象期間内であると医師が認めた場合で、重症室が満室のため他の個室を使用した場合の使用料の一部を助成します。			



(3) 精神保健福祉対策の推進

現状

- ◆精神保健相談の件数が増加するとともに、内容も複雑・困難になっており、特に自殺関連は平成 24 年度から 28 年度までの相談件数の 4～8%を占めています。また、うつ病などのこころの病気について早期に対応するため、関係機関との連携を強化しながら相談対応の充実を図っており、経済的支援・生活支援も含め、継続したフォローが重要となっています。
- ◆平成 27 年以降、精神障害者通院患者リハビリテーション事業における職場訓練生はおらず、また、県下においても訓練生は年々減少傾向にあり、現在は就労移行支援、就労継続支援を利用する傾向にあります。
- ◆精神障害者家族会の支援について、ボランティア活動支援事業として、小野市精神保健福祉ボランティア「ステップ」に対して活動の支援を行いました。
- ◆飲酒に関する相談が少しずつ増えており、電話、訪問などにより患者や家族、支援者に対する相談を行っています。また、酒害に関する健康講話、広報などにより適量飲酒、断酒を啓発しています。
- ◆精神保健福祉ボランティア参加者を養成するため、入門講座を開催しています。
- ◆国の精神保健福祉施策において、「精神科病院から地域生活」への移行促進が図られています。
- ◆平成 28 年に自殺対策基本法が改正され、市町村における自殺対策の強化が進められています。

取 組 方 針

精神疾患への対応については、予防や早期対応による症状悪化の防止、自立した社会生活を維持するため、専門的な支援の充実や社会資源へのつながりづくりに努めるとともに、精神障がいに対する地域の理解の促進に努めます。

主な取り組み

施策名	精神保健相談の推進		
方向性	継続実施	所管課	健康課 加東健康福祉事務所
【内 容】 ○電話・面接による保健相談を実施し、必要に応じた継続支援または保健所や専門機関を紹介します。			

施策名	精神障害者社会適応訓練事業		
方向性	継続実施	所管課	加東健康福祉事務所
【内 容】 ○訓練生の能力の向上を図るとともに、協力事業所の利用を促進します。			
施策名	精神障害者家族会の支援の強化		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○精神障害者家族会独自の活動が行えるよう、新規会員の加入、活動の活性化に向けて支援します。			
施策名	断酒会の支援の強化		
方向性	継続実施	所管課	健康課 加東健康福祉事務所
【内 容】 ○患者及び家族、支援者に対する相談、指導を行うとともに、関係機関との連携を図り、早期から支援します。また酒害や適量飲酒について普及啓発を行います。			
施策名	精神保健福祉ボランティアの養成・技能向上		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉協議会
【内 容】 ○入門講座だけでなく現ボランティア参加者の技能向上講座も開催するなど、精神保健福祉ボランティアのスキルアップを進めます。			
施策名	退院後の地域生活支援の充実		
方向性	新規	所管課	社会福祉課 健康課
【内 容】 ○精神科病院から退院し、地域生活へ移行する障がいのある人に対し、保健・医療・福祉関係者等と連携し、サービスの充実や迅速な情報提供、関係者による協議の場の設置をめざします。			
施策名	自殺防止対策の推進		
方向性	新規	所管課	全庁
【内 容】 ○自殺防止対策に関する啓発活動を実施し、若年層からの自尊感情の醸成を支援します。 ○相談窓口を周知し、当事者への支援を行うとともに、就労・保健・医療・福祉等、包括的な関係機関との連携を強化します。			

4. 教育・育成

(1) 療育・保育の充実

現状

- ◆保育士を加配して障がいのある児童を受け入れている保育所に対して補助金を交付し、受け入れ体制の整備を図っています。また、兵庫県保育協会小野支部では、市内全保育所の保育士を対象に、障がい児保育に関する研修を実施しています。さらに、相談支援を重ねることで保護者の不安の解消、指導者の適切な指導方法の構築を図っています。
- ◆乳幼児発達相談において、専門医による相談、臨床心理士による検査を月2～3回開催し、発達障がい及び発達の遅れへの早期対応・支援、育児不安の軽減を図っています。また、家庭療育支援講座において、発達障がいやその疑いのある子どもの保護者を対象に年8回講座を開催し、保護者のエンパワメントを高める支援をしています。さらに、講座終了後にはフォロー講座を年5回開催し、継続支援を行っています。
- ◆平成30年度からの「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部施行により、きめ細かな児童発達支援を提供するため、新たに居宅訪問型児童発達支援が位置づけられています。
- ◆わかあゆ園の運営について、現在4市1町一部事務組合で運営しています。
- ◆障がいのある児童の集団生活への適応力を高めるため、平成29年度より保育所等訪問支援を行っています。
- ◆障がいのある児童の障害児通所支援の利用を支援するため、障害児相談支援を実施し、適切なサービスの提供に努めています。

取組方針

障がいのある児童が、身近な地域で専門的な療育や一人ひとりの障がいの状況に応じた保育を受けられるよう、教育・福祉・医療などの関係機関とのネットワークの形成や医師の確保に努め、療育・保育体制の充実を図ります。

また、障がいのある児童の親に対して妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るための訪問指導体制の構築を検討します。

発達障がいに対しては、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した教育・福祉・医療・就労などの支援が重要であるため、一貫した支援体制の構築と関係機関のネットワーク化に努めます。

主な取り組み

施策名	障害児保育事業		
方向性	継続実施	所管課	子育て支援課 教育委員会（学校教育課）
【内 容】 ○障がいのある児童が身近な地域で一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育を受けられるよう、受け入れ体制の整備、コーディネーターや保育士の専門性の向上、保育内容の充実に取り組みます。			
施策名	乳幼児発達相談の充実		
方向性	継続実施	所管課	健康課
【内 容】 ○乳幼児発達相談として、専門医による相談、臨床心理士による検査を通じて、発達障がい及び発達の遅れへの早期対応を図り、子育てに対する保護者の不安感や孤独感を軽減し、子どもの健全な発達を促します。 ○家庭療育支援講座として、発達障がいやその疑いのある子どもの保護者を対象に、行動理解や家庭での関わり方を学ぶ講座を開設し、保護者のエンパワメントを高めるよう支援します。			
施策名	児童発達支援		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。 ○関係部署との連携のもと、児童発達支援の機能強化や居宅訪問型児童発達支援の整備、重症心身障がい児を対象とする児童発達支援事業所の整備の促進に努めます。			
施策名	わかあゆ園の運営事業（医療型児童発達支援）		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○市内に在住する肢体の発達に遅れのある子どもや、病院・定期検診で早期療育を必要とされた子どもとその保護者に対して、通園の場を設け、訓練指導によりその発達を促進します。			
施策名	保育所等訪問支援		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○保育所等を現在利用中の障がいのある児童（今後利用予定も含む）が保育所等における集団生活に適応できるよう、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等、専門的な支援を行います。 ○圏域における保育所等訪問支援事業所の整備を促進します。			

施策名	障がい児への相談支援の充実		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○障害児通所支援を利用する障がいのある児童に、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。 ○障がいのある児童（またはその家族）からの相談を、総合的な見地から適切な分野につなぐための窓口を設置し、きめ細かな支援を行います。			
施策名	医療的ケア児への支援体制の強化		
方向性	新規	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築のため、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置に努めます。			
施策名	関係機関の連携強化		
方向性	新規	所管課	社会福祉課 子育て支援課 教育委員会（学校教育課）
【内 容】 ○保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係者・関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、各分野の職員の相互理解を深め、障がいのある児童への支援を有効的かつ総合的にを行います。			
施策名	個別療育サポート体制の整備【再掲】		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○臨床心理士等による発達障がいのある児童の発達検査や個別療育、小集団のグループによりソーシャルスキル等を学ぶグループ療育を、就学前から義務教育修了まで実施します。			
施策名	障害児療育事業【再掲】		
方向性	継続実施	所管課	子育て支援課 社会福祉課 健康課
【内 容】 ○専門機関等との連携のもと、在宅療養等に関する相談、各種福祉サービスの提供の援助・調整、情報提供等により、地域の障がいのある児童及びその家族の福祉の向上に取り組みます。			

(2) インクルーシブ教育の推進

現状

- ◆障がいのある児童一人ひとりの実態に応じた教育を行うため、平成 29 年度現在、10 名のスクールアシスタントを配置しています。
- ◆小中学校における介助員を必要に応じて配置しており、平成 29 年度現在、市内で 4 名を配置しています。
- ◆必要に応じて北播磨総合医療センターに院内学級を開設できるよう、体制の整備を図っています。
- ◆「早期からの教育相談」として教育相談を実施しており、臨床心理士、特別支援教育士を各校園に派遣しています。
- ◆各校において「特別支援教育コーディネーター」の担当教員を配置するとともに、特別支援に係る校内研修の実施や支援体制を構築しています。
- ◆児童生徒が将来、地域の福祉に積極的に関わることができるよう、児童生徒が自主的に取り組む体験型の総合学習の充実を図っています。

取組方針

障がいのある児童への教育について、学習障がい（LD）、注意欠如／多動性障がい（ADHD）、自閉症スペクトラム障がい等の児童生徒に対する総合的な支援体制として、特別支援教育推進体制の充実を図り、乳幼児期から就労に至る長期的な視点による一貫した支援体制の整備を進めます。

また、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちがともに学べ、一人ひとりの特性・能力に応じた指導が受けられる教育の推進に努めます。

主な取り組み

施策名	スクールアシスタント配置事業		
方向性	充実	所管課	教育委員会（学校教育課）
【内 容】 〇市内の小中学校に教育免許を持ったスクールアシスタントを配置し、児童生徒一人ひとりの実態に応じたより効果的な教育を支援します。			
施策名	介助員の配置事業		
方向性	継続実施	所管課	教育委員会（学校教育課）
【内 容】 〇必要に応じて小中学校に介助員を配置し、必要により人数を増やします。			

施策名	院内学級設置事業		
方向性	継続実施	所管課	教育委員会（学校教育課）
【内 容】 ○北播磨総合医療センターに長期入院している児童生徒の学習の遅れと家族の生活面の不安を解消するため、必要に応じて院内学級を継続して実施します。			
施策名	教育相談の充実		
方向性	継続実施	所管課	教育委員会（学校教育課）
【内 容】 ○小野特別支援学校を中心に、教育活動の充実及び特別支援教育に係る保護者への支援を充実するため、早期（就学前）からの教育相談を行い、就学に対する保護者の不安解消と適切な支援につなげます。			
施策名	特別支援教育への教職員の理解推進		
方向性	充実	所管課	教育委員会（学校教育課）
【内 容】 ○市内小中特別支援学校に教職員の特別支援教育コーディネーターを配置し、特別支援教育の研修を深めながら、教員全体の指導力の向上に取り組みます。			
施策名	総合的な学習への支援		
方向性	継続実施	所管課	教育委員会（学校教育課）
【内 容】 ○体験型の学習の重要性を再確認し、適切かつ適時の体験等を実施することで、児童生徒の社会福祉への理解と関心を高めるとともに、自主的に調査や体験を通じて取り組める総合学習を充実します。			

（３）教育環境の充実

現状

- ◆早期からの教育相談を実施し、障がいの状態や特性に応じた適正な就学指導が行えるよう、保護者・保健・福祉・医療などの関係機関と連携し、教育支援委員会を開催しています。
- ◆学習指導の充実と向上及び教員間の情報共有を図るため、特別支援学校や小中学校特別支援学級担当教員間の実践的な交流、研究会を開催しています。
- ◆障がいのある児童生徒一人ひとりの発達状況に応じた指導や支援を行うため、個別の指導計画の作成及び適切な運用による学習指導を推進しています。
- ◆障がい児タイムケア事業については、平成 28 年度時点で市内事業所は 2 か所で、計 16 名の利用がありましたが、今後は放課後等デイサービスとの兼ね合いもあり、利用者の減少が予想されます。

取 組 方 針

障がいのある児童生徒一人ひとりの特性に対応できるよう、就学指導の充実や教職員などの知識・技能の向上を図り、児童生徒が学びやすい教育環境の整備に努めます。

主な取り組み

施策名	就学指導の充実		
方向性	継続実施	所管課	教育委員会（学校教育課）
【内 容】 ○児童生徒一人ひとりの障がいの状態や特性に応じた適正な就学指導が行えるよう、保護者をはじめ保健・福祉・医療などの関係機関と連携し、教育支援委員会を充実します。			
施策名	教職員の専門性の向上		
方向性	継続実施	所管課	教育委員会（学校教育課）
【内 容】 ○障がいのある児童生徒一人ひとりに対応できるよう、特別支援学校や小中学校特別支援学級担当教員間の実践的な交流、研究会を開催し、児童生徒への理解を深めることで、教職員の専門性を高め、学習指導の充実と向上に取り組みます。			
施策名	一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育指導・支援の充実		
方向性	継続実施	所管課	教育委員会（学校教育課）
【内 容】 ○個別の指導計画による指導を進める中で、障がいのある児童生徒一人ひとりの発達状況に即した見直しを定期的に行い、指導方法、内容及び支援の改善を行い、豊かな教育活動につなげます。			
施策名	放課後の居場所づくり		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課 子育て支援課 教育委員会（いきいき社会創造課）
【内 容】 ○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）や放課後こども教室など、子どもの居場所づくりを行います。また、放課後等デイサービスや障がいのある児童のタイムケア事業を推進し、障がいのある児童の健全育成と家庭の就労支援を充実します。 ○市内における重症心身障がい児を対象とする放課後等デイサービス事業所の整備を促進します。			

5. 障がいのある人の雇用・就労

(1) 雇用の場の拡大

現状

- ◆障害者専門相談員（1名設置）を中心に、北播磨障害者就業・生活支援センター及び職業安定所（ハローワーク）と連携し、平成26年度では18名、平成27年度では23名、平成28年度では16名に対する就労支援を行いました。
- ◆平成22年度に開設された北播磨障害者就業・生活支援センターの協力を得ながら、職業安定所（ハローワーク）と連携して障がい者雇用の場の拡大を図っています。
- ◆平成30年4月1日から、民間企業における障がいのある人の法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられることとなっています。
- ◆高齢になっても就労が継続できるよう、シルバー人材センター等との連携を図り、障がいのある人の就労環境の充実を図ります。
- ◆障がいのある人に対する情報発信体制の整備に向けて、職業安定所（ハローワーク）や事業所との情報交換を行っています。
- ◆北播磨障がい福祉ネットワーク会議の就労支援部会において、企業に対する障がい者雇用の啓発に向けた検討を重ねています。

取組方針

公共職業安定所及び北播磨障害者就業・生活支援センターなど関係機関との連携については、自立支援協議会を中心としたネットワークを強化するとともに、民間企業や就労移行支援施設などへの働きかけを行い、障がいのある人の雇用・就労の場の拡大に努めます。

また、公共機関における雇用拡大についても検討を図ります。

主な取り組み

施策名	障害者雇用促進啓発活動の推進		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○北播磨障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携し、事業所などへ障害者雇用の促進に向けた周知を強化します。			
施策名	障がい者雇用機会の拡大		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○北播磨障害者就業・生活支援センター及び職業安定所（ハローワーク）と連携して、障がい種別を問わず新規雇用の場を拡大するとともに、重度障がい者の雇用の場の創設などについて検討します。			

施策名	障がい者雇用率達成指導の強化		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○障がい者雇用率未達成企業に対して、職業安定所（ハローワーク）と連携し、指導を強化します。			
施策名	シルバー人材センター等との連携		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○働く意欲と能力がある高齢の障がいのある人の雇用・就業の機会を確保し、生きがいづくりや健康保持を支援します。			
施策名	就労に関する情報発信機能		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○職業安定所（ハローワーク）や事業所との情報交換を通して得た情報を、インターネットなどの各種媒体で配信するとともに、就労などの相談にも活用します。			
施策名	障がい者雇用啓発		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○障がいのある人の雇用に対する理解と認識を深めることで、雇用機会を拡大させます。また、関係機関と連携し、企業に対して働きかけます。			

（２）総合的な支援施策の推進

現状

- ◆就労移行支援及び就労継続支援事業所と連携しながら、福祉的就労の支援を行っています。
- ◆精神障害者家族会の支援について、ボランティア活動支援事業として、小野市精神保健福祉ボランティア「ステップ」に対して活動の支援を行うとともに、市外の地域活動支援センターへの運営費の助成を行っています。【再掲】
- ◆市立ひまわり園について、生活介護事業では創作活動や生産活動の機会の提供と就労継続支援への移行促進、また、就労継続支援B型事業では就労継続支援A型事業へのステップアップを促進しています。
- ◆障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行の促進を図っており、平成28年度には2名の移行がありました。
- ◆障がいのある人の就労意欲を尊重するとともに、支援を図るため、更生訓練費の給付を行っており、平成29年度では3人の利用がありました。

取 組 方 針

一般企業などへの障がいのある人の雇用や働く機会の充実を図るため、職業リハビリテーションの推進や必要な知識・能力の習得を図るための支援を行います。また、関係機関とのネットワーク化を図り、就労の前後にわたる支援体制の構築を進めます。

主な取り組み

施策名	就労移行支援及び就労継続支援実施事業所等との連携による障がい者の雇用促進		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○障がいのある人本人の就労の意思に基づき、障がいの種類と特性に応じて職業生活全般にわたる指導・援助を行い、労働習慣を含む職業能力を向上させます。 ○障がいのある人の就労を支援するサービスや機関・事業所の広報・周知に努めるとともに、関係機関・団体との連携のもと、その人に合った職場の確保に努めます。			
施策名	作業所または地域活動支援センターの充実		
方向性	継続実施	方向性	社会福祉課
【内 容】 ○精神障害者家族会を充実させ、作業所または地域活動支援センターにおける就労系サービスへの移行支援を行うとともに、日中活動の場の整備に努めます。			
施策名	市立ひまわり園の機能強化		
方向性	継続実施	所管課	ひまわり園
【内 容】 ○生活介護、就労継続支援（Ｂ型）として日常的介護、創作活動や生産活動の機会を提供することにより、利用者の自立と就労に必要な訓練を行います。【再掲】 ○生産活動における工賃向上のために、一定以上の作業量の確保を行うとともに、農園運営の効率化と販路の新規開拓をめざします。			
施策名	福祉施設から一般就労への移行促進、定着支援		
方向性	新規	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所への支援を強化するとともに、職場への定着を促進します。			
施策名	更生訓練費給付事業		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○就労移行支援事業等を行う施設に入所または通所している障がいのある人に、更生訓練費を支給し、社会復帰を促進します。			

6. 生活環境

(1) ユニバーサルデザインとバリアフリーのまちづくりの推進

現状

- ◆まちづくり課へ提出される建設計画に係る事前協議の全件について、高齢介護課への意見照会が行われています。また、特定施設の建築（新築・増築等）にあたり、届出を受けた後、現地確認、審査を行っています。
- ◆ユニバーサル社会づくりに向けて、啓発パンフレットの配布や小野市中心市街地地区ユニバーサル社会づくり推進協議会の開催等を行っています。また、既存の公共施設については、障がいのある人や高齢者が安全かつ快適に利用できるよう、適宜バリアフリー化を実施しています。
- ◆平成24年度から26年度に実施した小野東小学校校舎耐震改修工事、体育館改築工事、グラウンド整備工事において、エレベーター（校舎）、多目的トイレ（校舎・体育館）、スロープ等を設置し、バリアフリー化を進めました。
- ◆障害者住宅改造費助成について、平成28年度では2件の利用がありました。

取組方針

障がいのある人が地域の中で安心・快適に暮らすことができるよう、ノーマライゼーションの理念のもと、バリアフリーのまちづくりを進めるとともに、多くの人が利用しやすいよう、バリアを最初からなくしていくユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

また、補助金制度等に対するニーズが少ないため、制度の周知を図ります。

主な取り組み

施策名	福祉のまちづくり条例などによる指定建築物指導		
方向性	継続実施	所管課	高齢介護課
【内 容】 ○福祉のまちづくり条例の趣旨に沿って、障がいのある人や高齢者が安全かつ快適に生活できる環境をつくるため、関係課との連携のもと、指定建築物に必要な指導等を行います。			

施策名	ユニバーサル社会づくり推進地区整備事業		
方向性	継続実施	所管課	まちづくり課
【内 容】 ○ユニバーサル社会づくり推進地区事業プランに基づき、高齢者や障がいのある人など、だれもが安全かつ快適に生活できる環境をつくるため、必要な施設の整備などを計画的に推進します。 ○障がいのある人や高齢者が安全かつ快適に公共施設を利用できるよう、福祉のまちづくり条例及び計画の趣旨に沿った環境整備のため、関係機関と連携しながら既存の公共施設の改修を推進します。 ○障がいのある人が公共施設を気軽に利用できるよう、関係機関や事業者と連携しながら、施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。			
施策名	学校など施設のバリアフリー化		
方向性	継続実施	所管課	教育委員会（教育総務課）
【内 容】 ○障がいのある児童生徒が車椅子などでも施設内を移動できるよう、また、手すりや多目的トイレの設置も含め、営繕工事により随時バリアフリー化を進めます。			
施策名	障害者住宅改造費助成事業		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○障がいのある人に配慮した住宅改造を促進するために、障がい者世帯の住宅改造費を助成します。			



(2) 防災・防犯への対応

現状

- ◆地域防災計画については毎年見直しを行い、更新を行っています。
- ◆身近な地域での日常的な見守りや支え合い活動を活性化し、生活環境を充実させるため、福祉推進委員や民生委員児童委員をはじめとする住民が主体となって福祉推進活動を展開しています。
- ◆自主防災組織は平成 29 年度現在、89 団体となっており、結成率は 98.9%となっています。また、毎年8月末に自主防災組織（自治会）のリーダーとなるべき対象者に対して訓練を行い、地域のリーダーの育成を行っています。
- ◆障がいのある人を含む避難行動要支援者名簿の作成や、自治会、民生委員児童委員への情報共有を行っています。また、連携や地域ぐるみの避難支援体制の確保が図れていない地域があります。
- ◆警察官 OB による 15 名8台体制で市内の巡回パトロールを行っており、事件・事故等により警察からの応援要請があれば速やかに対応しています（例：振り込め詐欺発生時の市内主要ATMでの見守り、声かけ等）。
- ◆転入手続き時や、携帯電話ショップ、各種行事で安全安心メールの普及活動を行っており、平成 29 年 12 月現在で登録者が 7,200 人となっています。また、災害時には避難準備、避難勧告等の情報発信を行っており、減災へとつなげています。
- ◆地域の要支援者が安心して安心して暮らせるよう、危機管理や支援の充実を図るため、地域における見守りネットワークの構築に努めています。
- ◆「心配ごと相談」を毎週2回実施し、生活・住宅・経済面などの相談を受け付けています。
- ◆消費生活相談コーナーを設置し、専門の資格を持った相談員が消費生活に関するあらゆるトラブルの相談を受け付けています。

取組方針

災害などの緊急事態発生時に適切な情報提供と救援が行えるよう、さらなる体制の整備に努めます。

また、障がいのある人をはじめ、市民が犯罪などに巻き込まれないよう、関係機関・団体と連携し、防犯体制を整えていきます。

さらに、生活環境などに関する様々な苦情や相談、要望などに対応するため、苦情相談窓口の開設を検討します。

主な取り組み

施策名	地域防災計画の見直し		
方向性	継続実施	所管課	市民安全部（防災グループ）
【内 容】 ○障がいのある人をはじめ市民の生命・身体の安全と財産を保護するため、地域における災害対策についての問題点の整理及び対応策を検討し、強固な防災対策を確立します。 ○障がいのある人の避難先として、関係課との連携のもと、協定に基づく福祉避難所として障がい者施設の活用を検討します。			
施策名	生活環境の確保の推進		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉協議会
【内 容】 ○福祉推進委員並びに民生委員児童委員による小地域福祉推進活動を推進し、様々な地域課題・生活課題に対応できる組織づくりに努めます。			
施策名	自主防災組織の育成		
方向性	充実	所管課	市民安全部（防災グループ）
【内 容】 ○自治会を単位とした地域住民による自主防災組織の整備を進めるとともに、リーダーの育成（女性を含む）や自主防災組織同士の連携・強化をさらに充実・継続して支援します。			
施策名	地域防災体制の確立		
方向性	継続実施	所管課	市民安全部（防災グループ）
【内 容】 ○避難行動要支援者制度を活用し、関係課とともに自治会（自主防災組織）、民生委員児童委員、福祉関係機関等による、地域ぐるみの避難行動要支援者支援体制の構築を支援します。			
施策名	安全安心パトロールの実施		
方向性	継続実施	所管課	市民安全部（地域安全グループ）
【内 容】 ○警察との連携のもと、警察 OB を中心に 15 名体制で市内各地域を 8 台で巡回パトロールすることにより、事件や事故が起こらない、また、起こさせない、安全安心な地域社会づくりをめざします。			

施策名	安全安心メール（安全安心情報ネットワーク）の運用		
方向性	継続実施	所管課	市民安全部（防災グループ）
【内 容】 ○安全安心メールを登録された方々の携帯電話やパソコンに、防犯・交通・防災などの情報をメール配信することで、事件・事故等の減少・減災につなげます。			
施策名	危機管理・支援ネットワークづくりの推進		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉協議会
【内 容】 ○福祉推進委員並びに民生委員児童委員による小地域福祉推進活動を推進し、地域の見守りや緊急時の支え合いに向けたネットワークの構築を図ります。			
施策名	生活相談の推進		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉協議会
【内 容】 ○生活・住宅・経済面などの相談場所として、「心配ごと相談」を実施します。			
施策名	消費者トラブルの防止及び被害の相談		
方向性	継続実施	所管課	市民安全部（生活環境グループ）
【内 容】 ○障がいのある人の消費者トラブルに関する情報の収集・発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行い、消費者トラブルの防止及び被害からの救済につなげます。 ○障がい者団体や福祉関係団体等と連携し、障がいのある人の消費者トラブルを防止するとともに早期発見に取り組みます。 ○消費者トラブルの防止及び障がいのある人の消費者としての利益の擁護・増進のため、消費者教育を推進します。			

（３）移動手段の確保と外出支援

△ 現状

- ◆障がいのある人の外出支援のため、移動支援を実施しており、平成 28 年度では 13 名の利用がありました。
- ◆自動車改造費については、毎年 2 件程度の助成を行っています。
- ◆自動車運転免許取得費については、平成 24 年度から 28 年度の間は利用がない状況です。
- ◆重度障がい者福祉タクシー券について、申請により中型タクシー初乗料金（基本料金）を助成しており、交付チケット（年間最高 48 枚）の利用率は概ね 40%となっています。

- ◆移動に制約のある障がいのある人を対象に、社会福祉協議会によるボランティアでの福祉有償移送サービスを継続実施しています。
- ◆障がいのある人の外出支援のため、コミュニティバス及びデマンドバスの利用料の助成を行っています。
- ◆小野市いきいき湯快スタンプ講習の実施により、交通安全の啓発活動を毎年市内のコミセン等で実施しています。また、コミセン主催の高齢者現代セミナーにおいて交通安全教室を実施し、交通安全思想の普及啓発に取り組んでいます。
- ◆既設整備の歩道については随時改良を行い、新設部分については段差のないものを採用しています。
- ◆郊外地の点字ブロックについては、利用者の多い市街地内において整備を実施しています。

取 組 方 針

だれもが利用しやすい駅など、交通設備のバリアフリー化、ノンステップバスなどによる交通機関の利便性向上などを図り、障がいのある人の自由な移動手段の確保を推進するとともに、移動支援に関する取り組みの継続実施と周知・啓発に努めます。

主な取り組み

施策名	移動支援		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○屋外での移動が困難な全身性障がいのある人や、交通機関の利用が困難な知的障がいのある人などの外出や社会参加を促進するため、ガイドヘルパーが外出時の移動を支援します。また、必要に応じて新たな移動手段を検討します。			
施策名	自動車改造費の助成		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○身体障がいのある人が、就労などに伴い、自動車の操行装置の一部を改造する場合に、その費用の一部を助成します。			
施策名	自動車運転免許取得費の助成		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○障がいのある人の就労支援や、行動範囲の拡大等による生活の向上を図るため、自動車運転免許を取得する場合に、その費用の一部を助成します。			

施策名	重度障がい者福祉タクシー券の交付		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○一般の交通手段を利用することが困難な重度の障がいのある人が外出するにあたり、タクシー利用のための料金助成券を発行し、障がいのある人の外出や社会参加を促進します。			
施策名	福祉有償運送の実施		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉協議会
【内 容】 ○移動に制約のある障がいのある人を対象に、ボランティアによる福祉有償運送サービスを継続実施します。			
施策名	公共交通の充実		
方向性	継続実施	所管課	総合政策部（交通政策グループ）
【内 容】 ○障がいのある人の外出を支援するため、コミュニティバス及びデマンドバスの利用料を無料にするとともに、小野市地域公共交通網形成計画に基づきながら、利用者のニーズに応じたルートや本数等の拡充を図ります。			
施策名	交通安全運動などによる交通安全思想の普及啓発		
方向性	継続実施	所管課	市民安全部（地域安全グループ）
【内 容】 ○尊い人命を交通事故から守るため、「いきいき湯快スタンプ講習」や「現代セミナー」等により、広く住民に交通安全思想及び交通モラルを普及啓発し、一人ひとりが交通安全行動を実践することにより、安全で快適な交通社会を実現させます。			
施策名	既設歩道の段差解消		
方向性	継続実施	所管課	地域振興部（道路河川課）
【内 容】 ○高齢者や障がいのある人などのいわゆる交通弱者の活動機会の増大に対応するため、必要に応じて既設歩道の段差解消（フラット型への改良）を行います。			
施策名	点字ブロックの設置		
方向性	継続実施	所管課	地域振興部（道路河川課）
【内 容】 ○視覚障がいのある人の社会参加の促進につなげるため、既設歩道のうち、視覚障がいのある人が日常的に多く利用する歩道上などに、必要に応じて点字ブロックの整備を行います。			

(4) 情報アクセシビリティの向上

現状

- ◆平成 28 年度からの「小野市手話、要約筆記、点字等意思疎通手段利用促進条例」の施行に伴い、手話通訳者や要約筆記者を派遣する機会が増えたものの、登録通訳者等の数が伸び悩んでいます。
- ◆手話奉仕員養成講座を毎年実施し、奉仕員の養成に努めています。手話通訳者養成講座は三木市、加西市と合同で、また要約筆記者養成講座は北播磨5市1町と合同で実施しています。
- ◆ボランティアによる市広報誌の点訳・音訳等を中心とした活動を支援しています。

取 組 方 針

障がいのある人が利用できる各種福祉サービスをはじめ、生活に関わる情報まで必要な情報が提供できるよう、広報紙やインターネット等によりの確に情報提供します。

また、十分な情報・コミュニケーションを確保するため、視覚障がいや聴覚障がい等により情報の入手が困難な人にもわかりやすく、利用しやすい情報提供に努めるとともに、手話通訳者等の体制の整備に努めます。

主な取り組み

施策名	意思疎通支援事業		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○聴覚や言語機能に障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、手話通訳者を市役所等に設置し、意思疎通の仲介などを支援します。 ○「小野市手話、要約筆記、点字等意思疎通手段促進条例」に基づき、定期的に条例施策推進会議を開催し、総合的かつ計画的に施策を推進します。			
施策名	手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者の養成・技能向上		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉課
【内 容】 ○手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者の人材養成に取り組むとともに、サークル活動や通訳者として継続的な関わりが持てるよう、活動の場を確保します。			
施策名	点訳、音訳奉仕員の養成・技能向上		
方向性	継続実施	所管課	社会福祉協議会
【内 容】 ○ボランティアによる点訳、音訳の支援活動を継続して実施するとともに、ボランティア参加者の増加や技能向上のために講習会を開催します。			

第5章 障がい福祉計画

1. 基本的理念

本計画では、「小野市障がい者計画」と整合を図りつつ、障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むことができるように定めた障害者総合支援法の基本的理念に基づき、計画の推進を図ります。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現のため、障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図ることを目的に、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい福祉サービスの対象となる障がいのある人等の範囲を、身体障がい、知的障がい及び精神障がいのある人並びに難病患者等であって、18歳以上の人並びに障がいのある児童とし、サービスの充実を図ります。

発達障がいのある人及び高次脳機能障がいのある人については、従来から精神障がいのある人に含まれるものとして、法に基づく給付の対象となっていることや、難病患者等についても、引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

(3) 施設入所・入院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題への対応や、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるため、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

（４）地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、以下のような取り組み等を計画的に推進します。

- ① 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり
- ② 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取り組み
- ③ 人工呼吸器を装着している障がいのある児童や、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的な支援体制の構築

（５）障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童及びその家族に対し、早い段階から身近な地域で支援できるよう、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図り、地域における支援体制の構築を図ります。

また、障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築をめざします。

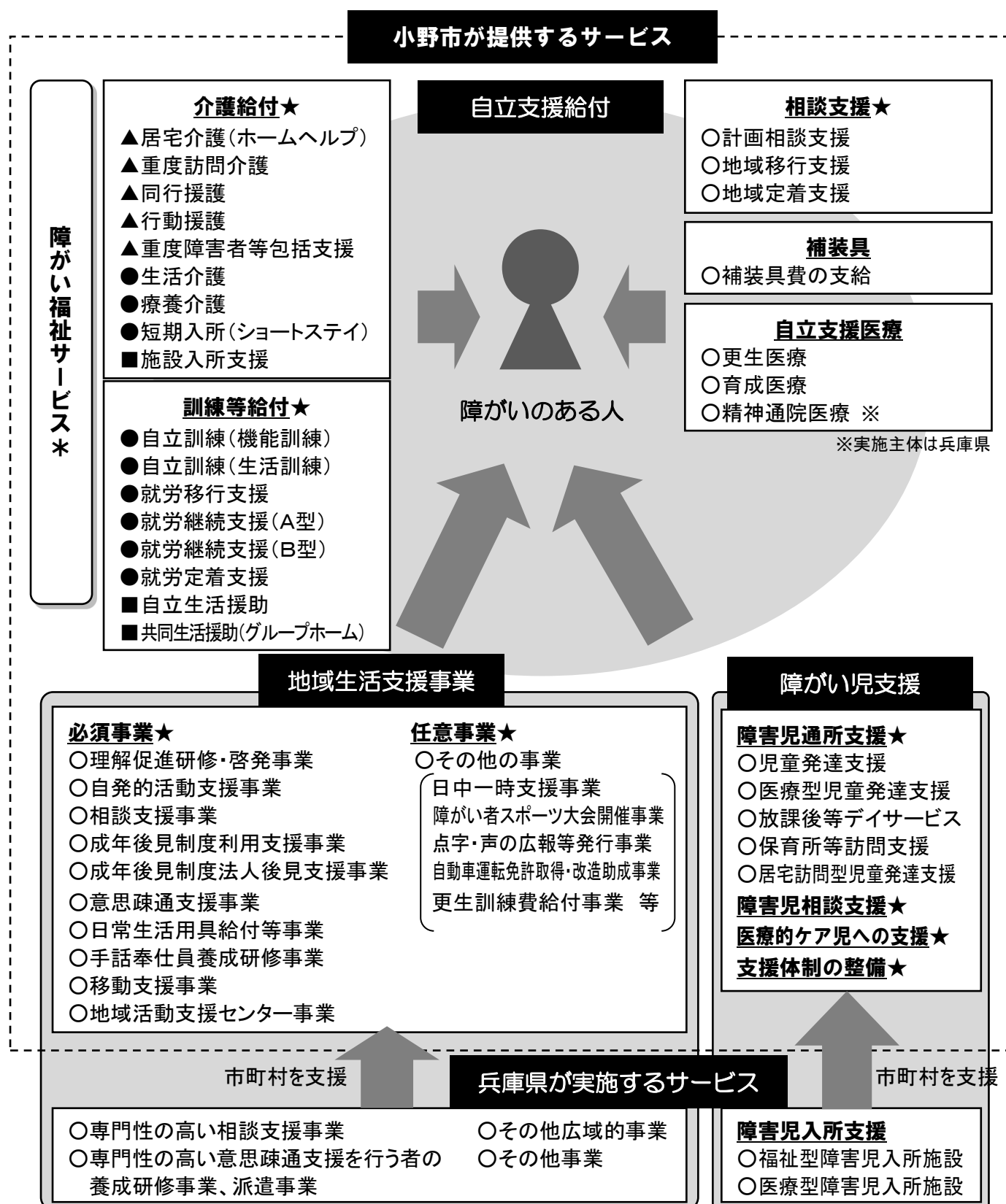
さらに、障がいのある児童が障害児通所支援を利用し、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

2. 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスなどの提供体制については、見込量確保のための方策に加えて、障がいのある人の雇用・就労の促進、地域における居住の場の確保、相談支援及び障がい児支援体制の整備等の施策展開が必要なため、次の方針のもと計画を進めます。

①必要な訪問系サービスの保障
訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図ります。
②希望する障がいのある人などへの日中活動系サービスの保障
希望する日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の充実を図ります。
③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。 また、各関係機関の連携のもと、地域生活支援機能を担う体制の整備を図ります。
④福祉施設から一般就労への移行等の推進
就労移行支援事業及び就労定着支援等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、その定着を図ります。
⑤相談支援体制の充実
障がいのある人が地域において自立した生活を営むためには、障がい特性に合わせた障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実が必要です。そのため、サービスの支給決定前に利用計画を作成できる体制を確保・維持するとともに、利用者の状況や希望を踏まえた総合的な調整・見直しを行います。 また、計画的に施設入所・入院から地域へ移行し、住み慣れた地域で生活できるよう、支援体制の確保に努めるとともに、関係機関等の連携の強化に努めます。
⑥障がい児支援体制の整備
障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供することができるよう、地域支援体制の構築や関係機関等と連携した支援の充実に努めます。 また、障がいのある児童の地域社会への参加・包容の推進を図るとともに、特別な支援が必要な障がいのある児童に対する支援体制の整備に努めます。

■本市における障がい福祉サービス等の提供体制



* 障害者総合支援法では、介護給付と訓練等給付の各サービスを総称して「障がい福祉サービス」と定義し、限定的な用語として使われています。

* 障がい福祉サービスの頭の記号の意味…▲訪問系サービス ●日中活動系サービス ■居住系サービス

* ★はこの計画に関連するサービス

3. 平成 32 年度における成果目標

本計画では、障がいのある人の地域生活移行や就労支援等に関する目標について、平成 32 年度を最終目標年度として設定しています。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の指針	○平成 28 年度末時点の施設入所者の 9%以上を地域生活へ移行する。 ○平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減する。
県の指針	○平成 28 年度末時点の施設入所者の 9.1%以上を地域生活へ移行する。 ○平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減する。
本市の指針	○地域生活移行者の増加については、平成 28 年度の実績を踏まえ、国の指針に基づいた目標値とし、引き続き、施設入所者の地域生活への移行を促進します。 ○施設入所者については、平成 28 年度の実績や今後の動向も鑑みながら、国・県と同程度の目標値としています。

■成果目標

項目	数値	考え方
平成 28 年度末時点の施設入所者 (A)	46 人	平成 28 年度末時点の施設入所者数
【目標】地域生活移行者の増加	4人	(A) のうち、平成 32 年度末までに地域生活に移行する人の目標値
	9%	
【目標】施設入所者の削減	2人	(A) の時点から、平成 32 年度末時点における施設入所者の削減目標値
	4%	
平成 32 年度末時点の施設入所者	44 人	平成 32 年度末の利用者数見込み

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針	○保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）を設置する。 ○平成 32 年度末の精神病床の 1 年以上の入院患者数を 14.6 万人～15.7 万人とする。 ○平成 32 年度における精神病床の退院率を、入院後 3 か月時点で 69%、入院後 6 か月時点で 84%、入院後 1 年時点で 91%以上とする。
県の指針	○保健・医療・福祉関係者による協議の場を、10 圏域、41 市町に設置する。 ○平成 32 年度末の精神病床の 1 年以上の入院患者数を 6,023 人とする。 ○平成 32 年度における精神病床の退院率を、入院後 3 か月時点で 69%、入院後 6 か月時点で 84%、入院後 1 年時点で 91.2%以上とする。
本市の指針	○本市における保健・医療・福祉関係者による協議の場については、小野市障害者自立支援協議会をはじめ関係機関等との連携により、平成 32 年度末までの整備をめざします。 ○精神病床に関する成果目標については、都道府県のみが定めることとされているため、本市においては関連する活動指標のみを定めることとします。 ○精神障がいのある人にも対応できるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築します。

（３）地域生活支援拠点等の整備

国の指針	○障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも 1 つ整備する。
県の指針	○拠点の意義や先進事例の紹介などを行いながら、平成 32 年度末までに全市町域の整備をめざす。
本市の指針	○住み慣れた地域でいつまでも生活し続けられるよう、近隣市町の状況を鑑みながら、平成 32 年度末までに地域生活支援拠点等を整備します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

国の指針	○平成 32 年度中の福祉施設から一般就労への移行者数を、平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とする。 ○平成 32 年度末の就労移行支援事業の利用者数を、平成 28 年度末の利用者数から 2 割以上増加させる。 ○平成 32 年度末までに、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。 ○就労定着支援事業による支援の開始から 1 年後の就労定着率を 80%以上とする。
県の指針	○平成 32 年度末の福祉施設から一般就労への移行者数を、平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とする。 ○平成 32 年度末の就労移行支援事業の利用者数を、平成 28 年度末の利用者数から 2 割以上増加させる。 ○平成 32 年度末までに、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 58.5%以上とする。 ○就労定着支援事業による支援の開始から 1 年後の職場定着率を 80%以上とする。
本市の指針	○福祉施設から一般就労への移行者数については、平成 28 年度の実績をもとに目標値の設定を行っています。 ○障がいのある人の就労については重要な課題と位置づけ、各目標の達成に向けて、引き続き、支援の充実や環境の整備に取り組みます。

■成果目標

項目	数値	考え方
平成 28 年度の一般就労への移行者 (A)	2人	平成 28 年度の一般就労への移行者数
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数 (B)	3人	就労移行支援事業等を通じて平成 32 年度中に一般就労に移行する人数
	1.5 倍	(B) / (A)
平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者 (C)	4人	平成 32 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【目標】就労移行支援事業の利用者 (D) の増加	9人	就労移行支援事業の平成 32 年度末における利用者数
	2.25 倍	(D) / (C)
就労移行支援事業所数	1か所	平成 29 年度の就労移行支援事業所数
【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加	1か所	平成 32 年度の就労移行率が 3 割以上の事業所数
【目標】就労定着支援事業による支援の開始から 1 年後の職場定着率	80%	就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率

4. 障がい福祉サービスの見込量と確保方策

(1) 訪問系サービス

■内容

サービス名	内容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい・精神障がいにより常に介護を必要とする人に対して、自宅または入院中の医療機関にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	移動が困難な視覚障がいのある人に、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

■見込量

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	総利用時間	時間/月	500	577	600	630	630	630
	実利用者	人/月	42	51	50	51	51	51
	事業所数	箇所	2	4	4	4	4	4
重度訪問 介護	総利用時間	時間/月	179	196	200	200	200	200
	実利用者	人/月	4	4	5	5	5	5
	事業所数	箇所	2	4	3	3	3	3
同行援護	総利用時間	時間/月	43	77	80	80	80	80
	実利用者	人/月	6	6	6	7	7	7
	事業所数	箇所	1	3	3	3	3	3
行動援護	総利用時間	時間/月	0	0	0	0	10	20
	実利用者	人/月	0	0	0	0	1	2
	事業所数	箇所	0	0	0	0	1	1
重度障害 者等包括 支援	総利用時間	時間/月	0	0	0	0	10	10
	実利用者	人/月	0	0	0	0	1	1
	事業所数	箇所	0	0	0	0	1	1
合計	総利用時間	時間/月	722	850	880	910	930	940
	実利用者	人/月	52	61	61	63	65	66
	事業所数	箇所	5	11	10	10	12	12

※平成 27・28 年度は実績、平成 29～32 年度は見込み

■見込量の考え方及び確保のための方策

居宅介護をはじめとする各訪問系サービスは、利用者が増加傾向にあるため、ニーズに対応できるようサービス提供体制を充実します。

また、ヘルパーの確保のため、養成に努めるとともに、事業所の参入を促す情報提供等を行い、必要なサービス量を確保します。

(2) 日中活動系サービス

■内容

サービス名	内容
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型:雇用型、B型:非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために、企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所により、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

■見込量

サービス名		単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
短期 入所	福祉型	延利用者	人日/月	222	255	258	260	300	300
		実利用者	人/月	19	29	24	26	30	30
		事業所数	箇所	1	1	1	1	2	2
	医療型	延利用者	人日/月	24	12	12	48	48	48
		実利用者	人/月	2	1	1	4	4	4
		事業所数	箇所	1	1	1	1	1	1
生活介護		延利用者	人日/月	1,206	1,118	2,250	2,250	2,300	2,500
		実利用者	人/月	108	104	105	107	110	115
		事業所数	箇所	4	5	5	5	5	6
自立訓練 （機能訓練）		延利用者	人日/月	6	7	10	10	20	25
		実利用者	人/月	1	1	1	1	2	2
自立訓練 （生活訓練）		延利用者	人日/月	22	10	10	10	20	25
		実利用者	人/月	3	1	1	1	2	2
就労移行支援		延利用者	人日/月	40	33	40	50	50	50
		実利用者	人/月	6	4	8	8	8	8
就労継続 支援A型		延利用者	人日/月	648	650	1,000	1,200	1,200	1,200
		実利用者	人/月	57	62	65	70	70	70
就労継続 支援B型		延利用者	人日/月	777	1,018	1,200	1,500	1,500	1,500
		実利用者	人/月	71	101	103	110	110	110
		事業所数	箇所	7	6	6	6	6	6
就労定着支援		実利用者	人/月				1	1	1
療養介護		実利用者	人/月	20	18	23	20	20	20

※平成 27・28 年度は実績、平成 29～32 年度は見込み

■見込量の考え方及び確保のための方策

日中活動系サービス全般について、第4期計画期間中のサービスの利用状況や事業所の動向、福祉施設から一般就労への移行等の状況、利用者のニーズ等を踏まえながら必要量を見込んでおり、今後も必要量を確保します。

自立訓練については、機能訓練、生活訓練とも制度上、利用時間が限定されていることから、必要最小限の見込量としています。

就労移行支援や就労継続支援、平成 30 年度から創設された就労定着支援については、利用者の自立した生活を支えることができるよう、福祉施設と関係機関、企業等の連携のもと、サービスの提供体制の確保に努めます。

療養介護については、医療を必要とする人で常時介護が必要な重度心身障がい児者が対象となり、必要量を見込んでいます。

短期入所については、福祉施設や精神科病院からの地域移行や、緊急時や介護者のレスパイトケアによるニーズを踏まえながら、第4期計画期間中の実績値をもとに必要量を見込んでいます。

(3) 居住系サービス

■ 内容

サービス名	内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

■ 見込量

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	実利用者	人/月				1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者	人/月	25	24	27	27	28	29
	定員数 (整備見込)	人	16	16	16	16	16	16
	事業所数	箇所	1	1	1	1	1	1
施設入所支援	実利用者	人/月	49	49	50	50	50	50

※平成 27・28 年度は実績、平成 29～32 年度は見込み

■ 見込量の考え方及び確保のための方策

自立生活援助については平成 30 年度から新たに創設されたサービスであり、入所施設等から一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人のニーズの把握に努めながら、サービスの提供体制の整備を図ります。

共同生活援助については、地域生活への移行をめざす中において重要な居住拠点であるため、潜在的なものも含め、利用者のニーズに対応できるよう、専門スタッフの配置に努めるとともに、関係機関や事業所との連携を強化しながら、今後も場所の確保に取り組みます。

また、施設入所支援については、福祉施設から地域生活への移行に関する成果目標を踏まえた目標量としています。引き続き、施設入所が必要な人の状況やニーズを把握しながら、必要なサービス量を確保します。

(4) 相談支援

■ 内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障がい者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の人等を対象に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■ 見込量

サービス名	単位		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画相談 支援	実利用者	人/月	72	98	90	90	90	90
	事業所数	箇所	5	5	5	7	7	7
地域移行 支援	実利用者	人/月	0	0	0	0	0	0
	事業所数	箇所	0	0	0	0	0	0
地域定着 支援	実利用者	人/月	0	0	0	0	0	0
	事業所数	箇所	0	0	0	0	0	0

※平成 27・28 年度は実績、平成 29～32 年度は見込み

■ 見込量の考え方及び確保のための方策

今後、施設入所者は減少していく方向性等を踏まえながら、第4期計画期間中の実績値をもとに必要量を見込んでいます。

また、相談支援事業所数が不足していることから、相談支援事業所の確保に努めるとともに、サービス提供事業所のアセスメントや基本情報を共有することにより、サービス利用計画の作成を促進します。

さらに、施設入所及び精神科病院に入院している人を地域移行するための相談支援や、一人暮らしに移行した人への相談支援について、必要量を見込んでいます。

5. 地域生活支援事業の見込量と確保方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

■内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去を目的として、地域住民を対象に障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

■見込量

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	有	有	有	有

※平成 27・28 年度は実績、平成 29～32 年度は見込み

■見込量の考え方及び確保のための方策

障がいのある人への理解を促進し、地域における各種交流活動につなげるため、引き続き、各種啓発活動等を推進します。

(2) 自発的活動支援事業

■内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

■見込量

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※平成 27・28 年度は実績、平成 29～32 年度は見込み

■見込量の考え方及び確保のための方策

第4期計画期間中の実績値をもとに必要量を見込んでいます。

障がいのある人が身近な地域で安心して生活できるよう、地域にある資源と連携して自発的な活動を働きかけるなど、地域の団体等が自発的に行う活動を支援します。

(3) 相談支援事業

■内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人などに、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

■見込量

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

※平成 27・28 年度は実績、平成 29～32 年度は見込み

■見込量の考え方及び確保のための方策

障がい福祉サービス利用者への計画相談の導入や個別に合わせた相談支援の充実を踏まえ、相談支援サービス実施事業所を支援します。

基幹相談支援センターについては、第5期計画期間中の実施に向けて引き続き検討を進め、基幹相談支援センター等機能強化事業については、継続して実施します。

住宅入居等支援事業についても、障がいのある人の地域生活への移行・定着のため、第5期計画期間中の実施に向けて、環境整備も含め引き続き実施方法等を検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

■見込量

サービス名	単位		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
成年後見制度利用支援事業	実利用 見込者数	人	0	0	1	1	1	1

※平成 27・28 年度は実績、平成 29～32 年度は見込み

■見込量の考え方及び確保のための方策

第4期計画期間中の実績値をもとに必要量を見込んでいます。

障がいのある人が安全・安心な日常生活を送ることができるよう、成年後見制度や障害者権利擁護支援などの有効活用について、サービスをさらに周知しながら、成年後見人制度の利用が必要な障がいのある人を支援します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制づくり、必要に応じた専門職による支援体制の構築などを行います。

■見込量

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施の有無	無	無	有	有	有	有

※平成 27・28 年度は実績、平成 29～32 年度は見込み

■見込量の考え方及び確保のための方策

第4期計画期間中の実績値をもとに必要量を見込んでいます。

法人後見支援に対する理解と周知に取り組みながら、成年後見制度における法人後見活動を支援します。

(6) 意思疎通支援事業

■内容

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や 音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーション をとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆 記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニ ケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者 を市役所等に設置します。

■見込量

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	実利用 見込件数	回/年	75	114	120	125	128	130
手話通訳者設 置事業	設置見 込者数	人	1	1	1	1	1	1

※平成 27・28 年度は実績、平成 29～32 年度は見込み

■見込量の考え方及び確保のための方策

第4期計画期間中の実績値をもとに必要量を見込んでいます。

合理的な配慮に対応するための体制づくりとともに、障がいのある人との意思疎通をさらに円滑に行えるよう、手話通訳者や要約筆記者の養成を進めることで、今後も必要量を確保します。

(7) 日常生活用具給付等事業

■内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業 ①介護・訓練支援用具 ②自立生活支援用具 ③在宅療養等支援用具 ④情報・意思疎通支援用具 ⑤排泄管理支援用具 ⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための以下の用具を給付または貸与します。 ①特殊寝台、特殊マット、訓練いす、訓練用ベッド等 ②入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等 ③透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等 ④点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等 ⑤ストマ装具、紙おむつ等、収尿器 ⑥障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■見込量

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	給付等 見込件数 件/年	0	1	2	2	2	3
自立生活支援用具	給付等 見込件数 件/年	1	9	10	10	12	12
在宅療養等支援用具	給付等 見込件数 件/年	9	8	8	8	9	10
情報・意思疎通支援用具	給付等 見込件数 件/年	6	8	10	10	12	12
排泄管理支援用具	給付等 見込件数 件/年	432	859	900	910	915	920
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付等 見込件数 件/年	0	1	5	5	5	6
合計	給付等 見込件数 件/年	448	886	935	945	955	963

※平成 27・28 年度は実績、平成 29～32 年度は見込み

■見込量の考え方及び確保のための方策

第4期計画期間中の実績値をもとに必要量を見込んでいます。

障がいのある人が自力で在宅生活を営めるよう、各用具に関する情報を提供し、普及を促進するとともに、引き続き、必要な日常生活用具を給付します。

（８）手話奉仕員養成研修事業

■内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進や広報活動などの支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。 また、小野市では、手話通訳及び要約筆記に必要な技術を習得した手話通訳者及び要約筆記者を養成する事業も実施しています。

■見込量

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員 養成研修事業	実養成講習修了見込み者数 人	7	11	20	20	20	20

※平成 27・28 年度は実績、平成 29～32 年度は見込み

■見込量の考え方及び確保のための方策

第４期計画期間中の実績値をもとに必要量を見込んでいます。

手話奉仕員養成研修の周知及び開催を行うとともに、受講者については手話通訳者養成研修の受講へと積極的につなげ、手話通訳者の人材を確保します。

（９）移動支援事業

■内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

■見込量

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	実利用見込者数 人/年	14	14	15	15	16	17
	延利用見込時間数 時間/年	1,351	1,210	1,100	1,200	1,300	1,400

※平成 27・28 年度は実績、平成 29～32 年度は見込み

■見込量の考え方及び確保のための方策

第４期計画期間中の実績値をもとに必要量を見込んでいます。

障がいのある人の社会参加の促進に加え、障がい児者の自立に向けて、事業所やヘルパーの確保を進め、外出を支援します。

(10) 地域活動支援センター事業

■ 内容

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

■ 見込量

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
市内事業所	実施見込 箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用見 込者数	人/年	11	11	11	12	12	12
他市町事業所	実施見込 箇所数	箇所	4	4	4	4	4	4
	実利用見 込者数	人/年	14	10	10	12	12	12

※平成 27・28 年度は実績、平成 29～32 年度は見込み

■ 見込量の考え方及び確保のための方策

第4期計画期間中の実績値をもとに必要量を見込んでいます。

専門的職員の配置や人材の育成を支援し、質の向上と必要量の確保に努めるとともに、サービスの周知と利用の促進に取り組みます。

(11) その他の事業（任意事業）

① 日中一時支援事業

■ 内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人に対して生活介護事業所などで日中活動の場を提供する事業です。
障がい児タイムケア事業	障がいのある児童（小学生から高校生まで）に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇期間中における活動の場を提供する事業です。

■見込量

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援 事業	利用 事業所	箇所	6	5	5	5	5	6
	利用 回数	回/年	140	308	1,428	1,560	1,570	1,600
	実利用 者数	人/月	18	24	24	26	27	30
障がい児 タイムケア事業	利用 事業所	箇所	2	2	2	2	2	2
	利用 回数	回/年	3,814	2,292	1,293	1,295	1,295	1,300
	実利用 者数	人/月	21	23	8	8	8	8

※平成 27・28 年度は実績、平成 29～32 年度は見込み

■見込量の考え方及び確保のための方策

第4期計画期間中の実績値や放課後等デイサービス等の利用状況を踏まえながら、必要量を見込んでいます。

障がいのある人の日中における活動の場を提供し、見守り及び日常的な訓練等を行います。また、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的に実施し、障がいのある人及びその家族を支援します。

②社会参加事業

■内容

サービス名	内容
障がい者スポーツ大会開催 事業	スポーツ活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため、障がい者スポーツ大会を開催する事業です。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、地域生活をする上で必要度の高い市広報などの情報を定期的に点訳・音声訳し、提供する事業です。
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	障がいのある人に対して、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

■見込量

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障がい者スポーツ大会開催	実施回数	回/年	1	1	1	1	1	1
	参加人数	人/年	182	195	184	190	200	210
点字・声の広報等発行	発行回数	回/年	34	34	34	34	34	34
	発行部数	部/回	43	43	43	43	43	43
自動車運転免許取得・改造助成	助成件数	件/年	0	0	0	1	1	1
			1	1	1	2	2	2

※平成 27・28 年度は実績、平成 29～32 年度は見込み

※自動車運転免許取得・改造助成…上段:運転免許助成、下段:改造助成

■見込量の考え方及び確保のための方策

第4期計画期間中の実績値をもとに必要量を見込んでいます。

障がいのある人の社会参加や地域生活、外出を支援するため、スポーツ大会等の開催支援やわかりやすい情報の発信、免許の取得や自動車の改造を助成します。

③更生訓練費給付事業

■内容

サービス名	内容
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業等を行う施設に入所または通所している障がいのある人に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る事業です。

■見込量

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
更生訓練費給付事業	実利用者数	人/年	4	4	3	4	4	4

※平成 27・28 年度は実績、平成 29～32 年度は見込み

■見込量の考え方及び確保のための方策

第4期計画期間中の実績値をもとに必要量を見込んでいます。

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人のニーズの把握に努め、障がいのある人の就労移行、自立訓練を引き続き支援します。

第6章 障がい児福祉計画

1. 平成32年度における成果目標

本計画では、障がい児支援の提供体制の整備に関する目標について、平成32年度を最終目標年度として設定しています。

国の指針	○平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置する。 ○平成32年度末までに、すべての市町村または圏域において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。 ○平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保する。 ○平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。
県の指針	○平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町または圏域に少なくとも1か所以上設置する。 ○平成32年度末までに、各市町または圏域において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。 ○平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町または圏域に少なくとも1か所以上確保する。 ○平成30年度末までに、県、各圏域及び各市町において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。
本市の指針	○圏域において設置している児童発達支援センターにおいて、必要な訓練・療育等充実に努めます。 ○平成32年度末までに、圏域における保育所等訪問支援事業所の整備を促進します。 ○平成32年度末までに、重症心身障がい児を対象とする児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備を促進します。 ○圏域内の市町と連携を図りながら、平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。 ○切れ目のない一貫した支援体制の整備・充実に努め、障がいのある児童の健やかな成長を支援します。

2. 障がい児支援事業の見込量と確保方策

■ 内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がいのある児童の居宅を訪問して発達支援を提供します。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がいのある児童に、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築のため、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。
教育と福祉の協議の場の設置	保育所等訪問支援等を実施する際に、事業所と学校現場の連携を図るため、教育現場の職員と福祉現場の職員の相互理解を深め、障がいのある児童への支援を有効的かつ総合的にを行います。
障がい児の相談窓口の設置	障がいのある児童を支援する機関は、保健、医療、障がい福祉、保育、教育など様々な分野に及ぶため、障がいのある児童（またはその家族）からの相談を総合的な見地から適切な分野につなぐ窓口を設置します。

■見込量

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達 支援	延利用者	人日/月	305	296	290	290	290	290
	実利用者	人/月	26	31	32	32	32	32
	事業所数	箇所	0	1	1	1	1	1
医療型児童 発達支援	延利用者	人日/月	119	105	110	110	110	110
	実利用者	人/月	13	10	10	10	10	10
	事業所数	箇所	1	1	1	1	1	1
放課後等 デイサービス	延利用者	人日/月	118	556	550	740	800	800
	実利用者	人/月	21	50	70	80	90	90
	事業所数	箇所	3	5	6	7	8	8
保育所等 訪問支援	延利用者	人日/月	0	0	2	5	5	5
	実利用者	人/月	0	0	2	2	2	2
	事業所数	箇所	0	0	1	1	1	1
居宅訪問型 児童発達 支援	延利用者	人日/月				0	0	0
	実利用者	人/月				0	0	0
	事業所数	箇所				0	0	0
障害児 相談支援	実利用者	人/月	12	24	25	30	30	30
	事業所数	箇所	4	4	5	6	6	6
医療的ケア児に 対する関連分 野の支援を調 整するコーディネ ーターの配置	配置人数	人				0	1	1
教育と福祉の協 議の場の設置	設置の有無					有	有	有
障がい児の相 談窓口の設置	設置の有無					有	有	有

※平成 27・28 年度は実績、平成 29～32 年度は見込み

■見込量の考え方及び確保のための方策

療育の必要な子どもが増加し、子どもの発達に不安を抱える保護者のニーズも高く、今後も利用増が見込まれることから、第4期計画期間中の実績値をもとに、通所支援や相談支援体制の充実により必要量を見込んでいます。

その中で、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、国より総量規制の対象となっているため、市内の支援量（供給量）が利用者のニーズ量を超えないよう、需要と供給のバランスを見定めながら必要量を見込んでいます。

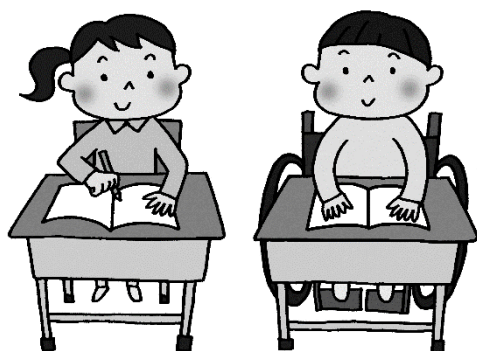
居宅訪問型児童発達支援については平成 30 年度から新たに創設されたサービスであり、現時点では利用を見込んでいませんが、サービスを必要とする障がいのある児童のニーズの把握に努めながら、サービスの提供体制の整備を検討します。

また、第1期計画期間中において、医療的ケア児への支援を調整するコーディネーターを配置するとともに、教育と福祉の協議の場の設置や、障がいのある児童に関する相談窓口を設置し、包括的できめ細かな支援体制の整備・充実に取り組みます。

併せて、小野市子ども・子育て支援事業計画をはじめ子育て支援施策と連携を図りながら、サービス提供体制の整備や質を充実します。

■障害者手帳を保持した児童の見込量

サービス名	単位		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所	実利用者	人/月	15	15	15
認定こども園	実利用者	人/月	0	0	0
地域型保育事業	実利用者	人/月	0	0	0
放課後児童健全育成事業	実利用者	人/月	4	4	4



第7章 計画の推進

1. 推進基盤の整備

(1) 庁内連携の強化

本計画は、障がいのある人の就労支援や地域生活への移行支援等、福祉分野をはじめ、保健・医療、人権、雇用、教育、住宅等多様な分野との連携のもと、総合的に取り組む必要があります。

そのため、計画の推進にあたっては、庁内関係部署と連携し、全庁が一体となって各種施策・事業を推進します。

(2) 地域との連携強化

障がいのある人に対する施策を推進していくためには、地域住民をはじめ、サービス提供事業所、ボランティア・NPO、社会福祉協議会、医療機関等の関係機関、当事者団体、地域団体等との連携・協働が必要不可欠です。そのため、小野市障害者自立支援協議会等の機会を通して連携を強化し、計画を推進します。

(3) 県・近隣市町との連携

計画の推進にあたっては、サービスの調整や効果的なサービス提供基盤の整備、人材の育成、就労支援等、広域的な調整・対応が必要です。

そのため、近隣市町との連携を図るとともに、障がい福祉サービスに関わる人材の養成や就労機会の拡充等、広域的な課題等についても適切に対応できるよう、兵庫県と連携を図ります。

2. 計画の点検・評価

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、その推進状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取り組みを改善する（Act）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

計画の推進には、障がいのある人等を取り巻く社会環境等の変化と、障がいのある人のニーズの的確な把握に努める必要があることから、関係団体や関係機関、サービス提供事業者等を構成員とする小野市障害者自立支援協議会等を通じて、計画の進捗管理や点検・評価及び見直しを実施することで、この計画を推進していきます。

資料編

1. 計画の策定経過

日 程	項 目	主 な 内 容
平成 29 年 8月1日	第1回小野市障がい福祉計画等 策定委員会	○障がい福祉計画等の策定について ○アンケート調査の概要 ○策定スケジュール等
9月8日～ 9月22日	障がいのある方の福祉に関する アンケート調査	○本市にお住まいの障害者手帳をお持ちの方や、小 野市民に対して障がい福祉サービスを提供している 市内外の法人を対象に、アンケート調査を実施
11月27日	第2回小野市障がい福祉計画等 策定委員会	○アンケート調査結果について ○障がい福祉計画(素案)について ○パブリックコメントの実施について ○策定スケジュールについて
平成 30 年 1月30日	第3回小野市障がい福祉計画等 策定委員会	○障がい福祉計画(素案)について ○パブリックコメントの実施について ○策定スケジュールについて
2月6日～ 2月20日	パブリックコメントの実施	○本計画について、市民から幅広く意見を募集するた め、計画案に対するパブリックコメントを実施
3月6日	第4回小野市障がい福祉計画等 策定委員会	○パブリックコメントについて ○計画の名称について ○障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計 画概要版について ○障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計 画の承認について

2. 小野市障がい福祉計画等策定委員会実施要綱

平成 29 年 6 月 16 日

告示第 73 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条の規定に基づく小野市障がい福祉計画及び障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項の規定に基づく小野市障がい者計画（以下「計画」という。）の策定を行うに当たり、小野市障がい者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の策定に係る調査等に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 18 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者等
- (3) 市民から公募する者
- (4) 行政関係者
- (5) その他前条の所掌事務を遂行するために必要であると市長が認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 名を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会の会務を統轄し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(委員以外の出席)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において行う。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

（招集の特例）

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

３．小野市障がい福祉計画等策定委員会委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏名	団体名	区分
学識経験者	◎光田豊茂	兵庫大学	大学教授等
	○岡村龍一郎	一般社団法人 小野市・加東市医師会	医師
	益田 毅	社会福祉法人ゆたか会	北播磨圏域 コーディネーター
関係団体等	大田正美	小野市障害者福祉協会	当事者団体 (身体)
	土肥 修	小野市ひまわり会	当事者団体 (知的)
	橋本千鶴子	パッションフルーツ家族会	当事者団体 (精神)
	洞井節子	親の会 ぐるぐる	当事者団体 (発達)
	横山智也	兵庫県社会福祉事業団 小野起生園・小野福祉工場	入所施設
	柳瀬泰子	特定非営利活動法人こすもす	通所施設
	森 一人	北播磨障害者就業・生活支援センター	就労支援
	石井こころ	医療法人樹光会 大村病院 (小野市障がい者地域生活・相談支援センター)	相談支援
	飯井安子	小野市民生児童委員協議会	地域福祉
	奥田 真	小野市社会福祉協議会	地域福祉
公募委員	藤本あさみ	公募委員	地域住民
行政関係	西田俊哉	加東健康福祉事務所(監査・福祉課)	行政(圏域)
	北島清司	西脇公共職業安定所 (専門援助・求人部門)	行政(就労)
	岩佐直彦	小野市教育委員会(学校教育課)	行政(教育)
	清水奈緒子	小野市市民福祉部健康課	行政

※◎：委員長、○：副委員長

4. 用語解説

【あ行】

◎アクセシビリティ

年齢や身体障がいの有無に関係なく、だれでも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

◎アセスメント

心身の状態や生活状況を把握した上で、現状を分析し、より良いサービス提供等に結び付けるための検討を行うこと。

◎一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

◎医療的ケア

医師の指導のもとに、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為。

◎NPO (Non-Profit Organization)

医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性等のあらゆる分野の民間の営利を目的としない市民活動団体のこと。

【か行】

◎学習障がい (LD)

Learning Disorders または Learning Disabilities を訳した用語。全般的な知的発達に遅れはないが、読む、書く、計算するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態をいう。

◎ケアマネジメント

援助を必要とする人に対し、保健・医療・福祉など様々な社会資源を活用したケアプランを作成し、適切なサービスを行うこと。

◎権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人の権利やニーズの表明を支援し代弁すること。

◎高次脳機能障がい

外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等を指す。

◎工賃

物品の生産・加工に要した労働に対して支払われる金銭。

◎合理的配慮

障害者の権利に関する条約では「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」とされている。

【さ行】

◎肢体不自由

身体障害者福祉法では「①一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの、②一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの、③一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの、④両下肢のすべての指を欠くもの、⑤一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの、⑥①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害」とされている。

◎自閉症

①対人関係の障がい、②コミュニケーションの障がい、③限定した常同的な興味、行動及び活動、の3つの特徴をもつ障がい、3歳までに何らかの症状がみられるものをいう。

◎社会資源

社会的ニーズを充足する様々な物質や人材の総称。社会福祉では、社会福祉施設や備品、サービス、資金、制度、情報、知識・技能、人材等にわたる。

◎社会モデル

不利益を個人の特徴と社会のあり方との相互作用から生じるものとし、社会の側にそれを改善する責務があると捉える考え方。平成 18 年に採択された国際連合の「障害者の権利に関する条約」も社会モデルに基づくもの。

◎障害者基本法

障がいのある人のための施策の基本事項を定めた法律。昭和 45 年に心身障害者対策基本法として制定され、平成 5 年に障害者基本法として全面的に改正された。また、平成 16 年に一部改正が行われ、都道府県・市町村障害者計画策定の義務化等が盛り込まれた。平成 23 年の一部改正では、障がい者とは「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの制限を受ける状態にある人」と定義された。

◎障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に平成 28 年 4 月 1 日に施行された。

◎障害者総合支援法

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）の一部が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称「障害者総合支援法」）に改題されたもの。

◎障害者優先調達推進法

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関し、障がいのある人の就労施設などの受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がいのある人の就労施設などが供給する物品などに対する需要の増進を図るための法律。施行日は平成 25 年 4 月 1 日。

◎自立支援医療

障害者総合支援法では、「障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、

自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であって政令で定めるものをいう。」とされている。

◎自立支援協議会

障がいのある人等への支援体制の整備を図るため、関係機関や関係団体により構成される、障害者総合支援法に規定される法定協議会。支援体制に関する地域課題を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

◎身体障がい

身体障害者福祉法では「①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害」で、それぞれ一定以上で継続するものをいう。

◎身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある者に対して、都道府県知事、指定都市市長または中核市市長が交付するものをいう。

◎精神障がい

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患」をいう。

◎精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを認定して精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、各種の支援策を講じやすくし、精神障がいのある人の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目

的として、都道府県知事または指定都市市長が交付するもの。

◎成年後見制度

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等を法的に保護し、支援するため、平成 12 年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行う。

【た行】

◎地域生活支援拠点

障がいのある人が親亡き後でも安心した地域生活が営めるよう、住まい、就労から緊急時の対応、医療的ケアまでをネットワークで結んだワンストップの障がい福祉サービス拠点のこと。

◎地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が自立した生活や社会生活を営むことができるよう、また、障がいのある人の福祉の増進を図り、国民が相互に人格を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に、地域特性や利用者の状況に応じて実施する事業。

◎知的障がい

知的機能の障がいが発達期（概ね 18 歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるものをいう。

◎注意欠如／多動性障がい（ADHD）

Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder を訳した用語。発達年齢に見合わない多動－衝動性、あるいは不注意、

またはその両方の症状が、7歳までにあらわれる症状をいう。

◎特別支援学級

障がいのある児童生徒のために、小中学校に設置された学級。

◎特別支援学校

従来の盲・ろう・養護学校といった障がい種別を超えた学校制度。対象とする障がいは、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障がいの程度が比較的重い子どもの教育を行う学校。小・中学校等に対する支援などを行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。

◎特別支援教育

障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものをいう。

【な行】

◎難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものとなるものをいう。」とされている。

【は行】

◎発達障がい

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症

状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」とされている。

◎パブリックコメント

行政の政策立案過程で住民の意見を募る制度。行政機関が実施しようとする政策について、ホームページ等を通じて意見を募る。住民は、電子メール、郵便等の方法で意見を提出する。

◎バリアフリー

障がいのある人等が社会生活を営む上での障壁（バリア）をなくすこと。バリアには意識上のもの、建物などの物理的なもの、制度的なものなどがある。

◎福祉教育

学校の児童生徒に限らず、地域住民の福祉の心を育てる教育。福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉課題を解決する力を身につけることを目的としている。

◎福祉的就労

一般就労が困難な障がいのある人が、各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

◎福祉避難所

災害時に高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病者など、一般的な避難所では生活に支障を来す人を受け入れてケアする避難所。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定する。民間施設の場合は事前に協定を結ぶ。

◎福祉有償運送

要介護者、身体障がいのある人などに対する十分な輸送サービスを公共交通機関では確保できないと認められる場合で、特定非営利法人などが、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって定員 11 人未満の自家用自動車を使用してその法人等の会員に対して行う輸送サービス。

◎法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がい者雇用の割合。

◎補装具

身体機能を補完し、または代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、義肢、装具、車いすなどの器具をいう。

【ま行】

◎民生委員児童委員

民生委員法に基づいて市町村の区域に設置され、市町村議会議員の選挙権を有する者の中から適任と認められる者が、市町村・県の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。任期は3年で、職務は、①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力などである。また、児童福祉法による児童委員も兼ねている。

◎モニタリング

設定しておいた計画や目標、指示について、その進捗状況を随時確認すること。

【や行】

◎ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、様々な違いを超えて考慮し、計画・設計することや、そのような状態にしたもの。

【ら行】

◎ライフステージ

人生の各段階。乳幼児期・就学期・成人期・高齢期などに分けられる。

◎療育

身体障がいや知的障がいのある児童等について早期発見と早期治療及び相談・指導を行うことにより、児童が持つ発達能力を有効に育て、自立生活に向かって育成すること。

◎療育手帳

知的障がい児者への一貫した相談・指導を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して、都道府県知事または指定都市市長が交付するもの。

◎レスパイト

本来の休息、息抜きという意味から、福祉では介護からの一時的な解放という意味で使われる。レスパイトケアとは、障がいのある人等を介護する家族などを、一時的に、一定期間、介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、介護負担を軽減する援助である。

5. 本市の相談窓口及び障がい福祉サービス提供事業所一覧

(1) 相談窓口 (平成 30 年 3 月時点)

相談日が祝日や年末年始と重なる時は、休ませていただく場合があります。

	相談名	日時	場所	内容	担当課(連絡先)
一般相談	市民・行政	月～金曜日 9:00～17:00	市民サービス課 相談室	生活上の問題・行政に関する相談	市民サービス課 63-1013 FAX63-1047
	法律(要予約)	※		弁護士による法律的な解釈が必要な問題など	
	消費生活	月～金曜日 9:00～17:00	生活環境グループ	商品や契約の苦情に関する問題	生活環境グループ 63-1686・FAX62-9040
	住宅改造(要予約) ①高齢者向け ②障がい者向け	月～金曜日 9:00～17:00	①福祉総合支援センター ②福祉事務所相談室	バリアフリー化など住宅改造に関すること	①高齢介護課 63-1060・FAX64-2735 ②社会福祉課 63-1011・FAX63-1204
	心配ごと相談	火・木曜日 9:00～12:00	福祉総合支援センター研修室	日々の暮らしの悩み・心配ごと	社会福祉協議会 63-2575・FAX62-0032
	いじめ等相談窓口 (ONO ひまわりほっとライン)	月～金曜日 9:00～17:00	市民安全部ヒューマンライフグループ	いじめ、虐待、セクハラなどいじめ相談	いじめ・人権グループ 62-4110(ほっとライン専用) FAX63-3690
障がい者相談	障がい者総合相談	月～金曜日 9:00～17:00	福祉総合支援センター	障がい者(児)の日常生活における相談	障がい者地域生活・相談支援センター 63-1000 (内線 840・841) FAX63-1019
	障がい者虐待通報・相談窓口	月～金曜日 9:00～17:00 (虐待通報は夜間、休日も対応します)	福祉事務所相談室 (障がい者虐待防止センター)	障がい者の虐待など	社会福祉課 63-1011・FAX63-1204 (夜間休日) 63-1000・FAX63-1196
	身体障がい者	奇数月第3日曜	コミセンおの 304 号室	日常生活上での悩みごと	社会福祉課 障がい福祉係 63-1011・FAX63-1204
	知的障がい者	奇数月第3木曜			
	精神障がい者	毎月第3金曜			
子ども相談	児童	月～金曜日 9:00～17:00	子育て支援課相談室	家庭環境、子育ての悩みなど(養護、虐待など)	子育て支援課 63-1645 FAX63-1990
	笑顔♡子育てカウンセリング(要予約)	※	コミセンおの特別会議室		
	子育て安心ダイヤル	月～金曜日 9:00～17:00	福祉総合支援センター	子どもの健康・栄養・発達に関すること	健康課 63-3977 FAX63-1425
	思春期ホットダイヤル			体のこと・性のこと	
	不登校相談	月～金曜日 13:00～17:00	適応教室みらい (小野市広渡町 65)	不登校に関して、電話と面接相談で応じます	適応教室 63-4175(FAX 兼)
	子育て相談	月～土曜日 9:00～16:00	来住保育所(小野市地域子育て支援センター)	乳幼児の子育ての悩みなど	来住保育所 62-8428(FAX 兼)
	ひとり親家庭相談(要予約)	月～金曜日 9:00～17:00	子育て支援課相談室	生活上の悩みなどの母子・父子家庭の自立に向けた相談	子育て支援課 63-1645・FAX63-1990

※については、時期によって日時が異なるため、担当課にご確認ください。

(2) 障がい福祉サービス提供事業所（平成 30 年 3 月時点）

法人名	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号	提供サービス
医療法人樹光会	小野市障がい者 地域生活・相談支援 センター	675-1378 小野市王子町 801	63-1000	63-1019	計画相談支援、 障害児相談支援
医療法人栄宏会	放課後等デイサービス りあんず	675-1316 小野市天神町字 北堂ノ上 1004-1	62-5801	62-5802	放課後等 デイサービス
一般社団法人 エイビーエス	就労支援事業所宿花	675-1331 小野市神明町字 西畑 235-3 小野神鉄ビル 1 階	62-1115	62-1116	就労継続支援 (A型)
社会福祉法人 小野市社会福祉協議会	ヘルパーステーション	675-1378 小野市王子町 801	63-2575	62-0032	居宅介護、重度訪 問介護、同行援護
	相談支援センター				計画相談支援、 障害児相談支援
社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	多機能型事業所 小野福祉工場	675-1355 小野市新部町 1 丁通 1320	66-6561	66-6562	就労継続支援 (A型、B型)
	障害者支援施設 小野起生園		66-6121	66-6158	短期入所、共同生 活援助、計画相談 支援、障害児相談 支援、生活介護、施 設入所支援、日中 一時、タイムケア
社会福祉法人 栄宏福祉会	ワークセンターすみれ	675-1363 小野市古川町字 辻の内 26-1	62-8802	62-8805	就労継続支援 (A型、B型)
特定非営利活動法人 こすもす	ホームヘルプサービス センターあんず	675-1365 小野市広渡町 589-2	63-8911	62-2515	居宅介護、 重度訪問介護
	コスモスの里				生活介護
特定非営利活動法人 ベンチマークぶらす	ぶらす	675-1325 小野市檜山町 386	60-2766	60-2766	生活介護、就労継 続支援(B型)、日 中一時
特定非営利活動法人 はじめの一步	どり〜む小野	675-1316 小野市天神町 664-1	88-8906	88-8906	就労継続支援 (B型)
特定非営利活動法人 ひまわり会	それいゆ	675-1335 小野市片山町 1033-5	70-9025	70-9004	就労継続支援 (B型)
	ひまわりハウス	675-1335 小野市片山町 1075-4	70-8989	70-8989	地域活動支援 センター
特定非営利活動法人 レムナント・残りの宝	ハレルヤファーム	675-1311 小野市万勝寺町 799	67-1193	67-1193	就労継続支援 (B型)

法人名	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号	提供サービス
特定非営利活動法人 Cielo	ワークひろば	675-1377 小野市葉多町 328-1	60-2692	60-2692	就労継続支援 (B型)
株式会社優愛	ケアステーションさくら	675-1324 小野市育ヶ丘町 1480-261	70-7106	70-7107	居宅介護、重度訪 問介護、同行援護
神戸電鉄株式会社	ひまわりクラブ	675-1331 小野市神明町 235-3	69-0431	69-0431	タイムケア
アイエヌジー株式会社	こどもプラス小野	675-1378 小野市王子町 914-102	70-7911	70-7922	放課後等 デイサービス
合同会社楽楽	楽楽ホームヘルプ サービス	675-1367 小野市敷地町 1602-3	64-6656	64-6656	居宅介護、重度訪 問介護、同行援護
有限会社七宝	相談支援事業所 フォーリーフ	675-1334 小野市大島町 570-4	63-8299	63-8299	計画相談支援、 障害児相談支援
	フォーリーフ				放課後等 デイサービス
	フォーリーフノース	675-1365 小野市広渡町 433	73-8765	73-8765	放課後等 デイサービス
北播磨こども発達支援 センター事務組合	わかあゆ園	679-0212 加東市下滝野 1283-1	(0795) 48-3074	(0795) 48-0671	医療型児童発達支 援センター、保育所 等訪問支援、障害 児相談支援
独立行政法人国立病院機構 兵庫あおの病院	兵庫あおの病院	675-1327 小野市市場町 926-453	62-5533	62-5757	短期入所、療養介 護、生活介護、児童 発達支援、放課後 等デイサービス、医 療型障害児入所支 援、日中一時
小野市	市立ひまわり園	675-1353 小野市河合中町 82-7	66-5181	66-5182	生活介護、就労継 続支援(B型)、計 画相談支援

表紙及び裏表紙の絵は、坂手学氏のご家族のご好意により、掲載させていただきました。

【坂手学氏 略歴】

1966 年 兵庫県小野市に生まれる。重症黄疸の影響で脳性小児マヒの障がいが残る。
1993 年 加古川総合文化センターにて、第 1 回坂手学絵画展を開催。
1995 年 全国公募等迦展 大阪市教育委員長賞
2003 年 フランス国際芸術サロン 選拔出展者賞
2004 年 ベルギー国際現代芸術アカデミー 銅賞
カンヌ国際栄誉グランプリ 銀賞など、数々の賞を受賞。
2014 年 10 月 逝去

～ご本人による自己紹介のコメント～

絵画をとおり、たくさんの人との出会いや素晴らしい家族を持ったことに感謝しながら、
「私はとびきりの幸せ者、“ラッキーマン”です！」

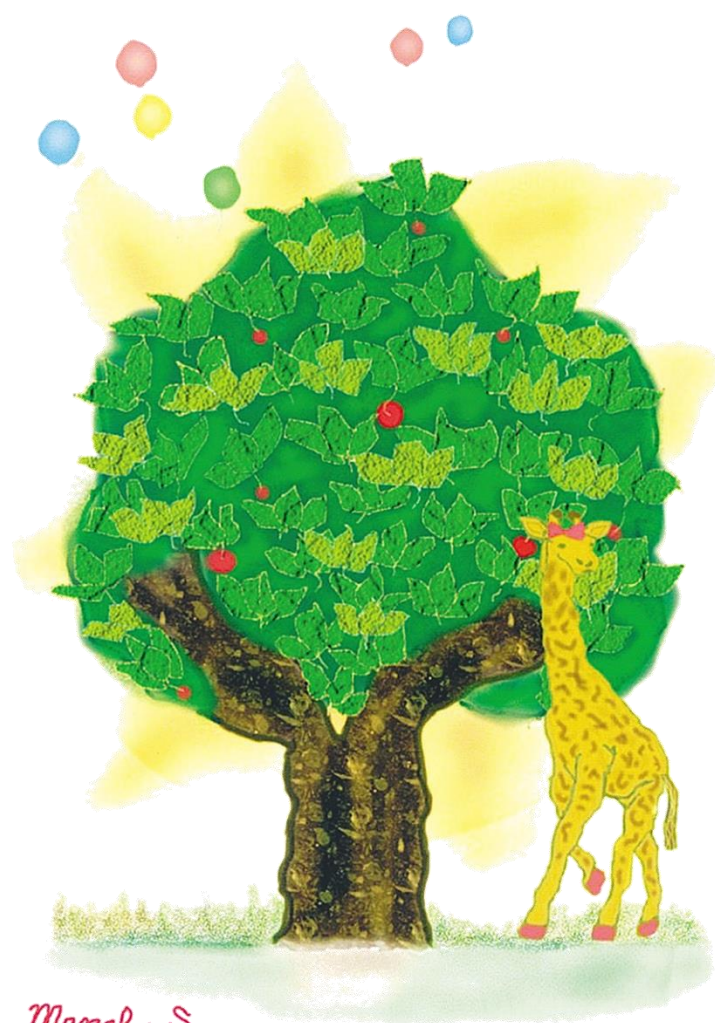
**第 3 次小野市障がい者計画
第 5 期小野市障がい福祉計画
第 1 期小野市障がい児福祉計画
～インクルージョンおのプラン～**

【発行年月】平成 30 年 3 月

【発行・編集】小野市市民福祉部社会福祉課

〒675-1380 兵庫県小野市王子町 806-1

TEL：0794-63-1011 FAX：0794-63-1204



Marabu.S